

# 平成27年度大阪府地域医療介護総合確保計画

---

平成27年11月  
大 阪 府

# 目次

---

1. 計画の基本的事項	3
(1) 計画の基本的な考え方	3
1 大阪府の特徴	3
2 大阪府の現状と課題	4
3 これまでの取組み等	9
4 本計画の方向性	10
(2) 大阪府医療介護総合確保区域の設定	12
1 医療介護総合確保区域	12
2 医療介護総合確保区域別人口の推移	13
3 医療介護総合確保区域別高齢人口及び高齢化率	14
(3) 計画期間並びに医療及び介護の総合的な確保に関する目標の設定	15
1 計画期間	15
2 大阪府全域における目標の設定	15
3 医療介護総合確保区域毎の目標の設定及び現状について	19
豊能医療介護総合確保区域	20
三島医療介護総合確保区域	21
北河内医療介護総合確保区域	22
中河内医療介護総合確保区域	24
南河内医療介護総合確保区域	25
堺市医療介護総合確保区域	26
泉州医療介護総合確保区域	27
大阪市医療介護総合確保区域	28
2. 事業の評価方法	30
(1) 意見を聴取した主な関係団体等	30
(2) 関係者からの意見聴取の方法	31
(3) 事後評価の方法	36
3. 計画に基づき実施する事業	別紙

# 1. 計画の基本的事項

## (1) 計画の基本的な考え方

### 1 大阪府の特徴

- 大阪府は 43 市町村で構成され、面積 1904.99 km<sup>2</sup>・人口約 885 万人、人口密度は 4,646 人/km<sup>2</sup>であり、全国で 2 番目に狭く人口は 3 番目に多い(平成 26 年 10 月 1 日現在)。府内は政令指定 2 都市を含む人口 10 万人以上の都市が 21 市と多く、広域的な都市交通網や生活基盤となるインフラも高度に発達しており大都市ならではの特性を有している。
- 大阪府内には、高度専門的な特定領域の医療サービスの提供を担う特定機能病院が 7 病院あり、また、総合病院や専門病院も数多く集積している。

医療機関数は、これら高度専門医療機関等を含め、病院 531、診療所 8,462 で、病床数は 107,932 床、一般病床 65,824 床を有しており(平成 27 年 3 月 31 日現在)、中核病院が複数存在し、医療機関数も多数に上ることから、他府県でよくみられる中核病院への一極集中的な医療連携体制にはなっていない。

また、病院のうち民間病院は 481 ヶ所と 90.6%を占め(平成 26 年 11 月 30 日現在)、救急搬送の約 71%が民間病院で担われるなど(消防庁:平成 26 年度版 救急救助の現況)民間病院が地域医療・政策医療の推進に大きな役割を果たしていることも特筆すべき特徴である。

#### 大阪府医療機関数

平成27年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染症
531	107,932	65,824	22,394	19,116	520	78

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
8,462	266	2,610	5,583

- 平成 37 年には、全国的に、団塊の世代のすべてが後期高齢者(75 歳以上)となる超高齢社会を迎える。大阪府固有の状況としても高度成長期に大量に流入した団塊の世代が高齢期を迎えたことや、生産年齢層の流出が続いていることから、全国平均以上に高齢化が進む。また、要介護・要支援認定者、認知症高齢者、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加する「都市型高齢化」の進展が見込まれる。

	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府	愛知県	東京都	~	島根県	山形県	全国
2010年	58.9万人	56.3万人	79.4万人	84.3万人	66.0万人	123.4万人		11.9万人	18.1万人	1419.4万人
<>は割合	<8.2%>	<9.1%>	<8.8%>	<9.5%>	<8.9%>	<9.4%>		<16.6%>	<15.5%>	<11.1%>
2025年	117.7万人	108.2万人	148.5万人	152.8万人	116.6万人	197.7万人		13.7万人	20.7万人	2178.6万人
<>は割合	<16.8%>	<18.1%>	<16.5%>	<18.2%>	<15.9%>	<15.0%>		<22.1%>	<20.6%>	<18.1%>
( )は倍率	(2.00倍)	(1.92倍)	(1.87倍)	(1.81倍)	(1.77倍)	(1.60倍)		(1.15倍)	(1.15倍)	(1.53倍)

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」

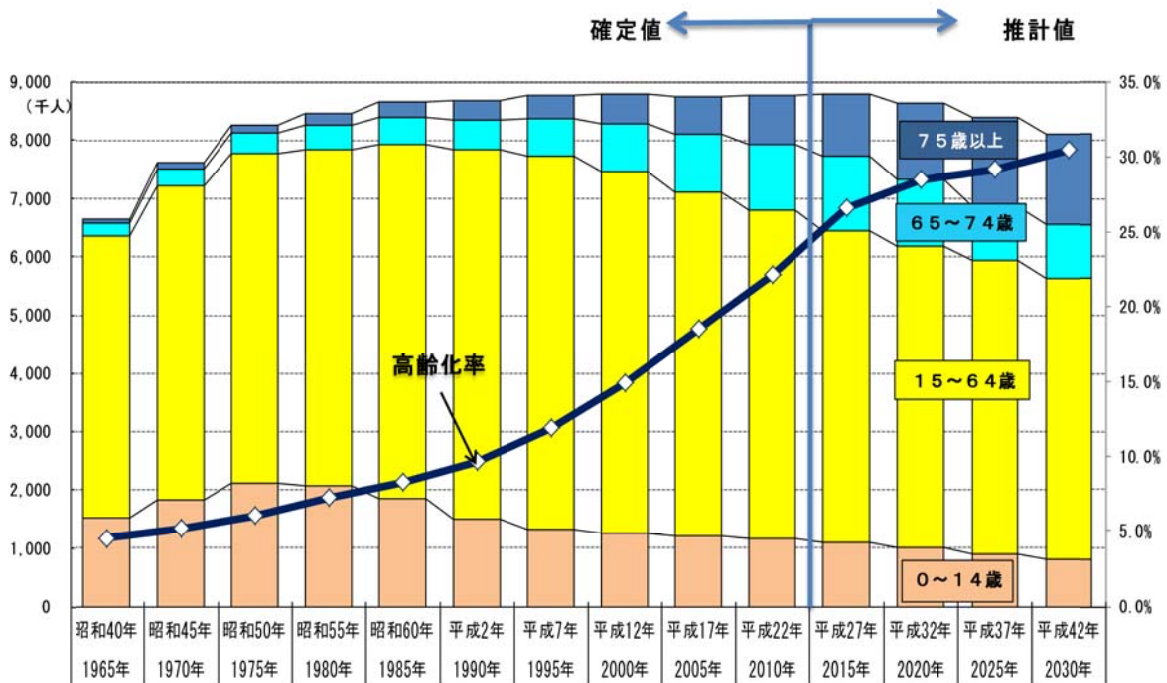
## 2 大阪府の現状と課題

### <高齢者数>

大阪府では、平成22年における65歳以上の高齢者約196万人が、平成37年には約246万人に増加(約50万人(25%)増加)する一方、15歳～64歳の生産年齢人口は、平成22年では約565万人であったのが、平成37年には約505万人に減少すると見込まれる。そのため、高齢化率は、平成22年では22.1%であったが、平成37年には29.2%となることが見込まれる。

また、後期高齢者数は、平成22年の約83万人から平成37年には約153万人に増加(約70万人(85%)増加)し、特に、要介護認定者の割合が増える後期高齢者の割合が全国平均(55%増加)以上に増加することが見込まれる。

【大阪府の人口推移】



(単位：千人)

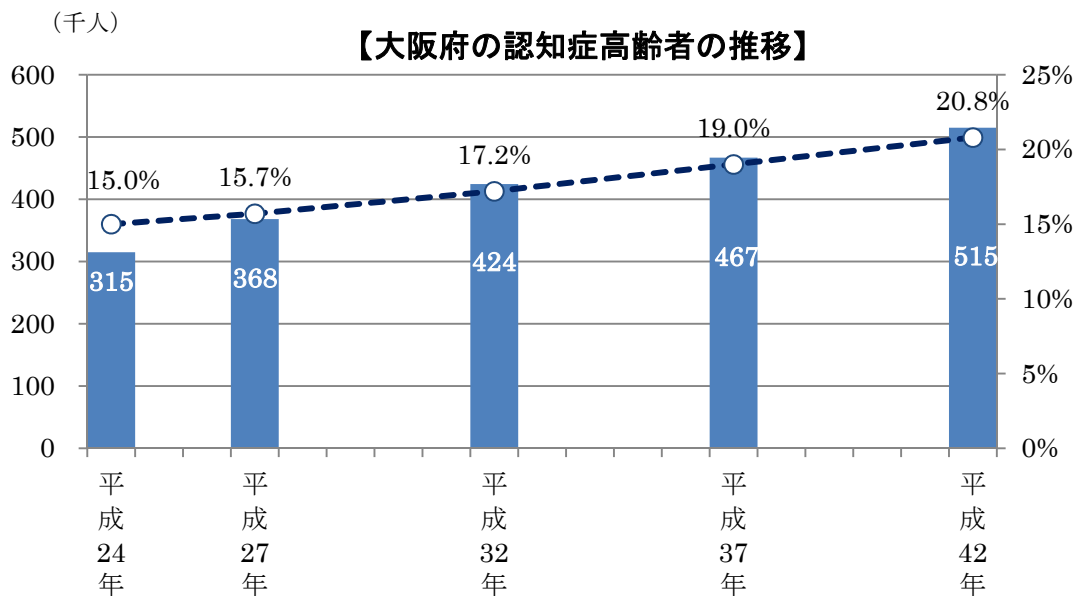
	昭和40年 1965年	昭和45年 1970年	昭和50年 1975年	昭和55年 1980年	昭和60年 1985年	平成2年 1990年	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年
総人口	6,657	7,620	8,279	8,473	8,668	8,735	8,797	8,805	8,817	8,865	8,808	8,649	8,410	8,118
高齢者人口	304	394	501	613	717	843	1,048	1,315	1,634	1,963	2,345	2,467	2,457	2,476
(うち後期高齢)	79	103	143	194	262	334	396	493	650	833	1,070	1,304	1,528	1,549
生産年齢人口	4,827	5,406	5,653	5,783	6,094	6,348	6,412	6,224	5,914	5,648	5,370	5,183	5,048	4,827
高齢化率	4.6%	5.2%	6.0%	7.2%	8.3%	9.7%	11.9%	14.9%	18.5%	22.1%	26.6%	28.5%	29.2%	30.5%

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」

※高齢化率の計算において、国勢調査の総数には不詳人口を含んでいる。

### <認知症高齢者数>

大阪府の高齢者数が平成24年の約210万人から平成37年の約246万人へと増加(17%増加)するのに比例して、認知症高齢者数は、平成24年の約32万人から平成37年には約47万人に増加(47%増加)すると見込まれる。



(単位：千人)

	平成24年 (2012年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)
総人口	8,856	8,808	8,649	8,410	8,118
高齢者人口	2,099	2,345	2,467	2,457	2,476
認知症高齢者数	315	368	424	467	515
有病率	15.0%	15.7%	17.2%	19.0%	20.8%

※有病率は、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究(九州大学)」による速報値。  
総務省人口推計、国立社会保障・人口問題研究所による高齢者人口推計値に当該比率を乗じて推計した。

### <高齢者世帯の状況>

大阪府における高齢者のいる一般世帯(施設等の入所者等以外の世帯)数は、平成22年では、約135万世帯だが、平成37年には約147万世帯となると推計されている。

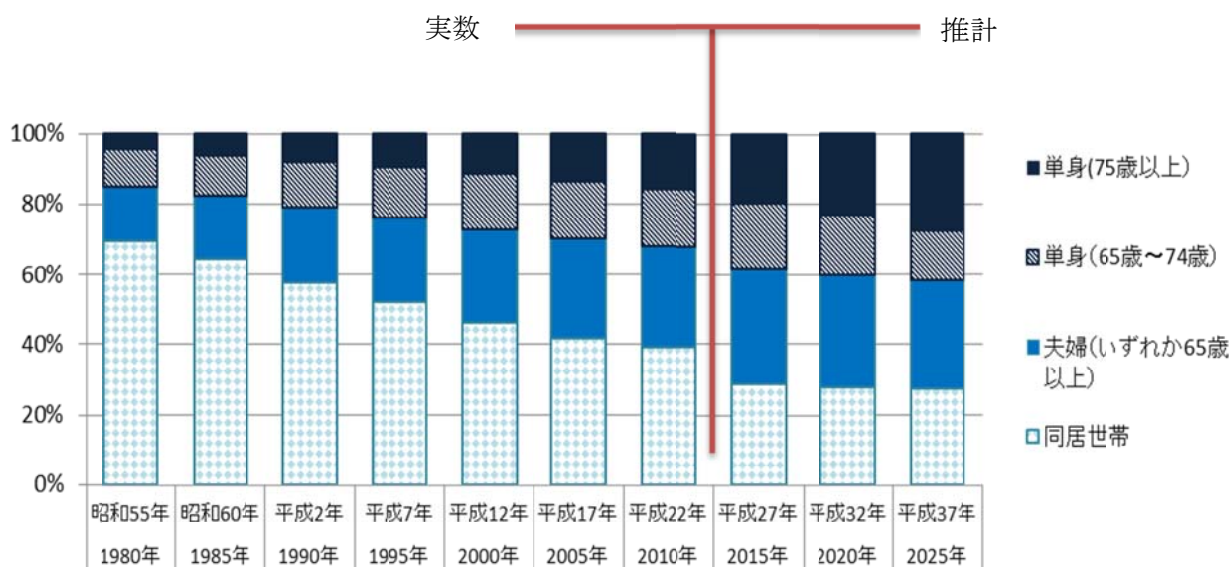
高齢者の単身世帯の増加が顕著であるが、とりわけ75歳以上の単身高齢者世帯は、平成22年では約21万世帯が、平成37年には約41万世帯となり倍増すると推計される。

#### 【大阪府における高齢者のいる一般世帯の状況】

	実数							推計値		
	昭和55年 1980年	昭和60年 1985年	平成2年 1990年	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年
一般世帯(65歳以上の世帯員を含む)	475,291	547,586	628,378	766,630	939,894	1,142,131	1,345,444	1,423,529	1,491,041	1,467,121
65歳以上単身世帯総数	71,497	97,727	133,143	182,899	255,107	340,910	432,816	548,035	600,523	612,997
(再掲)75歳以上世帯	20,730	33,449	52,004	73,351	108,318	157,111	212,430	283,231	347,446	406,304
高齢夫婦世帯	73,391	98,705	132,509	185,118	252,263	325,214	387,712	465,153	475,517	454,748

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」

### 【大阪府における高齢者のいる一般世帯の状況】



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」

このような状況に対応し、大阪府内の高齢者が、出来るだけ長い間、住み慣れた地域で生きがいを感じ安心して生活を続けることができるよう、高齢者の暮らしを地域全体で支える体制の整備—地域包括ケアシステムの構築—に、早急に取り組む必要がある。

また、この大阪府が目指すべき医療提供体制のあるべき姿及び医療と介護の連携の在り方については、平成27年4月より策定手続きに入った大阪府地域医療構想において今後示されることになる。

この構想で示される将来あるべき医療と介護の連携・提供体制の実現に向けた施策を、基金を活用し実施していく必要がある。

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備整備の必要性

- ・ 今後見込まれる高齢者の増加に対応するため、限りある医療資源の中で適切な医療を持続的に提供するためには、二次医療圏域毎の医療提供の実情、将来需要及び供給の推計を把握し、病床機能分化・連携を図り、医療提供体制の効率化及び質の向上を図る必要がある。
- ・ この点、平成27年度より策定手続きが開始された大阪府地域医療構想において、二次医療圏を基本とする構想区域毎の各医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）の2025年の将来必要病床数が今後示される。現状、大阪府内の急性期病床数は一定の規模を満たしているが、特に回復期の機能を持つ病床は不十分な状態となっており、病床の転換などによるバランスのとれた病床機能分化を促進し不足する医療機能や医療提供体制の充足を推進することが、現状において喫緊の課題である。

- ・ また、今後、増加する医療ニーズに対応していくために、入院から在宅までの患者の流れの円滑化を促進することで、医療提供体制の効率化を図っていく必要がある。
- ・ 一方で、大阪府は医療資源が豊富であるものの、急性期型の病院に患者が集中する傾向があり、地域の医療機関と連携体制を構築することが難しく、連携が不十分である。こうした課題に対し、情報通信技術(ICT)の活用や病診・歯・薬連携、訪問看護などの連携体制構築に向けた取組みを進めていく必要がある。

## ② 居宅等における医療提供体制整備の必要性

- ・ 大阪府は、大都市であるがゆえに、大阪府の人口のボリュームゾーンである高度成長期に転入した現役世代の高齢化により、高齢者人口の急増が予測されている。また、国民の約7割が終末期に自宅での療養を望んでいるとの調査結果(※平成26年3月厚生労働省終末期医療に関する意識調査等検討会「人生の最終段階における医療に関する意識調査報告書」)があることを踏まえれば、府民一人ひとりが安心して住み慣れた地域で生活を継続し、人生の最期を迎えられるよう、府内各地域の実情に応じた在宅医療・介護サービスの提供体制を整備することが急務である。
- ・ 在宅医療の推進にあたっては、介護分野と医療分野の連携が重要である。大阪府では、国の「多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業」により、地域で在宅医療を推進するためのリーダー養成に取り組むとともに、大阪府地域医療再生計画に基づき、各地域の課題、実情を踏まえた在宅医療の連携拠点の整備に向けたモデル事業を実施してきた。  
 しかしながら、地域における在宅医療連携への取組みは緒についたばかりであることから、今後、在宅医療を推進する人材の育成を行うなどさらに積極的に取り組む必要がある。
- ・ また、急性期から在宅までの一連の医療サービスを途切れなく安定的に提供するために、在宅での容態急変時の速やかな対応や看取りを含めた地域医療提供体制を整備していくことが課題であり、こうした体制整備は地域包括ケアシステムの構築にとっても必要不可欠である。
- ・ さらに、これらの体制整備を行うためには、在宅医療を支える人材の育成が重要であるため、在宅チーム医療の土台となる、在宅医療に携わる医療従事者等を確保・育成していく必要がある。
- ・ 在宅医療を支える人材の確保育成にあたっては、在宅医療に意欲・関心はあるがこれまで参入できなかった者や潜在化している人的資源の活用も重要な視点である。  
 今後、地域医療構想において地域毎の在宅医療の提供体制の将来あるべき姿が示されることになる。この将来あるべき在宅医療の提供体制実現のために、在宅医療の充実促進・医療と介護の連携、在宅医療を担う人材確保は必須である。

## ③ 介護施設等の整備の必要性

- ・ 介護保険施設や老人福祉施設は、高齢者が身体的な状態や家庭環境等により居宅で暮

らすことが困難になった場合のセーフティーネットとして、重要な役割を担っている。中でも特別養護老人ホームは、入所申込者数が退所者数を上回る状態が続いており、加えて高齢化率の上昇と高齢者人口の増加に伴う要介護認定者の増加、認知症高齢者や単身高齢者世帯の増加といった点からも、引き続き計画的な整備を進めていく必要がある。

- ・ また、高齢者が、介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう導入された地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を担っているものの、安定的な経営が見込めないなどの理由から事業者の参入が進まないなど、一部のサービスでは計画に比し普及が進んでいない状況が見受けられる。
- ・ 平成 37 年には、団塊の世代のすべてが後期高齢者(75 歳以上)となり、更なる高齢化と要介護認定者の増加が見込まれることから、平成 37 年を見据え、高齢者が安心して生活を続けることができるよう介護サービス基盤の充実が重要であると考えます。
- ・ このため、大阪府では第6期高齢者計画において、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間で、新たに特別養護老人ホーム 2,595 床、介護老人保健施設 817 床、地域密着型特別養護老人ホーム 1,276 床、認知症高齢者グループホーム 2,622 人分の整備を推進するとともに、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター等の整備を図っていく。

#### ④ 医療提供体制の充実に向けた医療人材確保の必要性

- ・ 医療サービスは対人サービスであり、先に述べたような、適切かつ持続的な医療提供体制を構築するためには、質の高い人材を継続的に確保していくことが必要である。
- ・ この点、大阪府の人口当たりの医師数は全国平均を上回っており、一定の確保がされている状況であるが、地域別、診療科別で見ると医師の偏在が見られ、救急・地域医療の提供に影響を与えている。  
また、人口当たりの看護師数は全国平均を下回っており、離職率は全国ワースト 3 の 13.9% (※2013 年 病院における看護職員受給状況調査) と多く、潜在看護師の掘り起こしや定着が課題である。
- ・ 大阪府内の医療圏間では人口分布に大きな差がないことから、医療提供体制は、二次医療圏内でおおむね完結しているが府の特徴として圏域ごとに比較すると提供体制に差があるため圏域を越えた人的な連携を図っていくことも必要である。
- ・ 医療人材の安定的な確保や資質の向上のためには、専門領域ごとに経験年数やスキルなどに応じた研修の実施や、医療従事者の労務面等での勤務改善や環境整備が必要であり、この点において、大阪府では、看護師の離職防止及び医師・看護師等の確保に向けた具体的取組みについて苦慮している医療機関が多い。地域医療介護総合確保基金事業として平成 27 年 1 月 14 日に開設された大阪府医療勤務環境改善支援センター等による取組みを今後さらに促進していく必要がある。

#### ⑤ 介護人材の確保の必要性

- ・ 平成 12 年の介護保険制度創設当時、全国で約 55 万人であった介護人材は、平成 25



年度には171万人となり、平成37年度には約253万人（府：21.9万人）が必要と推計されている。

一方、生産年齢人口は減少することが見込まれ、現状の施策を継続した場合、約37.7万人の介護人材が不足する見通しである。

また、医療ニーズの高まりや、認知症高齢者、高齢者のみ世帯の増加等に伴い、介護ニーズの高度化・多様化に対応しうる介護人材の質的向上を図る必要が出てきている。

このため、大阪府では、参入促進策として、無料職業紹介、介護人材確保・職場定着支援事業、一般学生へのアプローチ強化（職場体験バスツアー等）、府内高校の福祉担当教諭との連携による高校生向けセミナー等を実施している。

また、離職防止策（資質の向上）としては、介護人材キャリアパス支援事業、介護・情報研修センター事業、地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業を実施している。

- ・ 介護職員初任者研修受講支援事業では、介護職員初任者研修の受講支援（約2万人対象）を実施することで介護従事者のすそ野拡大を目指す。

併せて、今後、府として直面する介護人材不足に対応するだけでなく、平成37年度を見据えた長期的な人材確保方針の検討を行う。

その際、既存事業の効果検証、府内の介護現場の実態・課題把握や新たな人材確保策の検討を行うとともに、介護報酬を含めた国の制度についても、効果的な人材確保に資する観点からの検証を行うなどし、介護人材確保戦略の策定に向けた検討を行う。

### 3 これまでの取組み等

#### ① 医療分野

大阪府では平成22年1月に、二次医療圏を対象とする地域医療再生計画（大阪府地域医療再生計画「泉州医療圏」「堺市・南河内医療圏」）を策定し、府内でも相対的に医療機能が脆弱な当該医療圏の医療機能の向上等に取り組んでいる。

また、平成23年11月には、府域全域を対象とする大阪府地域医療再生計画「三次医療圏」を策定し、医療提供体制の課題のうち、とりわけ優先度の高い7項目（救急医療・周産期医療・がん対策・感染症対策・歯科医療対策・薬務対策・医師確保）について、大都市圏ならではの豊富な医療資源を活用した連携体制の強化による、課題解決に向けた取組みを進めてきた。

これら地域医療再生計画での取組みも踏まえ、平成25年4月に医療法に基づく「大阪府保健医療計画」を策定し、5疾病4事業および在宅医療に関する医療連携体制の構築を柱とした、効果的な医療提供体制の確保に向け取り組んでおり、今後本計画により更なる医療提供体制充実を目指している。

平成25年8月には、「災害医療」、「在宅医療」及び「医師確保」の3分野における医療提供体制に取組み、これまでの地域医療再生計画の内容を拡充・補完し、府内医療提供体制の更なる充実強化を目指す取組みを進めている。

## ② 介護分野

### (介護施設等の整備)

介護分野においては、平成 21 年度に国より交付を受けた介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を財源に基金を造成し、大阪府介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業を実施することで、地域密着型サービスの拠点等の整備を進めてきた。

府内の整備数は平成 26 年度末で、地域密着型特別養護老人ホームでは定員数 2,781 人分(建設中の定員を含む)となっており、第5期高齢者計画に定める整備目標数と比較すると、整備率では 86%、また認知症高齢者グループホームでは、定員数 10,114 人分となっており、同計画目標に対し 91%の指定状況となっている。

また、介護施設等が開設時から安定した質の高いサービスを提供できるよう、平成 21 年度に国より交付を受けた介護職員処遇改善等臨時特例交付金を財源に基金を造成し、大阪府介護施設等開設支援臨時特例基金特別対策事業を実施し、介護施設等の開設時における体制整備等を支援してきた。

### (介護人材の確保・資質の向上)

大阪府では、後期高齢者人口の急増、福祉・介護サービスに対する需要の拡大で、福祉・介護人材の確保が求められていることから、これに対応するため、安定した福祉・介護人材の確保策を実施している。

しかし、他産業を上回る有効求人倍率や高い離職率など、人材確保が厳しい情勢となっている。

そこで、国の緊急経済対策を活用して、平成 20、21 年度に福祉・介護人材確保にかかる緊急支援事業を創設(平成 24 年度終了)したほか、平成 24 年度に福祉・介護人材確保緊急支援事業を実施した。

また、継続的に施策を展開するため、平成 24 年度より3年間事業として「福祉・介護人材確保安定化事業」を創設し、平成 24 年度から3年間で福祉・介護従事者数を 13,800 人増やすことを目標に、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、潜在的有資格者等再就業促進事業、福祉・介護人材マッチング機能強化事業、)福祉・介護人材キャリアパス支援事業等を実施し人材の円滑な参入促進や福祉介護職員のキャリアアップや資質の向上及び職場定着を支援してきた。

## 4 本計画の方向性

本計画では、これらの課題・必要性に向けた対策として、①病床機能分化・連携強化に向けた施設又は設備整備の積極的促進、②居宅等における医療提供体制の整備、③介護施設等の整備の必要性、④医療従事者の確保、⑤介護人材の確保の 5 つの方向性に基づき的確な対策を実施することで、府民一人ひとりに良質な医療・介護サービスを提供し、府民のニーズを満たすために必要な医療と介護の総合的なサービス体制を持続的に提供できる体制を構築することを基本的な考え方とする。

なお、本計画は、基本理念を大阪府保健医療計画及び第 6 期大阪府介護保険事業支援計画、大阪府内市町村介護保険事業計画と同じくするものであり、今後策定される大阪府地域医

療構想とも整合性を図ることとしている。

今後、地域における医療介護連携体制の整備は、市町村が中心となることから、市町村における取組みへのサポートが重要である。

また、医療・介護関係団体や医療・介護従事者、をはじめ医療保険者や介護保険者である市町村など広く医療・介護分野の関係団体の意見を聞きながらさらに体制充実の検討を進めていく。

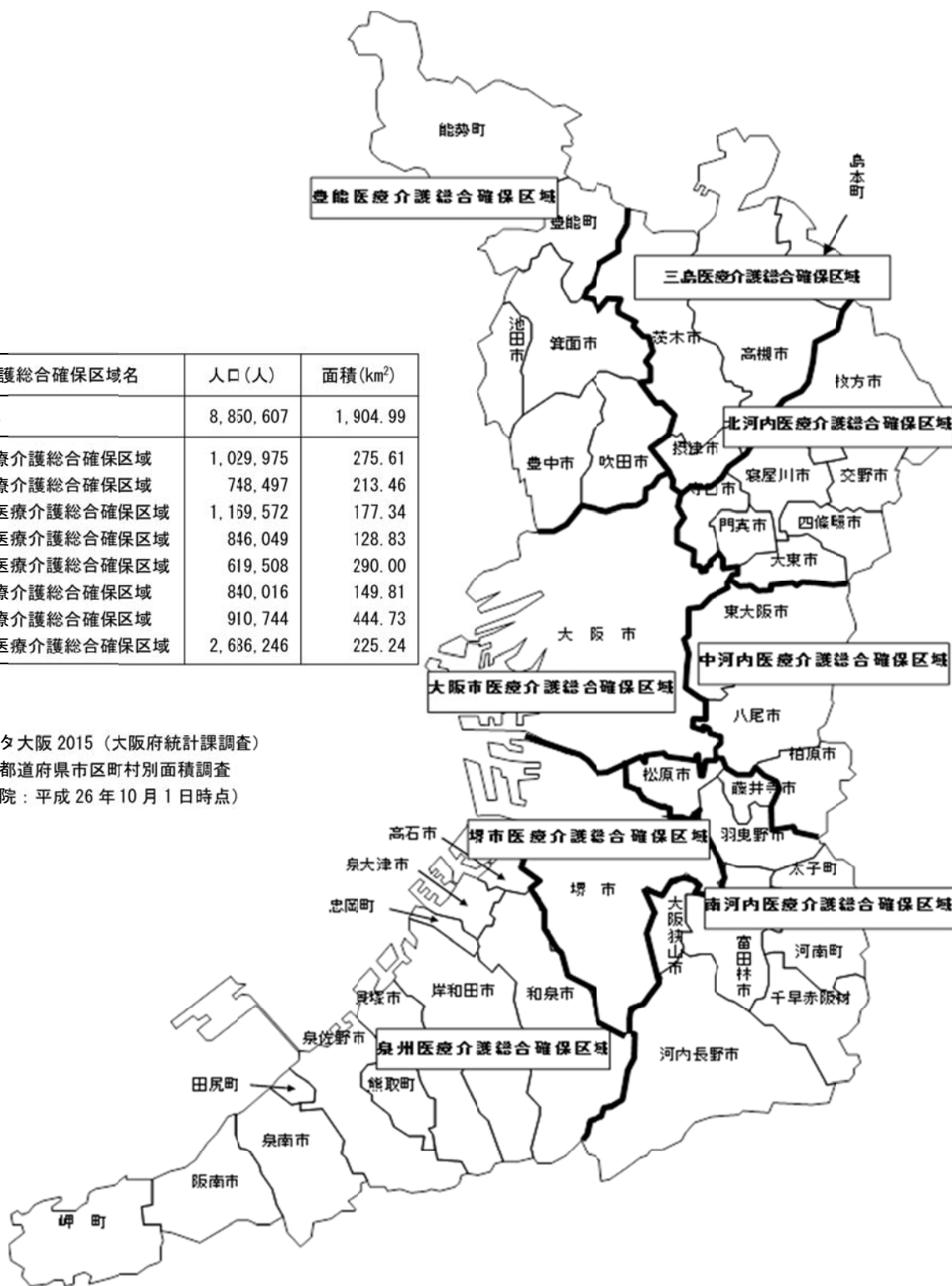
## (2) 大阪府医療介護総合確保区域の設定

### 1 医療介護総合確保区域

大阪府における医療介護総合確保区域については、二次医療圏及び高齢者福祉圏域と同一とし以下の8区域とする。

医療介護総合確保区域名	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )
大阪府全域	8,850,607	1,904.99
豊能医療介護総合確保区域	1,029,975	275.61
三島医療介護総合確保区域	748,497	213.46
北河内医療介護総合確保区域	1,139,572	177.34
中河内医療介護総合確保区域	846,049	128.83
南河内医療介護総合確保区域	619,508	290.00
堺市医療介護総合確保区域	840,016	149.81
泉州医療介護総合確保区域	910,744	444.73
大阪市医療介護総合確保区域	2,636,246	225.24

※人口はデータ大阪 2015 (大阪府統計課調査)  
面積は全国都道府県市区町村別面積調査  
(国土地理院：平成 26 年 10 月 1 日時点)



## 2 医療介護総合確保区域別人口の推移

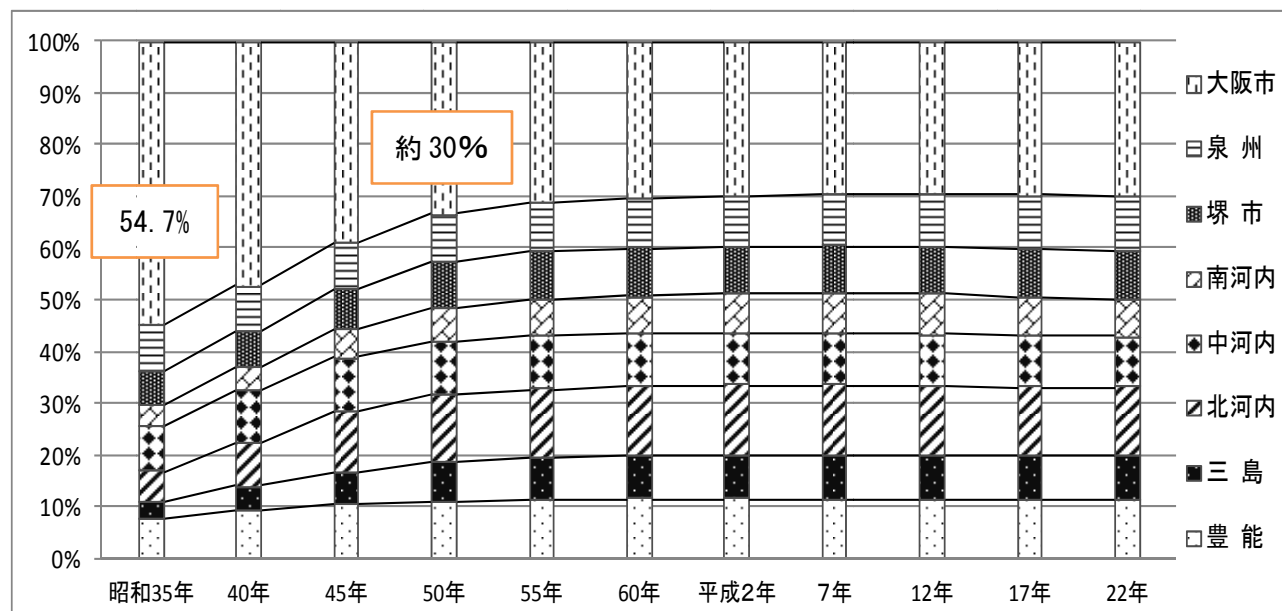
人口の推移を医療介護総合確保区域別（二次医療圏別）にみると、次表のとおりである。府内の人口は、昭和50年まで大きく増加するものの、近年は微増となっている。大阪市の人口は昭和40年をピークに年々減少してきたが、平成17年には約3万人の増加に転じた。構成比で昭和35年には大阪府全人口の54.7%を占めていたが、昭和50年以降は約30%となっている。

これに対して、大阪市以外の地域は、昭和35年から概ね増加してきたが、昭和60年からほぼ横ばい又は減少してきている。

### 【医療介護総合確保区域別人口の推移】

(単位:千人)

医療圏	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺市	泉州	大阪市	計
昭和35年	424	184	325	476	223	372	489	3,012	5,505
40年	629	302	569	658	298	466	578	3,156	6,657
45年	794	472	915	781	429	594	655	2,980	7,620
50年	896	640	1,089	850	532	751	742	2,779	8,279
55年	963	680	1,142	864	585	810	781	2,648	8,473
60年	1,005	715	1,177	872	624	818	819	2,636	8,668
平成2年	1,016	731	1,189	873	661	808	834	2,624	8,735
7年	1,014	738	1,211	874	689	803	865	2,602	8,797
12年	1,006	733	1,202	869	699	792	904	2,599	8,805
17年	1,006	734	1,186	864	650	831	917	2,629	8,817
22年	1,013	745	1,186	856	636	842	923	2,665	8,865



出典：総務省統計局「国勢調査」、大阪府総務部統計課「大阪府の人口」

### 3 医療介護総合確保区域別高齢人口及び高齢化率

高齢化率を区域別で見ると、南河内区域（23.4%）が最も高く、泉州区域（21.2%）が最も低くなっている。

高齢化率の伸びを見ると、平成17年から22年にかけて、大阪市区域の2.4%（20.1%→22.5%）の増から北河内区域の5.1%（17.0%→22.1%）の増と、全区域において急速に高齢化が進んでいる。

#### 【医療介護総合確保区域別高齢化率】

（単位：人）

圏域名	平成17年				平成22年				高齢化 進捗率 B-A
	総数	0～64歳	65歳以上	高齢化率A	総数	0～64歳	65歳以上	高齢化率B	
府合計	8,817,166	7,124,815	1,634,218	18.5%	8,865,245	6,813,270	1,962,748	22.1%	3.6%
大阪市	2,628,811	2,064,994	529,692	<b>20.1%</b>	2,665,314	2,042,525	598,835	<b>22.5%</b>	<b>2.4%</b>
豊能	1,006,084	825,405	176,099	17.5%	1,012,902	794,624	215,364	21.3%	3.8%
三島	733,848	605,880	125,946	17.2%	744,836	582,631	159,284	21.4%	4.2%
北河内	1,186,521	977,709	202,157	<b>17.0%</b>	1,185,935	908,749	262,014	<b>22.1%</b>	<b>5.1%</b>
中河内	864,342	699,613	160,199	18.5%	855,766	630,225	193,025	22.6%	4.1%
南河内	649,601	527,860	121,567	18.7%	636,008	485,773	148,908	<b>23.4%</b>	4.7%
堺市	830,966	670,781	154,857	18.6%	841,966	649,074	189,318	22.5%	3.9%
泉州	916,993	752,573	163,701	17.9%	922,518	719,669	196,000	<b>21.2%</b>	3.3%

また、平成27年から平成37年にかけて、高齢化率は全区域で増加し続けることが予測され、府内の高齢化率が29.2%となり実に3人に一人が65歳以上となる。特に、北河内、中河内区域では30.8%、南河内では32.3%と他の圏域に比べて高くなっている。

（単位：人）

圏域名	平成27年（推計値）				平成37年（推計値）				高齢化 進捗率 D-C
	総数	0～64歳	65歳以上	高齢化率C	総数	0～64歳	65歳以上	高齢化率D	
府合計	8,808,282	6,462,931	2,345,351	26.6%	8,410,039	5,952,804	2,457,235	<b>29.2%</b>	2.6%
大阪市	2,663,783	1,962,367	701,416	26.3%	2,553,167	1,826,861	726,306	28.4%	2.1%
豊能	1,007,617	749,331	258,286	25.6%	968,191	690,329	277,862	28.7%	3.1%
三島	749,034	555,077	193,957	25.9%	730,980	523,606	207,374	28.4%	2.5%
北河内	1,172,288	848,984	323,304	27.6%	1,108,862	767,241	341,621	<b>30.8%</b>	3.2%
中河内	837,620	602,172	235,448	28.1%	779,398	539,325	240,073	<b>30.8%</b>	2.7%
南河内	619,835	443,812	176,023	28.4%	574,652	389,074	185,578	<b>32.3%</b>	3.9%
堺市	841,587	616,723	224,864	26.7%	814,289	582,932	231,357	28.4%	1.7%
泉州	916,518	684,465	232,053	25.3%	880,500	633,436	247,064	28.1%	2.7%

共に出典：総務省「国勢調査」国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）

### (3) 計画期間並びに医療及び介護の総合的な確保に関する目標の設定

#### 1 計画期間

本計画の計画期間は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までとする。

#### 2 大阪府全域における目標の設定

##### ①医療分野における目標の設定

本計画は、府民一人ひとりに良質な医療サービスを提供し、府民のニーズを満たすために必要な医療の総合的なサービス体制の確立を目指すことを目標とする。

当該目標は、大阪府保健医療計画の基本理念に沿ったものであり、本計画と大阪府保健医療計画とは目指すべき方向性が同じであることから、目標達成に向けた課題と指標は、以下のとおり大阪府保健医療計画で設定した項目・数値と同一のものを基本とする。

大阪府保健医療計画の施策の目標等は以下のとおりである。本計画で定める機能分化推進・連携、居宅等における医療提供体制整備の推進、医療人材確保に向けた事業の実施により、さらなる課題解消、目標達成への取組みを推進する。

#### 【大阪府保健医療計画で設定した項目・数値について】

～大阪府保健医療計画（平成25年4月策定）より抜粋～

- 大阪府保健医療計画の基本理念は、健康な生活を享受することが府民の基本的な権利であることを示すとともに、府民一人ひとりについて切れ目なく、良質な医療サービスを提供し、府民のニーズを満たすために必要な保健・医療・福祉の総合的なサービス体制の確立をめざすことにある。
- 現在、急速な高齢化が進む中、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患（5疾病）については、生活の質の向上を実現するため、患者数の増加の状況も踏まえつつ、これらに対応した医療提供体制の構築や施設整備を目指す必要がある。
- さらには、今後、高齢化に伴い在宅医療のニーズが増加し、高齢化に伴う在宅における栄養管理や呼吸不全に伴う呼吸管理などを必要とする患者が増加すると予想されており、このため在宅医療に関わる一部の医師等だけで時間外の急病対応や不在時の対応など全てを担うには負担が大きいため、在宅医療を行う医療機関の増加や在宅に関わる医療従事者の確保や質の向上を進めていく必要がある。
- 在宅医療を進めるにあたり、人工呼吸器を装着した患者や様々な医療措置を必要とする患者への高度・専門的なケアを提供していくため、中核的な機能を担う訪問看護師等の養成と資質向上を図る必要がある。さらに、充実した在宅医療を目指すには、在宅に関わる医師同士の連携やそれ以外の医師の役割分担を図ること、訪問看護師等の医療従事

者に加え、介護支援専門員や介護士なども含めた福祉職がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていく体制を構築していくことが重要である。

- 医療と介護の連携については、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議等の地域の関係機関、関係者会議において、在宅医療を担う病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護支援専門員、福祉関係者などが情報を共有し合いながらそれぞれの役割や機能を理解し、それぞれの役割を発揮して、患者の在宅生活を支えるためのネットワークの構築を目指していく。また、高齢者一人ひとりに対する支援については、サービス担当者会議等を通じた医療と介護、福祉サービスとの連携強化による包括的なサービス提供体制の構築を目指していく。
- さらには、少子化や高齢化の進展とそれに伴う疾病構造の変化、医療機能の分化・多様化、高度情報化社会の進展などに伴い、医療に関するニーズが拡大していくことが考えられるため、これを支える医療従事者の確保、資質向上は、医療連携体制の構築や施設・設備の整備等と並んで最も重要な目標である。
- 大阪府保健医療計画では、以上の基本的な考え方にに基づき、目標達成に向けた代表的な項目について、現状及び目標値を5疾病4事業及び在宅医療毎に定めている。

#### ○ 大阪府保健医療計画におけるPDCAサイクル

大阪府保健医療計画の推進にあたっては、施策に関連する事業の進捗や目標の達成度について把握・分析を行い、計画最終年度において目標が達成されるよう、評価および見直しを行うこととしており、目標に対する進捗状況が不十分な場合、その原因を分析し、必要に応じて施策の見直しをはかることで計画のPDCAサイクルに沿って取り組んでいる。平成25年度の施策に関連する事業の進捗や目標の達成度について把握・分析した結果、概ね29年度の目標値に向かって進んでいた。平成26年度分については、現在、状況を把握しているところである。

在宅医療の推進については、目標とする大阪版モデルパターンといえる汎用性のある取組み手法の確立にむけて、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業（国委託）や大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業（地域医療再生計画基金事業）（平成25年度）、大阪府在宅医療連携拠点支援事業（平成26年度）の実施により、多職種連携研修会の開催や在宅医療連携拠点の整備を進めており、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図ってきた。

今後、先進的な地域を参考としながら、本計画の基金事業や地域医療構想等の計画に基づき、さらなる在宅医療の推進に取り組む。

さらに、本計画の基金事業や地域医療構想等の計画を踏まえて、評価指標の再考を含めて検討していく。



【施策の目標等】

分野	目標値項目	現状値	(年度)	目標値(29年度)	
がん	がん検診受診率	胃がん	21.5%	22年	40%
		肺がん	14.9%		35%
		大腸がん	18.9%		30%
		子宮がん	28.3%		35%
		乳がん	26.8%		40%
	がんによる年齢調整死亡率(75歳未満)	90.3(10万対)	22年	68.1	
	喫煙率	男性 33.6% 女性 12.3%	22年	20%以下 5%以下	
	特定健康診査受診率	39.0%	22年	70%	
	特定保健指導実施率	9.8%		45%	
	脳卒中	食塩摂取量(20歳以上)	男性 10.9g 女性 9.1g	21~23年 平均	8g 8g
急性心筋梗塞	日常生活における歩数(20歳以上)	男性 7,359歩 女性 6,432歩	21~23年 平均	10,000歩 9,000歩	
糖尿病	メタボリックシンドローム該当者数	1,093千人	21~23年 平均	平成20年度に比べて 25%以上減少	
	メタボリックシンドローム予備群者数	350千人			
脳血管疾患	脳血管疾患による年齢調整死亡率	男性 43.9(10万対) 女性 21.5(10万対)	22年	15%減少 15%減少	
	急性心筋梗塞による年齢調整死亡率	男性 15.9(10万対) 女性 6.7(10万対)	22年	15%減少 15%減少	
	糖尿病による新規人工透析導入者数	1,183人	22年	1,136人	
	地域連携クリティカルパス導入率	がん	77%	24年度	100%
		脳卒中	74%		90%
急性心筋梗塞	23%	35%			
糖尿病	22%	35%			
精神疾患	保健所等における精神科保健医療に係る連携・協議の場の数	0	24年度	18か所	
	精神科救急医療体制において、自院に継続して通院している患者が救急で受診し、病状等について診察医からの問い合わせがあった際に、夜間・休日でも対応可能な精神科標榜診療所数	100/360か所	24年度	216/360か所 (60%)	
救急医療	救急告示医療機関数	276か所	24年度	現状維持	
	重症患者搬送件数における現場滞在時間が30分以上要した件数の割合	5.2%	22年	増加抑制	
	重症患者搬送件数における受入要請医療機関が4機関以上の件数の割合	8.8%	22年	増加抑制	
災害医療	大阪DMATを3チーム以上保有する災害拠点病院数	11/19か所	24年度	19/19か所	
	災害時に対応できるマニュアルを整備している医療機関数	346/537か所	23年度	537/537か所	
	災害拠点病院のうち施設耐震化した病院数	14/19か所	24年度	19/19か所	
	EMIS(大阪府広域災害救急医療情報システム)入力訓練において、二次救急告示病院の入力割合	96.9%	24年度	100%	
周産期医療	MFICUを整備している周産期母子医療センターにおける産科領域の複数当直体制を確立している医療機関数	8か所	24年度	12か所	
	周産期母子医療センターにおける周産期専用病床の病床利用率	MFICU	69.1%	23年度	増加
		NICU	86.6%		
		GCU	64.7%		
	周産期死亡率	4.1(千対)	23年	全国平均以下	
望まない妊娠相談窓口からの地域支援機関への連絡・紹介件数	必要な事例への 連絡・紹介98%	23年度	必要な事例への 連絡・紹介100%		
医療機関から連絡があった虐待発生リスクの高いケースに対する保健機関の支援割合*	95%	22年度	100%		
小児救急を含む小児医療	小児救急医療体制に参画している医療機関数	初期救急	休日:37か所 夜間:17か所	24年度	現状維持
		二次救急	固定通年制:11か所 輪番制:28か所		現状維持
	重篤小児患者拠点病院数	0	24年度	2か所	
	小児死亡率(1歳~14歳)	10.1(10万対)	22年	全国平均以下	
在宅医療	大阪版在宅医療モデルパターン数	0	24年度	2	

\*医療機関から連絡があったケースに対して、保健機関が初回の訪問等で支援できた割合

## ②介護分野における目標の設定

平成 27 年 3 月策定の大阪府高齢者計画 2015 において、平成 37 年を見据え、地域包括ケアシステムの構築を目標とし、下記重点取り組みをはじめ、府が今後 3 年間に実施する取り組みを定めている。

大阪府は、個々の市町村だけでは対応することが困難であったり、非効率であると考えられる広域的・専門的な施策に取り組むとともに、市町村の自主性を尊重しながら、市町村における地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを支援する。

### 〈重点取り組み〉

#### 1. 医療と介護の連携による在宅生活の支援

多職種によるネットワークの構築、認知症の早期発見・早期対応など

#### 2. 地域における互助の促進と健康づくり・生きがいづくり

地域住民による生活支援サービスの提供、住民運営の通いの場の充実など

#### 3. 高齢者を支えるサービス基盤の充実

サービスを提供する人材の確保、介護保険制度の適切な運営など

介護職員の確保目標（確定値）

（人）

	介護職員数 （需要推計）	介護職員数 （供給推計）	介護職員数 （需要と供給の差）
H24（2012）年	約 133,000		—
H25（2013）年	約 136,000		—
H29（2017）年	約 169,000	約 166,000	約 3,000

### 出典

※H24 年・H25 年の数値：厚生労働省「介護サービス施設・事業所」調査

（H25 年：調査方法の変更等による回収率変動の影響があるため、厚労省にて補正）

※H29 年の数値：国の通知に基づき、市町村のサービス需要量見込みにサービス受給者一人当たり職員数を乗じる等により算出

※需要推計、供給推計の数値には通所リハビリテーションの職員数を含まず

### 3 医療介護総合確保区域毎の目標の設定及び現状について

#### (1) 各医療介護総合確保区域の現状

大阪府は 8 つの医療介護総合確保区域で構成されており、全ての区域において人口は 60 万人を超えており、へき地が存在しない。

地域毎の医療提供体制の特徴としては、大阪府では全域において高度医療・専門医療が進んでいるが、特に豊能地域を中心とする北部地域では高機能病院が集積している。また、泉州区域において医師不足及び減少の傾向が強く、精神科病院・精神病床の府全域に占める割合は南部地域で高い傾向にある。このように違いはあるものの、大阪府はほぼ全域が都市部に当たるため、へき地、離島等を有する地方部と比べ、区域毎の明確な特徴は少ない。

#### (2) 医療介護総合確保区域毎の目標設定の考え方

##### ①医療分野における目標設定

府民一人ひとりに良質な医療サービスを提供し、府民のニーズを満たすために必要な医療の総合的なサービス体制を持続的に提供できる体制を構築するという本計画の目指すべき方向性からすれば、目指すべき目標は前述のとおり大きく各区域で異なるものではない。

本計画と目指すべき方向性を同じくする大阪府保健医療計画においても、区域毎で目標指標は設定せず、府全域での目標達成を目指している。このため、本計画では、各区域毎の目標指標は、大阪府の施策の目標等を基本とする。

なお、今後、大阪府保健医療計画の一部として策定される大阪府地域医療構想により、各医療介護総合確保区域における医療提供体制の将来あるべき姿と、構想実現に向けた各区域毎の課題と施策の方向性が示されることになる。構想策定の後はこの方向性を下に、各区域毎の目標設定を行うものとする。

##### ②介護分野における目標設定

大阪府全体の目標は、各医療介護総合確保区域において共通して取り組むものであるが、介護施設の整備については、医療介護総合確保区域ごとに実情が異なることから、地域の特性や状況に応じて取り組んでいく。

以下、各区域毎の現状と介護分野における区域毎の目標について記載する。

## ■豊能区域

### 【現状】

豊能区域は、人口 1,029,975 人、面積 275.61/km<sup>2</sup>、人口密度は 3,737 人/km<sup>2</sup>であり、大都市圏である。本区域の 65 歳以上人口は、平成 22 年では 215,364 人であるが、平成 37 年には 277,862 人に増加すると推測される。また、高齢化率は、平成 22 年時点では、大阪府域の中で 2 番目に低い(21.3%)割合であるが、平成 37 年には、8 つの圏域の中で 4 番目の高さ(28.4%)となる。

#### ①医療分野における現状

本区域の特徴として国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院、市立病院 4 施設、地域医療支援病院 5 施設等国立及び公的な大規模病院が多く存在することが挙げられる。これらを含め、48 の病院に 11,135 床、979 の診療所のうち 22 の有床診療所に 249 床の入院病床を有する。

豊能区域医療機関数等 平成27年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染症
48	11,135	7,157	1,832	2,042	90	14

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
979	22	249	594

また、豊能区域は、在宅療養支援診療所を187、在宅療養支援病院を10有する(平成27年3月1日現在)。

平成 25 年度、在宅医療多職種連携研修会について、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業(国委託事業)として2か所(3市2町)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

#### ②介護分野における現状

本区域には地域密着型サービスを含む特別養護老人ホームが 60 施設(定員:3,733 人)ある。

豊能区域介護保険施設・地域密着型サービスの状況 平成 27 年 3 月 31 日現在 大阪府福祉部

	介護保険施設		
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
施設数(件)	43	23	0
定員数(人)	3,252	2,197	0

	主な地域密着型サービス		
	地域密着型特別 養護老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	小規模多機能型 居宅介護事業所
事業所数(件)	17	69	33
定員数(人)	481	1,126	—

### 【目標設定】

豊能区域においては平成 27 年度中に地域密着型特別養護老人ホーム174人分、認知症高齢者グループホーム 135 人分の整備を目指す。

また併せて小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の地域密着サービス事業所の整備を図る。

### ■三島区域

三島区域は、人口 748,497 人、面積 213.46/km<sup>2</sup>、人口密度は 3,506 人/km<sup>2</sup>であり、大都市圏である。本区域の 65 歳以上人口は、平成 22 年では 159,284 人であるが、平成 37 年には 207,374 人となり、30%強の増加が見込まれる。

#### ①医療分野における現状

本区域は、39 の病院に 9,008 床、581 の診療所のうち 23 の有床診療所に 264 床の入院病床を有する。

#### 三島区域医療機関数等

平成27年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染症
39	9,008	5,270	1,161	2,577	0	0

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
581	23	264	389

三島区域は、在宅療養支援診療所を 152、在宅療養支援病院を 5 有する(平成 27 年 3 月 1 日現在)平成 25 年度、在宅医療多職種連携研修会について、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業(国委託事業)として 4 か所(3 市 1 町)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

②介護分野における現状

本区域には地域密着型サービスを含む特別養護老人ホームが 41 施設(定員:2,564 人)ある。

三島区域介護保険施設・地域密着型サービスの状況

平成 27 年 3 月 31 日現在 大阪府福祉部

	介護保険施設		
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
施設数(件)	30	17	2
定員数(人)	2,245	1,578	75

	主な地域密着型サービス		
	地域密着型特別養護老人ホーム	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護事業所
事業所数(件)	11	43	16
定員数(人)	319	625	—

【目標設定】

三島区域においては平成 27 年度中に特別養護老人ホーム 45 人分、認知症高齢者グループホーム 40 人分の整備を目指す。

また併せて小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着サービス事業所の整備を図る。

■北河内区域

北河内区域は、人口 1,169,572 人、面積 177.34/km<sup>2</sup>、人口密度は 6,595 人/km<sup>2</sup>であり、大都市圏である。本区域の 65 歳以上人口は、平成 22 年では 262,014 人であるが、平成 37 年には 341,621 人になると推測され、30%強の増加が見込まれる。高齢化率は、平成 22 年では、大阪府平均並み(22.1%)であるが、平成 37 年には、8 つの圏域の中で 2 番目の高さ(30.8%)となる。

①医療分野における現状

本区域には、61病院に 12,029 床、897 診療所のうち 44 有床診療所に 490 床の入院病床を有する。

北河内区域医療機関数等

平成27年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染症
61	12,029	7,868	2,153	1,791	209	8

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
897	44	490	607

北河内区域では、在宅療養支援診療所を144、在宅療養支援病院を13有する(平成27年3月1日現在)平成25年度、在宅医療多職種連携研修会について、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業(国委託事業)として3か所(4市)、大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業(地域医療再生計画基金事業)として2か所(2市)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

②介護分野における現状

本区域には地域密着型サービスを含む特別養護老人ホームが76施設(定員:4,155人)ある。

北河内区域介護保険施設・地域密着型サービスの状況

平成27年3月31日現在 大阪府福祉部

	介護保険施設		
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
施設数(件)	56	26	8
定員数(人)	3,575	2,668	305

	主な地域密着型サービス		
	地域密着型特別養護老人ホーム	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護事業所
事業所数(件)	20	84	19
定員数(人)	580	1,301	—

【目標設定】

北河内区域においては平成27年度中に地域密着型特別養護老人ホーム58人分の整備を目指す。

また併せて小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の地域密着サービス事業所の整備を図る。

## ■中河内区域

中河内区域は、人口 846,049 人、面積 128.83/km<sup>2</sup>、人口密度は 6,567 人/km<sup>2</sup>であり、大都市圏である。本区域の 65 歳以上人口は、平成 22 年では、193,025 人であるが、平成 37 年には 240,073 人に増加すると推測される。

### ①医療分野における現状

本区域には、39 病院に 7505 床、677 診療所のうち 24 有床診療所に 180 床の入院病床を有する。

中河内区域医療機関数等 平成27年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染症
39	7,505	4,403	1,305	1,797	0	0

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
677	24	180	470

中河内区域では、在宅療養支援診療所を 159 、在宅療養支援病院を 6 有する(平成 27 年 3 月 1 日現在)平成 25 年度、在宅医療多職種連携研修会について、大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業(地域医療再生計画基金事業)として 1 か所(1 市)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

### ②介護分野における現状

本区域には地域密着型サービスを含む特別養護老人ホームが 55 施設(定員:3,175 人)ある。

中河内区域介護保険施設・地域密着型サービスの状況 平成 27 年 3 月 31 日現在 大阪府福祉部

	介護保険施設		
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
施設数(件)	44	19	5
定員数(人)	2,869	1,752	270



	主な地域密着型サービス		
	地域密着型特別 養護老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	小規模多機能型 居宅介護事業所
事業所数(件)	11	68	10
定員数(人)	306	1,110	—

### 【目標設定】

中河内区域においては平成 27 年度中に地域密着型特別養護老人ホーム 29 人分、認知症高齢者グループホーム 9 人分の整備を目指す。

### ■南河内区域

南河内区域は、人口 619,508 人、面積 289.93/km<sup>2</sup>、人口密度は 2,136 人/km<sup>2</sup>であり、大都市圏である。本区域の 65 歳以上人口は、平施 22 年では、148,908 人であるが、平成 37 年には 185,578 人に増加すると推測される。また、高齢化率は、平成 22 年(23.4%)、平成 37 年(32.3%)ともに、大阪府域の中で最も高い割合となっている。

#### ①医療分野における現状

本区域は、39 病院に 8,378 床、468 診療所のうち 12 有床診療所に 150 床の入院病床を有する。また、第一線の地域医療を担う「かかりつけ医」等を支援する地域医療支援病院として大阪南医療センターがある。

#### 南河内区域医療機関数等

平成27年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染症
39	8,378	4,775	1,867	1,662	68	6

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
468	12	150	319

南河内区域では、在宅療養支援診療所を 120、在宅療養支援病院を 6 有する(平成 27 年 3 月 1 日現在)平成 25 年度、在宅医療多職種連携研修会について、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業(国委託事業)として 1 か所(1 市)、大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業(地域医療再生計画基金事業)として 3 か所(3 市)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

#### ②介護分野における現状

本区域には地域密着型サービスを含む特別養護老人ホームが 45 施設(定員:2,619 人)ある。

介護保険施設			
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
施設数(件)	32	15	2
定員数(人)	2,242	1,336	262

主な地域密着型サービス			
	地域密着型特別 養護老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	小規模多機能型 居宅介護事業所
事業所数(件)	13	48	12
定員数(人)	377	682	—

**【目標設定】**

南河内区域においては平成 27 年度中に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の地域密着サービス事業所の整備を図る。

**■堺市区域**

堺市区域は、人口 840,016 人、面積 149.81/km<sup>2</sup>、人口密度は、5,607 人/km<sup>2</sup>であり、大都市圏である。本区域の 65 歳以上人口は、平成 22 年では、189,318 人であるが、平成 27 年には 231,357 人に増加すると推測される。

①医療分野における現状

本区域は、45 病院に 12,446 床、730 診療所のうち 28 有床診療所に 216 床の入院病床を有する。

**堺市区域医療機関数等**

平成27年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染
45	12,446	5,641	3,824	2,882	92	7

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
730	28	216	479

堺市区域では、在宅療養支援診療所を 152、在宅療養支援病院を 10 有する(平成 27 年 3 月 1 日現在)

平成 25 年度、大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業(再生基金事業)として 1 か所(1 市)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

②介護分野における現状

本区域には地域密着型サービスを含む特別養護老人ホームが48施設(定員:3,025人)ある。

堺市区域介護保険施設・地域密着型サービスの状況 平成27年3月31日現在 大阪府福祉部

	介護保険施設		
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
施設数(件)	39	18	3
定員数(人)	2,785	1,744	304

	主な地域密着型サービス		
	地域密着型特別養護老人ホーム	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護事業所
事業所数(件)	9	68	17
定員数(人)	240	1,224	—

【目標設定】

堺市区域においては平成27年度中の整備予定はありません。

■泉州区域

泉州区域は、人口910,744人、面積444.73/km<sup>2</sup>、人口密度は、2,048人/km<sup>2</sup>であり、大都市圏である。本区域の65歳以上人口は、平成22年では、196,000人であるが、平成37年には247,064人に増加すると推測される。

①医療分野における現状

また、本区域は、76病院に14,785床、675診療所のうち27有床診療所に287床の入院病床を有する。

泉州区域医療機関数等 平成27年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染症
76	14,785	4,777	3,864	6,134	0	10

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
675	27	287	450

泉州区域では、在宅療養支援診療所を134、在宅療養支援病院を16有する(平成27年3月1日現在)。

平成 25 年度、在宅医療多職種連携研修会について、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業(国委託事業)として 2 か所(2 市)、大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業(地域医療再生計画基金事業)として 2 か所(2 市)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

## ②介護分野における現状

本区域には地域密着型サービスを含む特別養護老人ホームが 50 施設(定員:2,670 人)ある。

高齢者(平成 22 年)1,000 人当たりの特別養護老人ホームのベッド数は 13.6 床であり、府域で最も少ない数値となっている。

泉州区域介護保険施設・地域密着型サービスの状況 平成 27 年 3 月 31 日現在 大阪府福祉部

	介護保険施設		
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
施設数(件)	38	24	10
定員数(人)	2,331	1,835	539

	主な地域密着型サービス		
	地域密着型特別養護老人ホーム	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護事業所
事業所数(件)	12	53	29
定員数(人)	339	880	—

## 【目標設定】

泉州区域においては平成 27 年度中に特別養護老人ホーム8人分の増床、地域密着型特別養護老人ホーム 29 人分、認知症高齢者グループホーム 18 人分の整備を目指す。

また併せて看護小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着サービス事業所の整備を図る。

## ■大阪市区域

大阪市区域は、人口 2,686,246 人と、大阪府域人口の約 3 割を占める極めて人口が多い区域である。面積 225.24 km<sup>2</sup>、人口密度は、11,926 人/km<sup>2</sup>であり、大都市圏である。本区域の 65 歳以上人口は、平成 22 年では、598,835 人であるが、平成 37 年には 726,306 人に増加すると推測される。

①医療分野における現状

本区域は、184 病院に 32,646 床、3455 の診療所のうち 86 有床診療所に 774 床を有する。

大阪市区域医療機関数等

平成27年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染症
184	32,646	25,933	6,388	231	61	33

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
3,455	86	774	2,275

大阪市区域では、在宅療養支援診療所を 773、在宅療養支援病院を 33 有する。(平成 27 年 3 月 1 日現在)。

平成 25 年度、在宅医療多職種連携研修会について、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業(国委託事業)として 1 か所(1 区)、大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業(地域医療再生計画基金事業)として 9 か所(9 区)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

②介護分野における現状

本区域には地域密着型サービスを含む特別養護老人ホームが 125 施設(定員:11,374 人)ある。

大阪市区域介護保険施設・地域密着型サービスの状況

平成 27 年 3 月 31 日現在 大阪府福祉部

	介護保険施設		
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
施設数(件)	120	77	12
定員数(人)	11,235	7,282	608

	主な地域密着型サービス		
	地域密着型特別養護老人ホーム	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護事業所
事業所数(件)	5	183	64
定員数(人)	139	4,177	—

【目標設定】

大阪市区域においては平成 27 年度中に特別養護老人ホーム 910 人分、介護老人保健施

設 368 人分、地域密着型特別養護老人ホーム 116 人分の整備を目指す。

また併せて小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の地域密着サービス事業所の整備を図る。

## 2. 事業の評価方法

### (1) 意見を聴取した主な関係団体等

#### ①医療分野

- ・大阪府医師会
- ・府域 57 地区医師会
- ・大阪府歯科医師会
- ・府域 56 地区歯科医師会
- ・大阪府薬剤師会
- ・府域地区薬剤師会
- ・大阪府看護協会(府域 11 支部)
- ・大阪府訪問看護ステーション協会
- ・大阪府病院協会
- ・大阪府私立病院協会
- ・大阪精神科病院協会
- ・大阪精神科診療所協会
- ・大阪大学医学部附属病院
- ・大阪大学医学部医学系研究科
- ・大阪市立大学医学部附属病院
- ・関西医科大学附属枚方病院
- ・大阪医科大学附属病院
- ・大阪歯科大学
- ・大阪大学歯学部附属病院
- ・近畿大学医学部附属病院
- ・公立病院協議会
- ・大阪府歯科衛生士会
- ・大阪府歯科技工士会
- ・大阪府助産師会
- ・大阪産婦人科医会
- ・大阪府保健医療財団
- ・大阪府救急医療機関連絡協議会
- ・大阪府立病院機構  
急性期・総合医療センター  
母子保健総合医療センター  
精神医療センター  
成人病センター  
呼吸器・アレルギー医療センター
- ・国立循環器病研究センター
- ・国立病院機構大阪医療センター
- ・大阪府市長会
- ・大阪府町村長会
- ・NPO法人 ささえあい医療人権センターCOML  
(コムル)

#### ②介護分野

- ・大阪府医師会
- ・大阪府歯科医師会
- ・大阪府薬剤師会
- ・大阪府看護協会
- ・大阪府社会福祉協議会
- ・大阪介護福祉士会
- ・大阪府地域福祉推進財団
- ・大阪府社会福祉事業団
- ・介護労働安定センター大阪支部
- ・大阪介護福祉士養成施設連絡協議会

- ・大阪府社会福祉協議会老人施設部会
- ・大阪介護老人保健施設協会
- ・大阪介護支援専門員協会

## (2) 関係者からの意見聴取の方法

### ①医療分野

関係者が一堂に会した場の設定に努め、以下のとおり、きめ細かく関係者・団体から意見を聴取するとともに、具体的な事業提案を要請した。

・協議開催回数 283 回 ・事業提案件数約 250 件

- 平成 26 年 3 月 27 日 大阪府看護協会
- 平成 26 年 3 月 28 日 大阪府医師会、大阪府薬剤師会
- 平成 26 年 4 月 3 日 大阪府医師会
- 平成 26 年 4 月 4 日 大阪府医師会、大阪府薬剤師会、大阪府病院協会、  
大阪府私立病院協会、大阪府歯科医師会
- 平成 26 年 4 月 7 日 大阪府医師会、大阪府看護協会
- 平成 26 年 4 月 9 日 大阪精神科病院協会、大阪府医師会、大阪府歯科衛生士会  
大阪病院協会、大阪府私立病院協会
- 平成 26 年 4 月 10 日 大阪府医師会、大阪府助産師会、大阪府訪問看護ステーション協会  
大阪府歯科医師会
- 平成 26 年 4 月 11 日 大阪府医師会、大阪府看護協会、大阪精神科診療所協会  
大阪府歯科技工士会
- 平成 26 年 4 月 14 日 大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、  
大阪大学医学部附属病院、大阪大学医学系研究科、  
大阪市立大学医学部附属病院、近畿大学医学部附属病院、  
近畿大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、  
関西医科大学附属枚方病院、  
NPO法人ささえあい医療人権センター(COML)
- 平成 26 年 4 月 15 日 大阪府医師会、大阪府看護協会、大阪府訪問看護ステーション協会
- 平成 26 年 4 月 16 日 大阪府医師会、大阪府市長会、大阪府町村長会
- 平成 26 年 4 月 16 日 大阪府私立病院協会(理事会)、大阪府看護協会  
大阪精神科病院協会
- 平成 26 年 4 月 17 日 大阪府医師会、大阪府歯科医師会
- 平成 26 年 4 月 18 日 大阪府看護協会、大阪府訪問看護ステーション協会
- 平成 26 年 4 月 21 日 大阪府医師会
- 平成 26 年 4 月 30 日 大阪府歯科衛生士会
- 平成 26 年 5 月 2 日 大阪大学医学部附属病院
- 平成 26 年 5 月 7 日 大阪府歯科技工士会

平成 26 年 5 月 8 日 東大阪市、大阪大学医学部研究科、国立循環器病研究センター  
 平成 26 年 5 月 9 日 大阪府助産師会  
 平成 26 年 5 月 12 日 大阪府薬剤師会、大阪精神科病院協会  
 平成 26 年 5 月 13 日 大阪府医師会、大阪大学医学部附属病院  
 平成 26 年 5 月 14 日 大阪府医師会、大阪精神科診療所協会  
 平成 26 年 5 月 15 日 大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会  
 平成 26 年 5 月 19 日 大阪大学医学部附属病院  
 平成 26 年 5 月 20 日 大阪大学医学部附属病院、大阪市立大学、大阪医科大学  
 関西医科大学、近畿大学附属病院、大阪府歯科医師会  
 NPO 法人大阪共同治験ネットワーク  
 平成 26 年 5 月 21 日 大阪医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院  
 平成 26 年 5 月 22 日 近畿大学附属病院、大阪府医師会  
 平成 26 年 5 月 23 日 大阪府医師会  
 平成 26 年 5 月 26 日 大阪府医師会、大阪府保健医療財団  
 平成 26 年 5 月 27 日 大阪精神科病院協会  
 平成 26 年 5 月 28 日 大阪府薬剤師会、大阪大学医学部附属病院  
 平成 26 年 5 月 29 日 大阪大学医学部附属病院、大阪市立大学、  
 関西医科大学附属枚方病院  
 平成 26 年 5 月 30 日 大阪府医師会、関西医科大学附属病院、大阪精神科病院協会  
 平成 26 年 6 月 2 日 大阪大学医学部附属病院  
 平成 26 年 6 月 3 日 大阪医科大学附属病院、大阪精神科病院協会  
 平成 26 年 6 月 5 日 大阪府医師会、大阪府立病院機構 母子センター  
 平成 26 年 6 月 10 日 大阪精神科診療所協会、大阪府歯科医師会  
 大阪大学医学部附属病院  
 平成 26 年 6 月 11 日 近畿大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院  
 平成 26 年 6 月 12 日 大阪市立大学医学部附属病院、公立病院協議会(八尾市立病院)  
 平成 26 年 6 月 13 日 大阪府医師会、大阪府歯科医師会、市立堺病院  
 平成 26 年 6 月 16 日 近畿大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院  
 関西医科大学附属病院  
 平成 26 年 6 月 16 日 泉大津市民病院  
 平成 26 年 6 月 16 日 大阪大学医学部研究科、NPO 法人大阪共同治験ネットワーク  
 平成 26 年 6 月 17 日 大阪大学医学部附属病院、大阪市立大学医学部附属病院  
 平成 26 年 6 月 18 日 大阪府薬剤師会、大阪府私立病院協会、大阪大学医学部附属病院  
 大阪府産婦人科医会、大阪府立病院機構 精神医療センター  
 平成 26 年 6 月 19 日 大阪医科大学附属病院、大阪大学歯学部附属病院  
 泉大津市立病院  
 平成 26 年 6 月 20 日 大阪府医師会  
 平成 26 年 6 月 23 日 大阪府歯科医師会、池田市、池田市立病院、池田市医師会、



東大阪市、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会  
平成 26 年 6 月 24 日 大阪府医師会、大阪府私立病院協会、市立豊中病院  
羽曳野市医師会

平成 26 年 6 月 25 日 大阪府看護協会、大阪歯科大学  
平成 26 年 6 月 26 日 大阪府歯科技工士会  
平成 26 年 6 月 27 日 近畿大学医学部附属病院、大阪府私立病院協会、松原市医師会  
平成 26 年 6 月 30 日 大阪府歯科医師会、大阪府歯科衛生士会、大阪歯科大学、  
和泉市立病院、市立岸和田市民病院、大阪精神科病院協会

平成 26 年 7 月 1 日 社会医療法人大道会森之宮病院、東大阪市立総合病院  
りんくう総合医療センター、泉佐野市、大阪大学医学部研究科、  
大阪大学医学部附属病院、大阪大学歯学部付属病院、  
NPO 法人大阪共同治験ネットワーク

平成 26 年 7 月 2 日 関西医科大学附属病院、大阪大学医学部研究科  
平成 26 年 7 月 2 日 大阪精神科病院協会  
平成 26 年 7 月 2 日 大阪大学医学部附属病院、大阪市立大学医学部附属病院  
平成 26 年 7 月 3 日 大阪府歯科技工士会  
平成 26 年 7 月 4 日 高石市医師会、松原市医師会  
平成 26 年 7 月 7 日 大阪医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院、茨木市医師会  
平成 26 年 7 月 8 日 国立病院機構 大阪医療センター、国立循環器病研究センター、  
大阪府立病院機構 急性期・総合医療センター、泉大津市医師会、  
大阪府歯科衛生士会、国立循環器病研究センター

平成 26 年 7 月 9 日 大阪府医師会  
平成 26 年 7 月 10 日 大阪大学医学部研究科、阪南中央病院  
平成 26 年 7 月 12 日 近畿大学  
平成 26 年 7 月 14 日 大阪府医師会  
平成 26 年 7 月 15 日 大阪府医師会  
平成 26 年 7 月 16 日 大阪府医師会、大阪府私立病院協会  
平成 26 年 7 月 17 日 大阪府医師会、社会医療法人大道会森之宮病院、大阪市消防局、  
大阪大学医学部附属病院

平成 26 年 7 月 18 日 大阪精神科診療所協会、大阪府私立病院協会、  
近畿大学医学部附属病院

平成 26 年 7 月 23 日 大阪府病院協会、救急医療連絡協議会  
平成 26 年 7 月 24 日 大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪市健康局、  
大阪市救急医療事業団、大阪精神科病院協会

平成 26 年 7 月 25 日 大阪府医師会、国立循環器病研究センター  
平成 26 年 7 月 27 日 大阪透析医会  
平成 26 年 7 月 28 日 大阪府医師会、大阪精神科診療所協会、大阪府病院協会  
大阪府助産師会

平成 26 年 7 月 29 日 大阪府医師会、大阪大学医学部附属病院、  
大阪府訪問看護ステーション協会

平成 26 年 7 月 30 日 大阪労働局、大阪府病院協会、大阪府私立病院  
大阪府看護協会、大阪大学医学部附属病院

平成 26 年 7 月 31 日 大阪大学医学系研究科、大阪大学医学部附属病院  
大阪医科大学附属病院

平成 26 年 8 月 1 日 大阪府医師会、大阪府歯科医師会、薬剤師会、大阪府看護協会  
大阪府看護協会・大阪府訪問看護ステーション協会

平成 26 年 8 月 4 日 国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院  
大阪産婦人科医会

平成 26 年 8 月 28 日 大阪透析医会感染症事故対策委員会

平成 26 年 9 月 12 日 大阪府看護協会

平成 26 年 9 月 24 日 大阪府看護協会

平成 26 年 9 月 25 日 大阪府訪問看護ステーション協会

平成 26 年 10 月 2 日 大阪府看護協会

平成 26 年 10 月 9 日 大阪府訪問看護ステーション協会

平成 26 年 11 月 4 日 大阪府医師会、NPO 法人大阪共同治験ネットワーク

平成 26 年 11 月 6 日 大阪府看護協会

平成 26 年 11 月 18 日 大阪府医師会

平成 26 年 11 月 19 日 大阪府医師会

平成 26 年 11 月 20 日 国立循環器病研究センター

平成 26 年 11 月 25 日 大阪大学医学部附属病院

平成 26 年 11 月 28 日 大阪府訪問看護ステーション協会

平成 26 年 12 月 1 日 大阪府助産師会

平成 26 年 12 月 2 日 大阪府看護協会

平成 26 年 12 月 16 日 大阪府医師会

平成 26 年 12 月 17 日 大阪府訪問看護ステーション協会

平成 26 年 12 月 19 日 大阪府看護協会

平成 27 年 1 月 8 日 大阪府医師会

平成 27 年 1 月 13 日 近畿大学医学部附属病院、大阪精神科病院協会、大阪府看護協会

平成 27 年 1 月 14 日 大阪府訪問看護ステーション協会

平成 27 年 1 月 16 日 近畿大学医学部附属堺病院

平成 27 年 1 月 17 日 大阪府看護協会・大阪府訪問看護ステーション協会

平成 27 年 1 月 19 日 大阪医科大学附属病院

平成 27 年 1 月 20 日 大阪府立病院機構 急性期・総合医療センター

平成 27 年 1 月 21 日 大阪大学医学部附属病院

平成 27 年 1 月 22 日 松原市医師会

平成 27 年 1 月 23 日 堺市保健所、大阪市保健所

平成 27 年 1 月 24 日 大阪府訪問看護ステーション協会  
 平成 27 年 1 月 26 日 泉大津市医師会  
 平成 27 年 1 月 27 日 吹田市医師会、大阪府訪問看護ステーション協会  
 平成 27 年 1 月 28 日 大阪府訪問看護ステーション協会  
 平成 27 年 1 月 29 日 大阪府薬剤師会  
 平成 27 年 1 月 30 日 大阪府歯科医師会  
 平成 27 年 2 月 3 日 大阪大学医学部附属病院  
 平成 27 年 2 月 4 日 大阪精神科病院協会  
 平成 27 年 2 月 5 日 大阪府医師会、大阪府歯科医師会、  
 大阪府訪問看護ステーション協会  
 平成 27 年 2 月 6 日 大阪府看護協会  
 平成 27 年 2 月 9 日 大阪府看護学校協議会  
 平成 27 年 2 月 12 日 大阪府訪問看護ステーション協会  
 平成 27 年 2 月 13 日 国立循環器病研究センター  
 平成 27 年 2 月 20 日 大阪府訪問看護ステーション協会  
 平成 27 年 2 月 23 日 大阪精神科病院協会  
 平成 27 年 2 月 25 日 大阪精神科病院協会  
 平成 27 年 3 月 2 日 NPO 法人大阪共同治験ネットワーク  
 平成 27 年 3 月 4 日 大阪精神科病院協会  
 平成 27 年 3 月 6 日 大阪府歯科技工士会  
 平成 27 年 3 月 9 日 大阪府看護学校協議会  
 平成 27 年 3 月 11 日 大阪府歯科衛生士会、大阪府訪問看護ステーション協会  
 平成 27 年 3 月 15 日 大阪府医師会  
 平成 27 年 3 月 17 日 大坂府立病院機構 急性期・総合医療センター  
 平成 27 年 3 月 18 日 大阪大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、  
 近畿大学医学部附属病院、近畿大学医学部附属堺病院  
 大坂府立病院機構 急性期・総合医療センター  
 平成 27 年 3 月 19 日 大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府栄養士会  
 平成 27 年 3 月 20 日 大阪府医療審議会  
 平成 27 年 3 月 24 日 国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院  
 大阪府訪問看護ステーション協会  
 平成 27 年 3 月 27 日 大阪府訪問看護ステーション協会  
 平成 26 年 12 月～3 月 大阪府各圏域がん診療ネットワーク協議会(2610 開催の北河内除く)  
 平成 27 年 3 月 18 日～3 月 30 日 大阪精神科病院協会および一般救急病院等  
 平成 27 年 4 月 8 日 大阪府栄養士会、大阪精神科病院協会  
 平成 27 年 4 月 9 日 大阪府薬剤師会  
 平成 27 年 4 月 10 日 大阪府医師会 HIV 地域医療連携ワーキンググループ  
 平成 27 年 4 月 13 日 大阪病院協会

平成 27 年 4 月 14 日 大阪府食生活改善連絡協議会  
平成 27 年 4 月 16 日 国立循環器病研究センター  
平成 27 年 4 月 21 日 大阪府私立病院協会  
平成 27 年 4 月 23 日 大阪大学医学部附属病院

## ②介護分野

府内 3 師会(大阪府医師会・大阪府歯科医師会・大阪府薬剤師会)と府内関係団体へ説明等を行い、具体的な事業提案を募集した。

平成 26 年 12 月 19 日 大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、  
大阪府看護協会、大阪府大阪介護老人保健施設協会、  
大阪府地域福祉推進財団  
平成 26 年 12 月 22 日 大阪府社会福祉協議会、大阪介護支援専門員協会  
平成 26 年 12 月 24 日 大阪府社会福祉協議会老人施設部会、大阪介護福祉士会  
平成 26 年 12 月 25 日 大阪府社会福祉事業団  
平成 27 年 1 月 6 日 大阪府歯科医師会  
平成 27 年 1 月 8 日 大阪府社会福祉事業団

### その他

- ・大阪府社会福祉協議会と打ち合わせ(平成26年夏以降月数回)
- ・平成 26 年 12 月以降 大阪府介護福祉士会と打ち合わせ
- ・平成 26 年 12 月以降 介護労働安定センター大阪支部と打ち合わせ
- ・平成 26 年 12 月以降 大阪介護福祉士養成施設連絡協議会と打合せ
- ・平成 27 年 1 月以降 大阪介護支援専門員協会と打合せ
- ・市町村・団体へ厚生労働省からの情報をメールや電話にて情報提供

## (3) 事後評価の方法

計画の事後評価にあたっては、医療分野においては医療関係各団体、市町村等で構成される大阪府医療審議会、あるいは区域ごとの医療体制について協議する大阪府保健医療協議会等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて次期計画策定時に評価内容を反映すること等により計画を推進していく。

また、介護分野においては、大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて次期計画策定時に評価内容を反映すること等により計画を推進していく。



### 3. 計画に基づき実施する事業

#### (1) 事業の内容等

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業	【総事業費】 3,748,083 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	府内各病院	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換に伴う施設改修への補助</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>病床の機能分化</li> </ul>	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
内容	<p>○事業目的 病床の機能分化・連携を推進するため、急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病棟等へ転換し、急性期病床や地域の診療所からの患者の受け入れを行うことができるようにするため、病床の転換を行う。</p> <p>○概要 急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換。重症度、医療、看護の必要が高い患者を受け入れるための処置に必要な医療器具の整備、在宅復帰へ対応できるリハビリを行う場所の整備を行う。</p> <p>○内容 急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病棟等に転換するための改修等に対する補助 (療養病床棟から地域包括ケア病棟又は緩和ケア病棟に転換する場合は対象外)</p> <p>○補助対象 急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病棟等に転換するため必要な改修工事費、備品購入費及び車両運搬具</p> <p>○執行方法 府内各病院へ補助</p> <p>&lt;参考&gt;～関係補助金</p> <p>①医療提供情報推進事業費補助金 (医学的リハビリテーション施設設備整備事業) ※補助対象者：公的団体のみ 基準額：1 か所当たり 10,800 千円 (補助率 1/3) 補助対象：医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費</p> <p>②病床転換助成事業 ※補助対象者：療養病床等を介護保険施設等へ転換させる医療機関</p>	

	<p>基準額：改修…転換前の病床数に1床当たり500千円を乗じて得た額 (補助率10/27) 補助対象：療養病床等を介護保険施設等へ転換する為の改修工事費等</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		3,748,083 <small>(千円)</small>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	74,962 <small>(千円)</small>
		基金	国	832,907 <small>(千円)</small>		民	757,945 <small>(千円)</small> うち受託事業等 (再掲)
			都道府県	416,454 <small>(千円)</small>			
		その他		<small>(千円)</small>		<small>(千円)</small>	
備考	1,249,361千円						

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	がん診療施設設備整備事業				【総事業費】 1,873,774 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	医療機関						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内のがん診療施設が行うがんの医療機器及び臨床検査機器等の整備を実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん医療体制の充実</li> <li>・ 専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的 がん患者数が増加する中、多様な患者のニーズや症状に応じ、入院・外来・在宅において切れ目のないがん医療が身近な地域において提供されなければならない。がん診療施設において、手術療法や放射線療法、化学療法等のがんの設備整備を充実させることで、質・量ともに府内のがん医療の水準向上を図り、がん診療施設を中心とした、訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関を含め、がん患者への切れ目のない地域医療連携体制の強化を行うことができる。このようなことから、がん診療施設の機能を充実するため医療機器等の整備を支援し、在宅を含むがん医療提供体制の強化を図る。</p> <p>○概要 がん診療施設設備整備事業 がん診療施設が行うがんの医療機器及び臨床検査機器等の整備費に対し支援する。</p> <p>○執行方法 がん診療施設へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,873,774 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	106,098 <sub>(千円)</sub>
		基金	国	158,830 <sub>(千円)</sub>		民	52,732 <sub>(千円)</sub> (注3)
			都道府県	79,415 <sub>(千円)</sub>			
		その他	1,635,529 <sub>(千円)</sub>			(千円)	
備考 (注4)	238,245 千円						



事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業				
事業名	在宅歯科医療機器整備事業			【総事業費】	278,350 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域				
事業の実施主体	大阪府歯科医師会				
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅訪問歯科診療用基本器材の整備として、在宅訪問歯科診療専用パッケージを 26 台、訪問歯科診療支援ポータブルシステムを 55 台整備</li> <li>・ ポータブルレントゲン機器の整備として、ポータブルレントゲン機器を 55 台整備</li> </ul> <p>【事業効果】 在宅歯科診療体制整備の推進</p>				
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日				
事業の内容	<p>○事業目的 地域の実情に応じて、安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器を整備し、地域における在宅歯科医療の充実を図る。</p> <p>○概要 安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器（在宅歯科医療機器（在宅訪問歯科診療専用パッケージ、訪問歯科診療支援ポータブルシステム、ポータブルレントゲン機器、を各地区の実情に応じて整備する。</p> <p>※地域の実情を踏まえ、地区歯科医師会を A、B、C に分類し、在宅歯科口腔ケアステーションを整備した地区（A 地区）から中心に整備する。</p> <p>A 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組先進地区 他職種との連携もとりながら、在宅歯科医療にすでに取組実績がある地区</p> <p>B 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組推進地区 他職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区</p> <p>C 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組途上地区 他職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区</p> <p>○執行方法 大阪府歯科医師会へ補助</p>				
事業に要する	金額	総事業費	278,350 <sub>(千円)</sub>	基金充当額	公 0 <sub>(千円)</sub>

費用の額		基金	国	92,783 <sub>(千円)</sub>	(国費) における 公民の別	民	92,783 <sub>(千円)</sub> うち受託事業等 (再掲)  (千円)
			都道府県	46,392 <sub>(千円)</sub>			
		その他		139,175 <sub>(千円)</sub>			
備考	139,175 千円						

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	一般科処置を行う精神科病院への機器整備事業			【総事業費】 31,500 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	精神科病床を有する医療機関						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併症支援病院(新設)が受入れた際に、院内において必要な検査を行うためのハード面の整備に対する補助</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間休日における身体合併症患者への対応を推進</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>一般救急での一定の処置を終えた患者の受け入れや一旦受け入れた患者の急変時に一定の対応を行うためのハード整備を行うことで、夜間休日における身体合併症患者の支援を推進する。</p> <p>○概要</p> <p>一般救急病院において一定の処置を終えた患者を合併症支援病院(新設)が受入れた際に、院内において必要な検査を行うためのハード面の整備に対する補助を行う。</p> <p>○執行方法 精神科病床を有する医療機関への補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		31,500 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民	(千円)
		基金	国	10,500 <sub>(千円)</sub>			10,500 <sub>(千円)</sub> うち受託事業等 (再掲)(注3)
			都道府県	5,250 <sub>(千円)</sub>			
		その他		15,750 <sub>(千円)</sub>			(千円)
備考 <sub>(注4)</sub>	15,750 千円						

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	地域医療機関 I C T 連携整備事業				【総事業費】 600,000 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	医療機関					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15ヶ所の地域診療情報ネットワークの導入や拡充を支援</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病診連携の推進により在宅医療への復帰促進</li> </ul>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 地域診療情報ネットワークの導入や拡大によって、圏域内に必要な医療機関の機能分化および病診連携の推進を図る。</p> <p>○概要 地域診療情報ネットワークの導入や拡充に必要な機器整備、工事費等の初期経費を支援する。</p> <p>○内容 〔対象〕 医療機関 〔箇所〕 H27：15ヶ所 〔補助上限〕 20,000 千円／箇所 〔経費〕 システム導入費（サーバー導入費、工事費等）、既存システム改修費 ※維持・管理費、端末代は対象としない。</p> <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	600,000 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
	基金	国	200,000 <sub>(千円)</sub>		民	200,000 <sub>(千円)</sub> うち受託事業等 (再掲)(注3)
		都道府県	100,000 <sub>(千円)</sub>			
	その他	300,000 <sub>(千円)</sub>	(千円)			
備考 (注4)	300,000 千円					

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	救急搬送・受入体制強化システム改修事業				【総事業費】 34,874 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府（エヌ・ティ・ティ・データ関西へ委託）						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急搬送が困難となっている患者の受入体制の強化</li> <li>【事業効果】</li> <li>・救急車が病院に到着するまでの時間短縮、救急医療体制の充実</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的 救急隊員の病院選びが困難となっている患者を受入れる病院への支援や救急隊の活動・病院の受入れ状況を分析・検証することで必要な人が速やかに救急医療を受けられる体制の構築を図る。</p> <p>○概要 救急搬送された患者の病院後情報収集や、救急搬送が困難となっている患者の受入れ体制強化に向けて救急・災害医療情報システム及びORION（救急搬送・情報収集・集計分析システム）の改修を行う。</p> <p>○執行方法 エヌ・ティ・ティ・データ関西へ委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		34,874 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	23,249 <sub>(千円)</sub>		民	23,249 <sub>(千円)</sub> うち受託事業等 (再掲)(注3)
			都道府県	11,625 <sub>(千円)</sub>			
		その他		0 <sub>(千円)</sub>			23,249 <sub>(千円)</sub>
備考(注4)	34,874 千円						

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業					
事業名	地域救急医療システム推進事業			【総事業費】 342,817千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	府内の医学部設置大学					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急研修拠点施設を中心とした研修等の運営</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師の救急初期診療能力の向上</li> </ul>					
事業の期間	平成27年4月1日～平成29年3月31日					
事業の内容	<p>○事業目的 府域全体の救急医療提供体制の充実を図るため、高齢化の進展や疾病構造の変化など医療をとりまく環境の変化に対応した、断らない二次救急医療を支える人材を確保する。</p> <p>○概要 救急研修拠点施設（初期以降の幅広い領域にまたがる救急患者を多数受け入れつつ高次救急対応機能を有する病院）を中心に、各診療科医師の救急初期診療能力の資質向上を図る体制を立ち上げる。 〔対象事業者〕 府内の医学部設置大学 〔対象事業〕 ①救急研修拠点施設で次の活動を行うための教員の派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>救急研修拠点施設での教育の支援 (研修医への指導・研修拠点の上級医が教育に専念する際の診療の支援)</li> <li>地域の二次救急病院等へ救急研修拠点施設の上級医が派遣された際の診療の支援</li> </ul> <p>②医師の資質向上を図る体制運営の安定化に向けた事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>即時に専門診療科の助言を受けられるバックアップ体制構築に向けた設備整備</li> <li>あらゆる診療科の医師に対応できる汎用性のある救急初期診療研修プログラム作成ガイドラインの検討</li> </ul> <p>○執行方法 府内の医学部設置大学へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	342,817(千円)	基金充当額(国費)における公民の別(注2)	公	44,486(千円)
		基金	国	111,215(千円)	民	66,729(千円) うち受託事業等(再掲)(注3)
			都道府県			
		その他	175,995(千円)			(千円)
備考(注4)	H27	78,826千円				
	H28	87,996千円				

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	訪問看護ネットワーク事業			【総事業費】 38,523 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府訪問看護ステーション協会、大阪府					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の小規模な訪問看護ステーション間の連携を強化し、機能強化型訪問看護ステーションへシフトできるよう、その相互連携強化のために必要な経費について100か所を支援（ネットワーク事業）</li> <li>・訪問看護における大阪府固有の課題・特徴を明らかにし、地域に応じた目指す姿を描く（実態調査事業）</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療に不可欠な訪問看護の供給体制の充実（ネットワーク事業）</li> <li>・訪問看護の安定的な供給と効果的な運営の推進（実態調査事業）</li> </ul>					
事業の期間	平成27年4月～平成28年3月31日					
事業の内容	<p>■訪問看護ネットワーク事業</p> <p>○事業目的 高齢者の増大に伴い在宅医療の充実が求められる中、必要な訪問看護師の確保とともに、利用者のニーズに応えるための訪問看護ステーションの機能強化、体制整備を行うことにより、在宅医療に不可欠な訪問看護の供給体制の充実を図る。</p> <p>○概要 訪問看護ステーションと他の訪問看護ステーション、介護事業所、医療機関等が相互に連携する事業を支援・強化し、訪問看護の安定的な供給とサービスの向上を図るため、24時間対応やコールセンター等の設置などの相互連携事業を実施する訪問看護ステーションに対し、必要な備品購入費や施設改修費、人件費等について補助する。</p> <p>○執行方法 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助</p> <p>■実態調査事業</p> <p>○事業目的 大阪府に応じた訪問看護を推進する上での課題を地域別に明確にするため、訪問看護ステーションの規模をはじめ、サービスの提供や医療機関との連携、看護職員の採用及び離職状況等の実態を調査し、訪問看護の安定的な供給と効果的な運営を推進する。</p> <p>○概要 訪問看護における大阪府固有の課題・特徴を明らかにし、地域に応じた目指す姿を描くため、大阪府が訪問看護実態調査を実施する。</p> <p>○執行方法 直執行</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	38,523 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における	公	277 <sub>(千円)</sub>
		基金	国	25,682 <sub>(千円)</sub>	民	25,405 <sub>(千円)</sub>
			都道府県	12,841 <sub>(千円)</sub>		うち受託事業等

		その他	0 <sub>(千円)</sub>	公民の別 (注2)		(再掲) (注3) 25,405 <sub>(千円)</sub>
備考 (注4)	38,523 千円					



事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	在宅医療推進事業				【総事業費】 184,525 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府医師会、地区医師会					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 47 地区医師会にコーディネータを配置し、在宅医療の拡充を図る。</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅医療提供体制の強化、在宅医療の供給拡充</li> </ul>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>在宅医療連携において、地域の需要や実態にあった在宅医療の調整役が必要である。これまでの多職種連携体制を活用しながら、質の高い在宅医療の供給を拡充するためのコーディネータを配置し、さらなる在宅医療提供体制の強化を図る。また、研修の実施により、コーディネータの機能向上を図る。</p> <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①コーディネータの活動支援(地区医師会が雇用する際の活動経費を支援)</li> <li>②コーディネータの機能向上(コーディネータ同士で取組みを情報交換、好事例を報告)</li> </ul> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①〔対象〕府内 57 地区医師会のうち 47 地区医師会 〔経費〕人件費(報酬・手当・共済費)、活動経費(旅費・需用費・役務費等)</li> <li>②〔対象〕大阪府医師会 〔経費〕報償費、会場費、教材費、案内送付、連絡調整(賃金・旅費・役務費)、報告書冊子、広告費</li> </ul> <p>○執行方法 大阪府医師会または地区医師会に補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	184,525 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公 民	(千円) 123,017 (千円) うち受託事業等 (再掲)(注 3) (千円)
		基金	国	123,017 (千円)		
			都道府県	61,508 (千円)		
		その他		(千円)		
備考 (注 4)	184,525 千円					

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅医療推進協議会運営事業				【総事業費】 245 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅医療推進協議会の設置・運営</li> <li>・ 今年度 2 回開催</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅医療提供体制の強化・充実</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的 府内の在宅医療の状況について把握するとともに、地域の実情に応じた在宅医療の推進方針について検討する在宅医療推進協議会を設置・運営する。</p> <p>○概要 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、訪問看護ステーション協会、病院協会等、在宅医療に係る関係者が一堂に会して協議する場である在宅医療推進協議会を設置・運営する。 ※既存の大阪府医療審議会の専門部会として設置 庁内関係各課は、オブザーバーとして参加</p> <p>○内容 〔対象〕在宅医療推進協議会を年 2 回開催 〔人数〕委員 10 名</p> <p>○執行方法 直執行</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		245 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	163 (千円)
		基金	国	163 (千円)		民	(千円) うち受託事業等 (再掲) (注 3)
			都道府県	82 (千円)			
		その他		(千円)		(千円)	
備考 (注 4)	245 千円						

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	在宅歯科医療連携体制推進事業	【総事業費】 67,625 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府歯科医師会に委託）	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅歯科医療連携室の設置</li> <li>・在宅歯科ケアステーションの設置</li> <li>・歯科との連携に向けた他職種向け研修の実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅歯科医療体制の充実</li> </ul>	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 5 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的 大阪府歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置するとともに、府内各郡市区歯科医師会に在宅歯科ケアステーションを設置できるよう、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の推進を図る。</p> <p>○概要 在宅歯科ケアステーション（在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口）の府内各地域への設置を推進する。 なお、現在、在宅歯科ケアステーションの設置に至らない地区については、地域の実情に応じて歯科との連携に関する他職種向けの研修会や地区内での人材育成のための研修会等を実施し、地域における在宅歯科診療連携の底上げを図る。</p> <p>①在宅歯科医療連携室の設置 在宅医療に携わる歯科医師のための資質維持・向上の研修会、各地域からの情報管理</p> <p>②地域における在宅歯科医療の推進 地域の実情を踏まえ各地区歯科医師会を A, B, C に分類し、A, B, C 地区それぞれに応じて実施する事業に対し補助する。 A 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組先進地区（16 地区） 他職種との連携もとりながら、在宅歯科医療にすでに取組実績がある地区 実施事業【在宅歯科ケアステーション設置】：相談窓口の開設 B 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組推進地区（13 地区） 他職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区 実施事業【歯科との連携に向けた他職種向け研修（アドバンストコース）】 C 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組途上地区（27 地区） 他職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区 実施事業【歯科との連携に向けた他職種向け研修（ベーシックコース）】</p> <p>○執行方法 大阪府歯科医師会に委託</p>	

事業に要する費用の額	金額	総事業費		67,625 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	45,083 (千円)		民	45,083 (千円) うち受託事業等 (再掲) (注3)
			都道府県	22,542 (千円)			
		その他		(千円)		45,083 (千円)	
備考 (注4)	67,625 千円						

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	摂食嚥下障害対応可能な歯科医療従事者育成事業				【総事業費】 4,496 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府歯科医師会					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>摂食嚥下障害についての診断（嚥下内視鏡検査含む）・訓練方法についての実地研修実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者の人材育成・確保</li> </ul>					
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>今後、在宅医療のニーズが増加し、摂食嚥下障害を有する在宅患者が増加すると予想されており、在宅において口腔ケアを実施している歯科専門職種が、摂食嚥下障害についても対応できれば、在宅等療養者の生活の質の向上、誤嚥性肺炎の予防等への貢献が期待できる。</p> <p>しかし、現在、摂食嚥下障害に対応可能な歯科専門職種は、一部の歯科医師等だけであり摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者の確保や質の向上をすすめていく必要がある。</p> <p>そこで、摂食嚥下障害の対応について精通した歯科医師が、地域の歯科医師に対し、摂食嚥下障害の診断と訓練方法について、実地研修を行うことにより摂食嚥下障害に対応可能な歯科医師の養成を図る。</p> <p>○概要</p> <p>摂食嚥下障害の対応について精通した歯科医師が、地域における摂食嚥下障害に関する訪問歯科診療での、摂食嚥下障害についての診断（嚥下内視鏡検査含む）・訓練方法について、実地研修を行う。</p> <p>○補助率：10/10 （ただし、VE購入に係る費用については補助率1/2）</p> <p>○執行方法 大阪府歯科医師会へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	4,496 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民	(千円)  2,331 <sub>(千円)</sub> うち受託事業等 (再掲)(注3)  (千円)
		基金	国	2,331 <sub>(千円)</sub>		
			都道府県	1,165 <sub>(千円)</sub>		
		その他		1,000 <sub>(千円)</sub>		
備考(注4)	3,496 千円					

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	歯科衛生士の人材育成事業（歯科）				【総事業費】 3,505 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府歯科衛生士会					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において在宅歯科医療の中心となる歯科衛生士養成のための研修会実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅歯科医療・在宅での口腔ケアに関する知識・技術を有する歯科衛生士の人材育成・確保</li> </ul>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 在宅歯科医療に関わる歯科衛生士の人材育成を行い、地域における在宅歯科医療の充実を図る。</p> <p>○概要 在宅歯科医療や在宅での口腔ケアに関する知識・技術の習得レベルに応じて、在宅医療に従事する歯科衛生士の人材育成のための研修会を実施する。 (研修内容)</p> <p>①ベーシック研修会（8回開催） 【対象】歯科衛生士</p> <p>②アドバンス研修会（2回開催） 【対象】在宅医療についての基礎知識を有する歯科衛生士</p> <p>○補助率：10/10 (ただし研修使用機器購入に係る費用については補助率1/2)</p> <p>○執行方法 大阪府歯科衛生士会へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		3,505 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民  2,100 (千円) うち受託事業等 (再掲) (注3)  (千円)
		基金	国	2,100 (千円)		
			都道府県	1,050 (千円)		
		その他	355 (千円)			
備考 (注4)	3,150 千円					

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	CAD/CAMシステムを用いた歯科技工士の人材育成事業				【総事業費】 3,275千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府歯科技工士会					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CAD/CAMシステム等最新の歯科技工技術の習得を目的とした研修の実施【事業効果】</li> <li>・CAD/CAMシステムを使用した歯科技工士の知識及び技術を取得した歯科技工士の人材育成・確保</li> </ul>					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>CAD/CAMシステムなどの新たな歯科技工技術の発展に伴い、安全で質の高い歯科補てつ物等を安定して供給していくためには、それら技術に対応することが出来る歯科技工士の育成が求められている。</p> <p>そこで、CAD/CAMシステムなどの最新の歯科技工技術を用いた歯科補てつ物等の作成についての研修会を習得度合に分け実施し、歯科技工士の人材育成を支援する。</p> <p>○概要</p> <p>CAD/CAMを使用した歯科技工士の知識及び技術を習得させるとともに、最近の歯科技工士に対応できる歯科技工士の育成のための研修会を技工技術の習得具合に分け実施する。</p> <p>[習得レベル]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベーシックコース：CAD/CAMシステムによる単冠の作成技術の習得</li> <li>・アドバンストコース：CAD/CAMシステムによる複数冠、ブリッジ等の作成技術の習得</li> </ul> <p>○執行方法 大阪府歯科技工士会へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	3,275(千円)	基金充当額(国費)における公民の別(注2)	公	(千円)
		基金			民	
		国	2,183(千円)			2,183(千円)
		都道府県	1,092(千円)			うち受託事業等(再掲)(注3)
		その他	(千円)			(千円)
備考(注4)	3,275千円					

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	無菌調剤対応薬剤師の育成事業				【総事業費】 9,750 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府薬剤師会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無菌調剤に関する研修を実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療（薬剤）受入体制の整備を推進</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>薬局・薬剤師への無菌調剤に関する研修を実施することにより、無菌調剤薬局の共同利用や地域の基幹薬局での無菌調剤の実施を促し、在宅医療（薬剤）受入体制整備を推進する。</p> <p>○概要</p> <p>薬局薬剤師を対象に以下の研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無菌調剤に関する導入研修 (輸液ポンプの使い方、調整の順番等留意点の研修)</li> <li>・薬科大学を利用した無菌調剤に関する実務研修 (無菌調剤に必要な基本的な流れを学習)</li> <li>・共同利用無菌調剤薬局での実務研修 (実務を想定した研修)</li> </ul> <p>[対象人数] 平成 27 年度 150 名</p> <p>執行方法 大阪府薬剤師会へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		9,750 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公 民	(千円)
		基金	国	5,500 <sub>(千円)</sub>			5,500 <sub>(千円)</sub> うち受託事業等 (再掲)(注 3)
			都道府県	2,750 <sub>(千円)</sub>			
		その他		1,500 <sub>(千円)</sub>			(千円)
備考 (注 4)	8,250 千円						



事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	精神科病院における入院者退院支援委員会推進事業			【総事業費】 6,000 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域				
事業の実施主体	大阪府（大阪精神科病院協会、大阪府立精神医療センターに委託）				
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>府内の精神科病院における入院者退院支援委員会への支援を実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がい者の早期退院・地域定着の推進</li> </ul>				
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日				
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>精神科医療機関が開催する退院支援委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘した場合に一定の支援を行うことで、地域における医療と福祉の連携体制の整備を推進し、退院支援を進める。</p> <p>○概要</p> <p>精神保健福祉法の改正で法的に位置付けられた「退院支援委員会」に、病院側が招聘した関係機関へ支払う旅費や報償費等を補助することで、地域事業者等の参画促進を図り、退院支援を推進する。</p> <p>〔対 象 等〕 精神科病床を有する医療機関</p> <p>〔人 数 等〕 250 人</p> <p>〔補助単価〕 患者の支援委員会については一人当たり、24,000 円を上限とする</p> <p>○執行方法 大阪精神科病院協会、大阪府立精神医療センターに委託</p>				
事業に要する費用の額	金額	総事業費	6,000 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 240 (千円)
		基金	国	4,000 (千円)	民 3,760 (千円) うち受託事業等 (再掲) (注3)
			都道府県	2,000 (千円)	
		その他		(千円)	
備考 (注4)	6,000 千円				

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための看護職員等研修事業			【総事業費】 4,140 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域				
事業の実施主体	大阪府（大阪精神科病院協会、大阪府医師会に委託）				
事業の目標	<p>・精神科病院の看護師等を対象に身体合併症患者に対応するための研修を実施するとともに、一般救急病院等の看護師等に対して、精神疾患への対応方法についての研修を実施することで、双方の対応力向上を図る</p> <p>【事業効果】</p> <p>・精神科救急医療における看護職員の対応力の向上</p> <p>・在宅の精神障がい者が急性増悪時に適切かつスムーズに精神科医療に繋がる体制を整備することで予後の悪化を抑えて在宅生活の維持を図る</p>				
事業の期間	平成 27 年 9 月 17 日～平成 28 年 3 月 31 日				
事業の内容	<p>○事業目的 精神科救急体制において、夜間休日における合併症患者への対応について、直接患者に対応する看護師等の資質の向上（精神科・一般科への知識・技術面の向上）を目指す。</p> <p>○概要 精神科の資質向上を図るための研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪精神科病院協会 ⇒精神科病院の看護師向け「身体合併症患者について」の研修</li> <li>・大阪府医師会 ⇒一般科病院の看護師向け「精神疾患患者について」の研修</li> </ul> <p>なお、研修は講義による研修と実際の病院における実地研修を中心とした内容とする。</p> <p>〔対象等〕 一般科、精神科病院の看護師等のコメディカルスタッフ 〔人数等〕 府内 10 病院程度で実施 〔補助単価〕 ・一般科病院 1 回当たり 374 千円／5 病院 委託事務費 200 千円 ・精神科病院 一回当たり 374 千円／5 病院 委託事務費 200 千円</p> <p>○執行方法 大阪精神科病院協会、大阪府医師会に委託</p>				
事業に要する費用の額	金額	総事業費	4,140 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公 民 (千円)
		基金	2,760 (千円)		2,760 (千円)
		国			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		都道府県	1,380 (千円)		
		その他	(千円)		2,760 (千円)
備考 (注 4)	4,140 千円				

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	一般救急病院への精神科コンサル事業等			【総事業費】 57,460 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府（大阪精神科病院協会に委託）						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科救急医療体制の中で夜間休日における身体合併症患者への支援を推進するため、合併症支援病院の確保及び体制の充実</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間休日における身体合併症患者への対応を推進</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的 精神科救急医療体制の中で夜間休日における身体合併症患者への支援を推進するため、合併症支援病院の確保及び体制の充実を図る。</p> <p>○概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>身体合併症支援病院において、輪番時に受け入れた合併症患者の継続的な処置のコーディネートや急変時の対応を一般科医等が行う体制を整備する。</li> <li>一般救急病院に対して精神的なコンサルテーションを行う体制を整備する。</li> </ol> <p>○執行方法 大阪精神科病院協会に委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		57,460 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民 (千円)	
		基金	国	38,307 (千円)			38,307 (千円) うち受託事業等 (再掲) (注3)
			都道府県	19,153 (千円)			
		その他	(千円)	38,307 (千円)			
備考 (注4)	57,460 千円						

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	一般科・精神科等地域医療機関連携モデル事業				【総事業費】 4,893 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（地区医師会に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般科病院への精神科診療所等によるコンサルテーション体制の構築（モデル想定：松原市）</li> <li>認知症医療における医療連携パス等の作成（モデル想定：大阪狭山市・吹田市）</li> </ul>					
事業の期間	平成 27 年 5 月 25 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 精神科領域に係る在宅医療の推進については、地域において精神科・一般科の医療機関等（病院・診療所）がネットワークを構築し、それぞれの強みに応じた医療を重層的に提供する必要があるため、各医療機関のネットワークの構築を推進することで地域医療サービス水準の底上げを図りつつ、医療における機能分化と連携を進める。</p> <p>○概要 既に精神疾患（認知症等を含む）の医療について個々の医療機関（病院・診療所）での連携を進めている地域をモデル地域とし、それぞれの地域特性に応じた形で、個々の医療機関同士のつながりから、ネットワークへと広げ、地域での認知症医療連携体制の整備を進める。 〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般科病院に入院している患者が精神疾患（認知症等を含む）の症状を発症して対応で困るような事例について、各病院を訪問しつつインテークを行い、精神科医のコンサルテーションへとつなぐコーディネーターを配置し、医療の機能分化と連携を担う。また実際の症例については、精神科医がコンサルテーションを行う。（松原モデル）</li> <li>認知症の医療の基幹的役割を果たす認知症疾患医療センターや診療を行う地域の病院や診療所等における患者情報（認知症の病態や対応方法）に係る情報の受け渡しを行うツールの作成を目標に <ul style="list-style-type: none"> <li>①共通のツール作成を行うための連携会議・事例検討会の開催</li> <li>②パスを作成し普及を図るための取り組みを行う。（大阪狭山市・吹田市モデル）</li> </ul> </li> </ul> <p>○執行方法 地区医師会に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	4,893 (千円)	基金充当額（国費）における公民の別（注2）	公	(千円)
		基金	3,262 (千円)		民	3,262 (千円)
		国	1,631 (千円)			うち受託事業等（再掲）（注3）
		都道府県	(千円)			3,262 (千円)
		その他	(千円)			
備考（注4）	4,893 千円					

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	認知症早期医療支援モデル事業			【総事業費】 2,518 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	泉州圏域・三島圏域				
事業の実施主体	大阪府（泉大津市医師会、茨木市医師会に委託）				
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポート医による訪問支援を3回実施</li> <li>・認知症掘り起こし時に、認知症鑑別簡易版チェックシートを使用することにより、かかりつけ医への受診を促す</li> <li>・認知症患者に対する認知症専門医のいる病院等の紹介</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症医療におけるネットワーク構築</li> <li>・在宅医療における認知症患者の支援体制構築</li> <li>・認知症鑑別簡易版チェックシートの作成</li> </ul>				
事業の期間	平成27年6月1日～平成28年3月31日				
事業の内容	<p>○事業目的 認知症患者の支援体制構築を促進し、地域包括支援センター及び認知症疾患医療センター事業等との連携を進める。</p> <p>○概要 泉大津市並びに忠岡町地域包括支援センターの保健師・社会福祉士等で構成された訪問支援チームの支援対象者のうち、特に医療的に手厚い支援が必要な対象者に対して、同医師会の認知症サポート医等が、チームのバックアップだけでなく、初期段階からチームに同行し、適切な支援を提供することで、より有効な初期集中支援を行う。手厚い支援が必要な事例を集約し、地域の関係機関でその対応方策等を検討し共有することで、地域の認知症患者の支援力向上につなげる。</p> <p>また、茨木市医師会においては、認知症疾患の早期発見ネットワークの構築や、認知症患者の早期掘り起こしを実施するため、認知症の掘り起こし時に、認知症であるかどうかの鑑別ができる簡易版のチェックシートを使用することで、かかりつけ医への受診を促し、かかりつけ医が認知症診断を行い、認知症と診断された者については認知症疾患医療センター等の専門医のいる病院等を紹介するという取り組みを実施する。</p> <p>○執行方法 泉大津市医師会、茨木市医師会へ委託</p>				
事業に要する費用の額	金額	総事業費	2,518 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民 (千円)
		基金	1,679 (千円)		1,679 (千円)
		国			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		都道府県	839 (千円)		1,679 (千円)
		その他	(千円)		
備考 (注4)	2,518 千円				

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	未治療・治療中断者へのアウトリーチ拠点事業				【総事業費】 4,700 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府（大阪府立精神医療センターに委託）						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神疾患をもつ患者の早期受診・医療的支援の提供を促進</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療、保健的なネットワークを構築し、アウトリーチ体制を整備</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 6 月 9 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>未治療者や長期間治療を中断している患者への医療提供については、医療機関や訪問看護ステーションによるアウトリーチ実施が困難な状況にあるため、医療、保健的なネットワークを構築し、アウトリーチ体制を整備する。</p> <p>○概要</p> <p>未受診者・長期治療中断者の把握を行うネットワーク会議の設置、関係機関との調整を行うコーディネーターの配置及び、精神科病院において構成した訪問チームによるアウトリーチ支援を実施する。</p> <p>○執行方法 大阪府立精神医療センターに委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		4,700 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公 民	(千円)
		基金	国	3,133 (千円)			3,133 (千円) うち受託事業等 (再掲) (注 3)
			都道府県	1,567 (千円)			
		その他		(千円)			3,133 (千円)
備考 (注 4)	4,700 千円						

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	訪問看護師確保定着支援事業	【総事業費】 84,050 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府看護協会、大阪府訪問看護ステーション協会	
事業の目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護学生インターンシップの実施（100名）</li> <li>2 職場を体験する訪問看護実地研修を30か所で実施</li> <li>3 訪問看護ステーション・医療機関勤務の看護師等の相互研修を実施</li> <li>4 地域の実情に応じた訪問看護の実践研修を実施</li> <li>5 勤務年数にあった訪問看護師階層別研修を実施</li> <li>6 訪問看護師産休等代替職員の確保支援を実施</li> </ol> <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護師の質の向上と確保・定着による在宅看護体制の充実。</li> </ul>	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>在宅医療の充実が求められる中、病院中心の医療から地域・在宅医療へと円滑に移行するためには、必要な訪問看護師の確保と定着が重要。また、さまざまな医療的ケアが必要な在宅患者が増加し、高度な訪問看護力が求められている。このため、訪問看護師の質の向上と確保・定着を図り在宅看護を充実する。</p> <p>○概要</p> <p>訪問看護師定着のための研修、医療機関看護師と訪問看護の相互研修などを実施するとともに、訪問看護ステーションに勤務する新人看護師を指導する看護師や産休等を取得する看護師の代替職員給与費を補助し、訪問看護師の質の向上と確保・定着を図り、在宅看護を充実する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護学生インターンシップ <ul style="list-style-type: none"> <li>・新人看護師（新卒または卒後2年未満の看護師）が訪問看護に興味を持ち、訪問看護ステーションに就業するような取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>〔対象〕看護学生（1年次～）</li> <li>※看護職員養成所のインターンシップに位置づけ 100名</li> <li>〔期間〕1日</li> <li>〔内容〕訪問看護ステーションでの職場体験</li> <li>〔対象経費〕事務費、研修費、事務職員費（人件費）</li> <li>〔執行方法〕大阪府訪問看護ステーション協会へ補助</li> </ul> </li> <li>・事前に訪問看護ステーション、看護学校、看護系大学、病院管理者への広報・説明会を開催</li> <li>※アンケート調査を実施し効果を検証する</li> </ul> </li> <li>2 訪問看護実地研修事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な看護力を有する医療機関勤務看護師や在宅医療に意欲のある未就業の潜在看護師を対象に、訪問看護事業所において、職場を体験する実地研修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>〔対象〕病院看護師・未就業潜在看護師</li> <li>〔期間〕1ヶ月</li> <li>〔内容〕訪問看護事業所の職場を体験する実地研修（訪問やカンファレンス、地域連携会議への参加など）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol>	

〔対象経費〕 指導者人件費、講師謝礼、研修費、事務費

〔執行方法〕 大阪府看護協会へ補助

3 訪問看護ステーション・医療機関勤務の看護師等の相互研修

- ・訪問看護ステーションと医療機関等の看護師の相互交流による研修を行い、相互の看護の現状・課題や専門性等を理解し、在宅患者に対する最新の医療技術・知識を習得、入院患者が適切に在宅に移行するための連携方法について合同研修を行う。

i 訪問看護ステーション看護師研修

ii 医療機関看護師研修

〔対象〕 訪問看護師及び病院看護師（130名）

〔期間〕 2日～5日

〔内容〕 座学（講義・グループワーク）・実習

〔対象経費〕 講師謝礼、研修費、事務費

iii 訪問看護ステーション管理者研修

訪問看護ステーション管理者の管理能力を向上できるように、事業所経営に関する経営管理、人的管理等の研修を実施する。

〔対象〕 訪問看護ステーション管理者・実務者 120名

〔期間〕 1日～3日（年4回実施）

〔内容〕 経営戦略マネジメント ネットワークづくりためのグループワーク等

〔対象経費〕 講師謝礼、研修費、事務費

〔執行方法〕 大阪府看護協会へ補助

4 訪問看護実践研修

- ・身近な地域において、訪問看護ステーションでの職務体験や、新任の各訪問看護師の知識・経験等に応じた実践的な研修・指導を行い、訪問看護師の育成・定着を図る。
- ・地域の介護支援事業所、地域包括センターなどの介護分野をはじめ、病院、往診医、薬剤師等との情報共有や看護分野の研修等を実施、医療と介護の連携を進め、在宅医療の充実を図る。

〔対象〕 訪問看護ステーション（11ヶ所）

〔内容〕 地域において訪問看護の確保育成定着に関する実践研修を行う

〔対象経費〕 事務消耗品費、研修費、事務職員経費（人件費）

〔執行方法〕 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助（間接補助）

（事業部分は訪問看護ステーション協会から府内訪問看護ステーションに委託）

5 訪問看護師階層別研修

- ・小規模訪問看護S Tの新人等の看護師を対象に、勤務年数にあったテーマを設定し演習やグループワークを行う。不安や悩みを抱える看護師には同行訪問による研修を実施。

〔対象〕 小規模訪問看護S Tの新人（勤続2年まで）・中堅（3～4年と5年以上）の看護師

〔内容〕 勤務年数別に、演習・グループワーク・同行訪問を実施

〔人数〕 演習、グループワーク 40人、同行訪問O J T 10人程度

※受講者の不安や悩みを抽出し、指導看護師が訪問看護S Tに同行訪問しO J Tを実施

〔対象経費〕 事務消耗品費、研修費、同行指導者経費（人件費）

〔執行方法〕 大阪府看護協会へ補助

6 訪問看護師産休等代替職員確保支援事業

- ・訪問看護S Tで働く常勤の看護職員が、出産、育児又は介護のため長期間にわたって継続する休暇を必要とした場合、訪問看護S Tが代替非常勤職員を雇用した際、その雇用経費を負担する。



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースバンクを活用して短期間の非常勤職員の登録を行い、代替職員の雇用を円滑に行う。        [対象経費] 事業費（代替職員人件費）                          事務費（事務職員経費、交通費、資料代等）        [執行方法] 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		84,050 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	56,033 (千円)		民	56,033 (千円) うち受託事業等 (再掲) (注3)
			都道府県	28,017 (千円)			
		その他		(千円)			(千円)
備考 (注4)	84,050 千円						

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	小児のかかりつけ医育成事業				【総事業費】 1,084 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（一部大阪府医師会に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 27 年度に研修会開催（2 回予定）</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケアの必要な児への在宅医療提供体制の構築促進</li> </ul>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>医療的ケアの必要な児と保護者が安心して在宅医療を継続するため、地域の小児科医や小児科以外の医師及び医療スタッフが小児の特性を理解し、児の診療ができるよう必要な医療技術を身に付ける。また、関係機関によるネットワーク構築の必要性を理解したかかりつけ医を育成する。</p> <p>また、かかりつけ医とともに患児・家族を支援するため、地域の保健師等についても技術研修を実施する。</p> <p>○概要</p> <p>かかりつけ医育成のために、地域の小児科医や内科医等訪問診療医及び医療スタッフを対象に、医療的ケアに必要な医療技術の習得、小児の特性理解、在宅療養支援のためのネットワークの必要性の理解を目的とした研修を医師会に委託して実施する。</p> <p>〔対象〕 地域の小児科医、内科医等訪問診療医及び医療スタッフ</p> <p>〔人数〕 参加者 40 人/回、スタッフ 4 人/回</p> <p>〔事業内容〕 医師等研修費（大阪医師会委託料） 保健師等研修費（府直接実施）</p> <p>○執行方法 医師等を対象とするものは大阪府医師会に委託 保健師等については府において直接実施</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	1,084 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公 民	33 (千円)
		基金	723 (千円)			690 (千円)
		国				うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		都道府県	361 (千円)			690 (千円)
		その他	(千円)			
備考 (注 4)	1,084 千円					

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	糖尿病医療連携推進事業			【総事業費】 10,416千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（大阪府医師会に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）の作成</li> <li>・糖尿病医療連携に関する研修カリキュラム、リーフレットを策定し、研修会の開催、周知、広報等の実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療における糖尿病患者医療連携体制強化</li> </ul>					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	<p>○事業目的 糖尿病患者が継続的に適切な医療を受けられるよう、専門医とかかりつけ医の連携、さらには各関連科との連携体制を構築する。</p> <p>○概要 糖尿病医療連携体制を構築するため、医療機関、患者等を対象とする調査を実施し、地域の医療体制の実情や課題を把握し、糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）を作成する。 また、糖尿病医療連携にかかわるスタッフ（医師、看護師、栄養士、糖尿病療養指導士など）の養成に資する研修カリキュラム、リーフレットを策定し、研修会の開催、周知、広報等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関、患者等を対象とする調査の実施</li> <li>・府内の地域医療体制の実情を踏まえた糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）の策定</li> <li>・糖尿病医療連携にかかわるスタッフの養成（研修会の開催等）</li> </ul> <p>○執行方法 大阪府医師会に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	10,416 <small>(千円)</small>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民	<small>(千円)</small>
		基金				
		国	6,944 <small>(千円)</small>			6,944 <small>(千円)</small>
		都道府県	3,472 <small>(千円)</small>			うち受託事業等 (再掲)(注3)
	その他		<small>(千円)</small>			6,944 <small>(千円)</small>
備考 <small>(注4)</small>	10,416千円					

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	難病患者在宅医療支援事業				【総事業費】 34,990 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（大阪大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、大阪府立急性期・総合医療センター、近畿大学医学部附属病院、近畿大学医学部堺病院に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の難病専門病院が、地元医師会等と連携して医師・看護師・ヘルパー等を対象に、同行訪問形式の研修（90 回程度／年）及び講義形式（2 回／年）を実施し、育成・指導</li> <li>・また、難病専門病院が連携し、難病患者の地域での療養生活に係る啓発のためのリーフレットを作成</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療の推進</li> </ul>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 地域の難病専門病院が、地元医師会等と連携して医師・看護師・ヘルパー等を育成・指導し、在宅医療の推進を図る。</p> <p>○概要 難病治療に実績のある大阪大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、大阪府立急性期・総合医療センター、近畿大学医学部附属病院、近畿大学医学部堺病院が地元医師会等と連携して、下記の事業を実施する。</p> <p>①難病専門病院のスタッフが地域医療機関スタッフと同行訪問することで、地域医療機関スタッフが難病患者へ訪問診療を行うことへの知識の向上と不安の解消を図る。</p> <p>②地域医療機関スタッフを対象に難病患者の在宅医療に関する講義型の研修会を実施する。</p> <p>③難病専門病院が連携し、難病患者の地域での療養生活に係る啓発のためのリーフレットを作成する。</p> <p>○執行方法 各専門病院に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	34,990 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	10,331 (千円)
		基金			民	
		国	23,327 (千円)			12,996 (千円)
		都道府県	11,663 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他	(千円)			12,996 (千円)
備考 (注 4)	34,990 千円					

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅療養における栄養ケア事業			【総事業費】 5,800 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府（一部大阪府栄養士会、大阪府食生活改善連絡協議会に委託）						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡会議の開催 8 圏域×2 回</li> <li>・ワーキンググループの開催 8 圏域×3 回</li> <li>・在宅栄養ケアスタッフ研修会 8 圏域×2 回</li> <li>・栄養ケアサービスのモデル実施 2 施設</li> <li>・在宅療養者及び介護者に対する栄養相談 8 圏域×2 回</li> <li>・在宅療養者及び介護者に対する調理指導 25 回</li> </ul> <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療体制の充実</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>在宅療養者のニーズに応じた食支援を効率的かつ継続的に行えるよう、地域での在宅療養における栄養ケア体制を構築する。</p> <p>○概要</p> <p>在宅療養者の食生活改善等に資するため、市町村、地域の医療機関、訪問看護ステーション、地域の管理栄養士、市町村食生活改善推進協議会等による連絡会議を開催し、地域で栄養ケアを実施するための必要な検討を行い、在宅療養における栄養ケア体制の連携推進を図るとともに、保健所医師、保健師、栄養士など多職種によるワーキンググループを設置し、医療機関、訪問看護ステーション、市町村等と協議の上、栄養ケア体制の連携促進マニュアルを作成する。また、在宅栄養ケアスタッフ研修会の開催及び各地域での在宅療養者への栄養ケアサービスをモデル実施する。</p> <p>○執行方法 直執行及び大阪府栄養士会、大阪府食生活改善連絡協議会へ委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		5,800 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	400 (千円)
		基金	国	3,867 (千円)		民	3,467 (千円) うち受託事業等 (再掲) (注3)
			都道府県	1,933 (千円)			
		その他	(千円)	3,467 (千円)			
備考 (注4)	5,800 千円						

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	緩和医療の普及促進等事業				【総事業費】 21,000 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	がん診療拠点病院、医療機関、医師会等					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和医療の正しい知識の普及事業の内、普及啓発事業を 10 ヶ所で支援</li> <li>・緩和医療人材養成等事業を 15 ヶ所で支援</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和医療提供体制の充実と入院や外来、在宅と切れ目のない緩和医療提供体制整備の実現</li> </ul>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>がん患者・家族の苦痛の軽減と質の高い療養生活を送ることができるようにするためには、症状や環境にあわせて治療の初期段階から切れ目のない緩和医療提供体制を整備することが重要である。また、更なる高齢化の進展に伴ってがん患者数の増加が見込まれることや高齢者の思いや苦痛に寄り添う必要性があることから緩和医療の重要性はますます高まっていく。このようなことから、緩和医療へのアクセスを改善し患者や家族の苦痛の軽減につなげるとともに、入院や外来、在宅において最適な緩和医療が提供できるよう充実していくことが必要である。しかしながら、患者や家族に緩和医療に対する正しい理解や周知が進んでいないこと、がん医療に携わる医療従事者の緩和医療の重要性に対する認識も十分とは言い切れないこと、身体的苦痛のみならず精神心理的苦痛への対応も求められていること等様々な課題がある。このようなことから、府民への緩和医療の正しい理解促進の取組みを進めるとともに、在宅緩和ケアを担うかかりつけ医など緩和医療に携わる医療従事者に対する各地域での研修を行うことで緩和医療提供体制の充実と切れ目のない提供体制整備をめざす。</p> <p>○概要</p> <p>①緩和医療についての正しい知識の普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療拠点病院（国・府指定）が行う相談支援センターの充実強化、啓発資料作成を支援する。</li> </ul> <p>②緩和医療に携わる人材養成等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和医療人材養成事業（在宅医療含む）：地域のかかりつけ医等医療従事者を対象とした緩和医療研修会の開催等緩和医療人材の養成（初任者研修等）を行う地区医師会や医療機関等に対し補助する。</li> </ul> <p>○執行方法</p> <p>①がん診療拠点病院へ補助</p> <p>②がん診療拠点病院、医療機関、医師会等へ補助</p>					
事業に要す	金額	総事業費	21,000 (千円)	基金充当額	公	0 (千円)

る費用の額		基金	国	12,333 <sub>(千円)</sub>	(国費) における 公民の別 (注2)	民	12,333 <sub>(千円)</sub> うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
			都道府県	6,167 <sub>(千円)</sub>			
		その他		2,500 <sub>(千円)</sub>			
備考 <sub>(注4)</sub>	18,500 千円						

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	H I V感染者の多様な医療ニーズに対応できる在宅等地域医療体制構築事業				【総事業費】 2,964千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（大阪府医師会に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内の在宅及び透析等一般診療等でのH I V感染者の受入れを促進する。</li> <li>・一般診療を行う診療所等へのエイズ治療拠点病院による相談・支援体制を構築する。</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の診療所等で、H I V感染者の多様な医療ニーズに対応</li> <li>・エイズ治療拠点病院と一般診療所等との機能分化と病診連携を促進</li> </ul>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 H I V感染症は治療の進歩により慢性疾患となっており、感染者の高齢化や合併症により、H I V感染症以外の多様な医療や介護へのニーズが高まっている。 今後確実に増加が予測される在宅医療等へのニーズに対応するため、H I V感染者の一般診療を含む医療全般が、エイズ治療拠点病院に集中している現状を改善し、地域における受け入れ診療所等の拡充と病診連携を促進する。</p> <p>○概要 H I V感染者の受け入れが可能な地域の診療所等を把握し、研修会及びエイズ治療拠点病院との連絡会議を開催する。</p> <p>○内容 ①大阪府医師会による会員等への調査により、H I V感染者の一般診療が可能な協力診療所等を把握する。 ②当該診療所等をリスト化し、拠点病院等からの紹介依頼に対応できる体制を整備する。 ③当該診療所等に対し、拠点病院専門医等の協力を得て研修会を実施し、かかりつけ医を育成する。 ④当該診療所等及び拠点病院との連絡会議を開催し、円滑な病診連携に向けて協議する。</p> <p>○執行方法 大阪府医師会に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	2,964 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民	<sub>(千円)</sub>  1,976 <sub>(千円)</sub> うち受託事業等 (再掲)(注3) 1,976 <sub>(千円)</sub>
		基金	1,976 <sub>(千円)</sub>			
		国	988 <sub>(千円)</sub>			
		都道府県				
		その他	<sub>(千円)</sub>			
備考(注4)	2,964千円					



事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	医療勤務環境改善支援センター運営事業				【総事業費】 24,835 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府（大阪府私立病院協会に委託）						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療勤務環境改善支援センターの運営</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者の勤務環境改善</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>医療勤務環境改善支援センターにおいて、医師・看護職員をはじめとした医療従事者の勤務環境改善を「医療従事者の確保・定着」のための課題として位置づけ、医療機関の主体的な取組を通じて、労務管理面のみならず、ワークライフバランスなどの幅広い観点を視野に入れた取組を推進する。</p> <p>○概要</p> <p>医療勤務環境改善支援センターにおいて、以下の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先進事例の情報収集</li> <li>経営・勤務環境に関する調査分析</li> <li>個別支援・フォローアップ</li> <li>運営協議会の設置・開催</li> <li>研修（ワークライフバランス研修など）</li> </ul> <p>○執行方法 大阪府私立病院協会に委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		24,835 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民	(千円)
		基金	国	16,557 (千円)			16,557 (千円) うち受託事業等 (再掲) (注3)
			都道府県	8,278 (千円)			
		その他		(千円)			16,557 (千円)
備考 (注4)	24,835 千円						

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	医師等の勤務環境改善のための医師事務作業補助者（医療クラーク）の整備				【総事業費】 372,600 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	特定機能病院（但し、前年度の逆紹介率が 50%未満の病院を除く）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置を支援</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者の勤務環境向上</li> </ul>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置を支援し、医師及び医療関係職と事務職員等との間での役割分担を推進することで、医師をはじめとする医療関係職が専門性を発揮し本来の業務に専念できる環境を整え、病院の機能強化を推進する。</p> <p>○概要 病院の機能強化を推進するためには、医師事務作業補助者を配置し、医師及び医療関係職と事務職員等との間での役割分担を推進することが非常に有効であることから、診療報酬の医師事務作業補助体制加算の対象外となっている特定機能病院における医師事務作業補助者の配置に対する補助を行う。 〔対象〕特定機能病院において、医師事務作業補助者の配置に係る人件費補助（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域医療の充実に寄与させる観点から、前年度の逆紹介率に応じて補助率の割落しを行うとともに、逆紹介率が 50%未満の特定機能病院は補助対象外とする。</li> <li>②医師事務作業補助者に対する研修の実施（資質の確保）医師事務作業補助者導入による成果、働き方などを効果検証し、他の医療機関へ普及を図る。</li> </ul> <p>○執行方法 特定機能病院へ補助 (ただし、前年度の逆紹介率が 50%未満の病院を除く)</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	372,600 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	45,360 (千円)
		基金			民	
		国	82,800 (千円)			37,440 (千円)
		都道府県	41,400 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他	248,400 (千円)			(千円)
備考 (注 4)	124,200 千円					

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	病院内保育所施設整備費補助事業			【総事業費】 23,449,013 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	医療機関						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院内保育所施設整備・看護師勤務環境改善施設整備を補助</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員の定着</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的 看護職員をはじめとする医療従事者の働きやすい環境を整え、その定着に寄与する。</p> <p>○概要 病院内保育所施設整備費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員をはじめとする医療従事者の定着を図るため、医療従事者の乳幼児を預かる府内病院内保育所の新築、増改築または改修に要する費用の一部を補助する。</li> <li>・近隣の医療従事者の乳幼児を預かる体制を整えた場合に、基準面積の算定に、収容定員 31 人～60 人を追加。</li> <li>・公立病院についても、同様の要件を満たせば、収容定員 31 人～60 人部分のみ、基準面積に算入して交付。</li> </ul> <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		23,449,013 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	7,756 <sub>(千円)</sub>		民	7,756 <sub>(千円)</sub> うち受託事業等 (再掲)(注 3)
			都道府県	3,878 <sub>(千円)</sub>			
		その他		23,437,379 <sub>(千円)</sub>		(千円)	
備考 (注 4)	11,634 千円						

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	病院内保育所運営費補助事業				【総事業費】 2,990,668 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	医療機関						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院内保育所設置者に対し、保育士等の人件費を補助</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就職の推進</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的 看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就職を図る。</p> <p>○概要 看護職員をはじめとした医療従事者の定着を図るため、病院内保育所設置者に対し、保育士等の人件費を補助する。 24 時間保育等の加算額については、近隣の医療従事者の乳幼児を預かる体制を整備することを条件化して交付する。 公立・公的病院も同様の条件を満たせば、加算額部分のみ交付対象に追加。</p> <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,990,668 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	12,255 <sub>(千円)</sub>
		基金	国	265,675 <sub>(千円)</sub>		民	253,420 <sub>(千円)</sub> うち受託事業等 (再掲)(注3)
			都道府県	132,837 <sub>(千円)</sub>			
		その他		2,592,156 <sub>(千円)</sub>			
備考 <sub>(注4)</sub>	398,512 千円						

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	地域医療支援センター運営事業				【総事業費】 52,573 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（大阪府立病院機構に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療支援センターの運営</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の診療科目・地域偏在を軽減</li> </ul>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながらバランスのとれた医師確保を推進する。</p> <p>本事業の取り組みにより、救急医療・周産期医療をはじめとした各分野の医療提供体制の充実を図る。</p> <p>○概要</p> <p>府域全体で医療提供体制を支える医師を確保するため、地域医療支援センター運営事業を実施する。</p> <p>センターが個々の医師の意向も踏まえながら、適切な時期に適切な研修・指導を受け、効率的にキャリアアップが図れるように情報提供と調整を行う。</p> <p>こうした動きの中で地域におけるバランスのとれた医師配置を実現していく。</p> <p>〔対象〕 地域医療支援センター運営事業費</p> <p>〔人数〕 専任医師 2 人・専従職員 3 人</p> <p>○執行方法 大阪府立病院機構に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	52,573 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	35,049 (千円)
		基金			民	(千円)
		国	35,049 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		都道府県	17,524 (千円)			(千円)
		その他	(千円)			(千円)
備考 (注 4)	52,573 千円					

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	地域医療確保修学資金等貸与事業				【総事業費】 12,896 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪で活躍する医師の輩出</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師の診療科目・地域偏在を軽減</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>周産期や救急医療などに携わる医師の確保が非常に困難となっている現状に対応するため、これらの医療分野を志望する医学生に対し修学資金等を貸与し、将来的にこれらの分野で勤務する医師を確保する。</p> <p>○概要</p> <p>周産期や救急医療などに携わる医師を確保するため、医学生に対し修学資金等を貸与する。貸与終了後一定期間、周産期母子医療センターや救命センターなど、府内の拠点医療機関に勤務することで返還を免除する。</p> <p>〔対象〕 府内大学の医学部生</p> <p>〔人数〕 大阪市大 3 名、大阪医科大学 2 名、関西医科大学 5 名 計 10 名</p> <p>○執行方法 直執行</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		12,896 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公 民	8,597 (千円)
		基金	国	8,597 (千円)			(千円) うち受託事業等 (再掲) (注 3)
			都道府県	4,299 (千円)			
		その他	(千円)	(千円)			
備考 (注 4)	12,896 千円						

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	産科小児科担当医等手当導入促進事業				【総事業費】 463,153 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	医療機関						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助</li> <li>・産科専攻医に研修医手当を支給する医療機関に対して補助</li> <li>・NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して補助</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産科小児科担当医の確保</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 産科医分娩手当導入促進事業 産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助を行う。</li> <li>2 産科研修医手当導入促進事業 産科専攻医に研修医手当を支給する医療機関に対して補助を行う。</li> <li>3 新生児医療担当医手当導入促進事業 NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して補助を行う。</li> </ol> <p>○概要</p> <p>地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給するとともに、NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し新生児担当手当等を支給することなどにより、処遇改善を通じて周産期医療を実施する医療機関及び医師等の確保を図る。</p> <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		463,153 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	29,946 (千円)
		基金	国	91,873 (千円)		民	61,927 (千円) うち受託事業等 (再掲)(注3)
			都道府県	45,937 (千円)			
		その他	325,343 (千円)			(千円)	
備考 (注4)	137,810 千円						

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	精神科救急医育成事業			【総事業費】 2,700 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（大阪精神科病院協会に委託）					
事業の目標	<p>・精神科救急医の確保を図るため、精神科救急に携わる動機付けを高めることを目的に研修医等に対して実地研修も含む研修を実施し(平成27年度2クール)、精神科病院における精神科救急医の不足解消を図る。</p> <p>【事業効果】</p> <p>・精神科救急医の確保</p>					
事業の期間	平成27年9月17日～平成28年3月31日					
事業の内容	<p>○事業目的 精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うことで、精神科救急医の育成を行う。</p> <p>○概要 精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うことで、精神科救急医の育成を行う。</p> <p>○執行方法 大阪精神科病院協会に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,700 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民    1,800 <sub>(千円)</sub> うち受託事業等 (再掲)(注3) 1,800 <sub>(千円)</sub>
		基金	国	1,800 <sub>(千円)</sub>		
			都道府県	900 <sub>(千円)</sub>		
		その他	<sub>(千円)</sub>			
備考 <sub>(注4)</sub>	2,700 千円					



事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	女性医師等就労環境改善事業			【総事業費】 272,068 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	医療機関						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する際に必要となる代替医師の人件費や研修経費等の一部を補助</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性医師の就労環境改善による人材確保・定着</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的 医療機関が実施する「医師の勤務環境の改善への取組」や「出産・育児・介護等により、休職・離職した女性医師等の復職支援への取組」を支援する。本事業の取り組みにより、医師の定着を図り、安定的な医師確保に資することを目的とする。</p> <p>○概要 「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する際に必要となる代替医師の人件費や研修経費等の一部を医療機関に対して補助。</p> <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		272,068 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民	9,481 <sub>(千円)</sub>
		基金	国	73,079 <sub>(千円)</sub>			63,598 <sub>(千円)</sub> うち受託事業等 (再掲)(注3)
			都道府県	36,540 <sub>(千円)</sub>			
		その他		162,449 <sub>(千円)</sub>			(千円)
備考 <sub>(注4)</sub>	109,619 千円						

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	新人看護職員等研修事業				【総事業費】 1,598,818 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（大阪府看護協会に委託）、医療機関					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>新人看護職員等研修事業（新人看護職員研修、医療機関受入研修、多施設合同研修）、専任教員養成講習会、実習指導者講習会の実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止</li> <li>看護職員の教育または実習施設での指導の任にあたるものに対して、必要な知識・技術を修得させ、看護教育の内容の充実等を図る</li> </ul>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止を図る。また、看護職員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を修得させ、看護教育の内容の充実、ならびに質の向上を図る。</p> <p>○概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>新人看護職員研修、医療機関受入研修事業、多施設合同研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>新人看護職員の資質の向上及び離職防止を図るため、ガイドラインに沿った研修を実施する施設に対して補助。また、研修責任者フォローアップ研修に参加させた施設に対し、その受講料の 1/2 相当額を追加補助。</li> <li>採用数が少ないなどの理由により、単独で研修を実施することができない病院等の新人看護職員を対象に、府内 8 か所で合同研修を実施。 （大阪府看護協会に委託、同協会が各地域の中小規模病院の研修責任者と協働し企画・実施）</li> <li>執行方法 新人看護職員研修、医療機関受入研修事業は医療機関へ補助 多施設合同研修は大阪府看護協会へ委託</li> </ul> </li> <li>専任教員養成講習会 <ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員の養成に携わるものに対して、必要な知識技術を習得させ、看護教育内容の充実、質の向上を図る。</li> <li>執行方法 大阪府看護協会へ委託</li> </ul> </li> <li>実習指導者講習会 <ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等養成所の実習施設で指導者の任にある者に対し、実習の意義、指導者の役割を理解させ、効果的な指導ができるよう必要な知識、技術を習得させる。</li> <li>病院以外の実習施設で次に掲げる分野について指導者の任にある者に、実習の意義、指導者の役割を理解させ、特定分野の実習における効果的な指導ができるよう必要な知識、技術を習得させる。</li> <li>執行方法 大阪府看護協会へ委託</li> </ul> </li> </ol>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	1,598,818 <sub>(千円)</sub>	基金充当額	公	22,474 <sub>(千円)</sub>
		基金	92,429 <sub>(千円)</sub>	(国費)	民	69,955 <sub>(千円)</sub>

		都道府県	46,214 <sub>(千円)</sub>	における 公民の別 (注2)		うち受託事業等 (再掲) (注3) 69,955 <sub>(千円)</sub>
		その他	1,460,175 <sub>(千円)</sub>			
備考 (注4)	138,643 千円					

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護師等養成所運営費補助事業			【総事業費】 8,386,802 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	看護師等養成所						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師、助産師、看護師養成所における養成所運営費に係る経費の一部を補助</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護サービスの向上と看護職員の定着</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>保健師、助産師、看護師養成所における養成諸運営費に係る経費の一部を補助することにより、看護師等養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策を推進する。</p> <p>○概要</p> <p>医療機関等における看護職員の確保を図るため、保健師、助産師、看護師等養成所における運営費に係る経費の一部を補助する。</p> <p>訪問看護ステーションへのインターンシップに取り組むことを要件として基準額どおりに交付、取組まない施設は基準額に 87% を乗じ、減額して交付。</p> <p>○執行方法 看護師等養成所へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		8,386,802 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	92,498 <sub>(千円)</sub>
		基金	国	675,839 <sub>(千円)</sub>		民	583,341 <sub>(千円)</sub> うち受託事業等 (再掲)(注 3)
			都道府県	337,920 <sub>(千円)</sub>			
		その他		7,373,043 <sub>(千円)</sub>			
備考 <sub>(注 4)</sub>	1,013,759 千円						

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	ナースセンター事業・総合ICT化事業	【総事業費】 38,187千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府 ※ナースセンター事業については、大阪府看護協会に、 総合ICT化事業については、債権管理回収業者に委託	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースセンター事業の運営支援</li> <li>・看護師等修学資金貸付金の債権管理業務委託を開始</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在看護職員の就業促進</li> <li>・看護師等修学資金貸付金のICT化推進による省力化・効率化による貸付金維持とこれによる看護職員の人材確保・定着</li> </ul>	
事業の期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースセンターにおいて、看護師確保対策に即効性のある潜在看護職員の就業を推進する。</li> <li>・再就業に不安を持つ看護職員を対象に再就業支援のための各種講習会を開催する。</li> <li>・看護職員の人材確保・定着に向け、省力化・効率化を図るための総合的なICT化を推進する。</li> </ul> <p>○概要</p> <p>1 ナースセンター事業</p> <p>潜在看護職員復帰支援事業を円滑・効果的に実施するため、ナースセンターを運営。</p> <p>(1) ナースバンクの実施</p> <p>資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業の看護職員の再就業を促進するため、無料職業紹介（ナースバンク）を実施。</p> <p>(2) 就業協力員の配置</p> <p>ナースセンター事業の効果的な運営を図るため、『就業協力員』を配置し、事業のPRを行うとともに、府内医療機関やハローワーク等関係機関との連絡調整等に努めており、その機能強化を図るため、就業協力員及び相談員の増員等を行う。</p> <p>(3) 再就業支援講習会の開催</p> <p>退職後のブランクなどにより、再就業に不安を持つ看護職員の方を対象として、現場の実務に即した内容の講習会を開催し、現場復帰を支援。</p> <p>(4) リフレッシュ研修会の実施</p> <p>新卒就業後3年程度の看護職員に対し、同年代の仲間との交流を通して心身をリフレッシュさせ、自己啓発の意欲をもたせることにより、離職防止を図る。</p> <p>2 総合ICT化事業</p> <p>看護師等修学資金貸付金債権管理委託業務</p>	

	債権管理システムの構築・貸付金情報のデータ化及び債権管理経過の整理・債権管理（書類のチェック、データ入力等）業務の委託 債権回収（督促、交渉、収納、法的整理）業務の委託  ○執行方法 ナースセンター事業…大阪府看護協会へ委託 総合 I C T 化事業…債権管理、回収、収納専門会社等へ委託						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		38,187 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	25,191 <sub>(千円)</sub>		民	25,191 <sub>(千円)</sub>
			都道府県	12,596 <sub>(千円)</sub>			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		400 <sub>(千円)</sub>			25,191 <sub>(千円)</sub>
備考 <sub>(注4)</sub>	37,787 千円						

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	小児救急電話相談事業				【総事業費】 44,320 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（株式会社エヌ・ティ・ティデータ関西に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話相談を実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>二次救急病院等への患者集中を緩和することによる救急病院に従事する医師の負担軽減</li> </ul>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>看護師が相談者からの電話相談に対応し、小児科医の対応が必要な場合は、協力病院の当直医等に相談のうえ、相談者に返答する。</p> <p>保護者等の安心確保を図るとともに、適切な受診行動を促すことで夜間の二次救急病院等への患者集中を緩和し、救急病院に従事する医師の負担軽減を図る。</p> <p>○概要</p> <p>子どもをもつ保護者等への相談対応 相談員に対する研修 運営協議会の開催 相談実績の分析、分析結果を踏まえた情報発信 #8000のPR、小児初期救急医療に関する啓発 等</p> <p>○執行方法 大阪府（株式会社エヌ・ティ・ティデータ関西に委託）</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	44,320 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	29,547 (千円)		民	29,547 (千円)
		国	14,773 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		都道府県	(千円)			29,547 (千円)
		その他	(千円)			
備考 (注4)	44,320 千円					

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	小児救急医療支援事業				【総事業費】 1,188,979 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	府内市町村（二次医療圏単位の幹事市）						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ブロック（11ブロック）単位での輪番制等により休日・夜間に小児救急患者を受け入れる医療機関を支援</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児救急患者を受け入れる医療機関を確保</li> <li>・小児救急医療機関を支援することによる小児救急従事者の確保</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>休日・夜間において入院治療が必要な小児救急患者の受入体制を確保することにより、子どもの病気、けが等の急変時に迅速かつ適切な医療を提供する。</p> <p>○概要</p> <p>市町村において、地域ブロック単位での輪番制等により休日・夜間に小児救急患者を受け入れる医療機関を確保する事業を実施し、府は事業実施にかかる費用を補助する。</p> <p>（市町村より小児救急医療を担う医療機関に対し体制確保にかかる費用を補助）</p> <p>○執行方法 二次医療圏単位で幹事市へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,188,979 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民	98,947 <sub>(千円)</sub>
		基金	国	98,947 <sub>(千円)</sub>			うち受託事業等 (再掲)(注3)
			都道府県	49,473 <sub>(千円)</sub>			
		その他	1,040,559 <sub>(千円)</sub>	(千円)			
備考(注4)	148,420 千円						



事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	救急搬送患者受入促進事業				【総事業費】 8,461,736 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	医療機関					
事業の目標	<p>・救急搬送が困難となっている患者の受入体制の強化および「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の分析・検証等</p> <p>【事業効果】</p> <p>・救急車が病院に到着するまでの時間短縮、救急医療体制の充実</p>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 救急隊員の病院選びが困難となっている患者を受入れる病院への支援や救急隊の活動・病院の受入れ状況を分析・検証することで必要な人が速やかに救急医療を受けられる体制の構築を図る。</p> <p>○概要 救急搬送された患者の病院後情報収集や、救急搬送が困難となっている患者の受入れに協力する医療機関に対し、経費の一部を補助する。 〔搬送困難症例〕</p> <p>①介護状態の高齢者（65 歳以上） ②精神疾患患者における 119 番の要請原因が身体症状による事案 ③整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者（15 歳未満） ④ももってNET事案（※） ※5 件以上の病院照会又は 30 分以上の現場滞在で搬送先が決まらない場合にシステムを活用し、複数の病院に一斉に受入れ要請を行う。</p> <p>○執行方法 医療機関へ補助 患者を搬送する救急隊の活動状況や受入れた病院での診断・処置などの情報を収集し、病院到着前と到着後の情報をマッチングさせた上で、課題を抽出し、救急搬送や受入れのルールの改善を行う。</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	8,461,736 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	36,284 <sub>(千円)</sub>
		基金	国	386,000 <sub>(千円)</sub>	民	349,716 <sub>(千円)</sub>
			都道府県	193,000 <sub>(千円)</sub>		うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他	7,882,736 <sub>(千円)</sub>			(千円)
備考 (注4)	579,000 千円					

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	災害医療体制確保充実事業			【総事業費】 5,400 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（医療機関等に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の医療体制の確保に向け、災害医療協力病院の医療従事者に対し、初期治療やトリアージ等の基礎研修を実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における初期治療やトリアージを行える医療従事者の確保</li> </ul>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 災害時に備え、救急部門の医療従事者のみならず多くの医師等が災害医療に関する知識を習得するための研修を実施する。</p> <p>○概要 災害医療基礎研修 救急・災害医療に不慣れな医療スタッフが最低限の災害に対する知識とトリアージの手法を取得することで、災害時に入院治療を要さない被災患者が災害医療機関になだれ込むのを防ぎ、必要な患者を必要な医療機関で診療できる体制を確保できるよう研修を実施する。</p> <p>○執行方法 医療機関等に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		5,400 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民   3,600 <sub>(千円)</sub> うち受託事業等 (再掲)(注3) 3,600 <sub>(千円)</sub>
		基金	国	3,600 <sub>(千円)</sub>		
			都道府県	1,800 <sub>(千円)</sub>		
		その他	<sub>(千円)</sub>			
備考 <sub>(注4)</sub>	5,400 千円					

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	特定科目休日夜間二次救急医療体制運営事業				【総事業費】 70,484 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府（大阪府医師会に委託）						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間、休日における眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制として、大阪市中央急病診療所からの後送受入病院を輪番で確保</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間、休日における眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制を確保</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>夜間、休日における眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制として、大阪市中央急病診療所対応が困難な、より緊急度、重症度の高い患者を受け入れる後送病院を府全域で輪番制により確保することで、眼科、耳鼻咽喉科において必要な人が速やかに適切な救急医療を受けられる体制を整備する。</p> <p>○概要</p> <p>協力病院の役割</p> <p>眼科、耳鼻咽喉科に係る二次救急患者を輪番で受け入れる体制を確保する。当番日は大阪市中央急病診療所からの受入要請は必ず受け入れる。</p> <p>※体制確保にかかる医師の人件費等の費用を体制確保謝金として支給</p> <p>委託先：大阪府医師会の役割</p> <p>協力病院のローテーション組みを含む、後送病院の確保に係る調整</p> <p>後送病院ローテーション会議の開催</p> <p>○執行方法 大阪府医師会に委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		70,484 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	46,989 (千円)		民	46,989 (千円)
			都道府県	23,495 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他	(千円)	46,989 (千円)			
備考 (注4)	70,484 千円						

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	医療対策協議会運営事業				【総事業費】 607 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療対策協議会の設置・運営</li> <li>【事業効果】</li> <li>・ 医療従事者の確保</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的 大阪府の実情に適した効果的な医師確保策を検討する。</p> <p>○概要 救急医療、災害医療、周産期医療及び小児救急を含む小児医療等の医療従事者の確保及びその他大阪府において必要な医療の確保に関する施策について調査審議するため医療対策協議会を設置する。</p> <p>○執行方法 直執行</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		607 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公 民	405 (千円)
		基金	国	405 (千円)			(千円) うち受託事業等 (再掲) (注 3)
			都道府県	202 (千円)			
		その他	(千円)	(千円)			
備考 (注 4)	607 千円						

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	治験ネットワーク機能構築事業				【総事業費】 15,074 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉北圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府（NPO法人に委託）						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治験ネットワーク機能を構築</li> <li>・ 潜在看護師等を治験・臨床研究支援業務の中核を担うCRCとして養成</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治験業務従事者の負担軽減</li> <li>・ 潜在看護師等の復職支援</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>府内の基幹的な医療機関による治験ネットワーク機能を構築することで、治験業務の効率化・迅速化を進め、医療機関（治験業務従事者）の負担を軽減する。</p> <p>また、潜在看護師等をCRCとして養成し「治験業務従事者の負担軽減」を図るとともに、「潜在看護師等の社会復帰」を促進する。</p> <p>○概要</p> <p>①治験ネットワークの窓口機能（治験ネットワーク内及び治験依頼者との調整、共同IRBの運営効率化のための諸整備等）を整備する。</p> <p>②潜在看護師等を対象にCRC養成研修（講義＋実務研修）を実施する。</p> <p>○執行方法 NPO法人に委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		15,074 <sub>(千円)</sub>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
	基金	国		10,049 <sub>(千円)</sub>		民	10,049 <sub>(千円)</sub> うち受託事業等 (再掲)(注3)
		都道府県		5,025 <sub>(千円)</sub>			
	その他		(千円)			10,049 <sub>(千円)</sub>	
備考(注4)	15,074 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

### 3. 計画に基づき実施する事業

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業												
事業名	大阪府介護施設等整備事業												
事業の対象となる区域	大阪府全域												
事業の実施主体	大阪府、大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、八尾市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、羽曳野市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、能勢町、くすのき広域連合												
事業の目標	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム1,189床 → 406床</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所48か所→19か所</li> <li>・認知症高齢者グループホーム118か所 → 12か所</li> </ul>												
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日												
事業の内容	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td> <td>14か所 (406床)</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>19か所</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>12か所 (202床)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。 ③介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。</p>					整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム	14か所 (406床)	小規模多機能型居宅介護事業所	19か所	認知症高齢者グループホーム	12か所 (202床)
整備予定施設等													
地域密着型特別養護老人ホーム	14か所 (406床)												
小規模多機能型居宅介護事業所	19か所												
認知症高齢者グループホーム	12か所 (202床)												
事業に要する費用の額	事業内容	総事業費 (A+B+C) <sup>(注1)</sup>	基金		その他 (C)								
			国 (A)	都道府県 (B)									
	①地域密着型サービス施設等の整備	(千円) 2,779,460	(千円) 1,852,974	(千円) 926,486	(千円)								
	②施設等の開設・設置に必要な準備経費	(千円) 1,301,573	(千円) 867,714	(千円) 433,859	(千円)								
	③介護保険施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金	(千円) 201,465	(千円) 134,310	(千円) 67,155	(千円)								
	④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修	(千円) 0	(千円) 0	(千円) 0	(千円)								
	金額	総事業費 (A+B+C)	基金充当額	公	(千円)								
		4,282,498 (千円)	(国費)における公民の別(注3)(注4)	民	うち受託事業等(再掲)								
	基金	国 (A)				2,854,998 (千円)							
		都道府県 (B)				1,427,500 (千円)							
		計 (A+B)				4,282,498 (千円)							
		その他 (C)	(千円)		2,854,998 (千円)								
備考(注5)													

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所要見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 基本整備					
	(中項目) 基盤整備					
	(小項目) 介護人材確保対策連携強化事業 (協議会設置等)					
事業名	【No.1】 介護人材確保・職場定着支援事業 ・マッチング力の向上事業 (地域関係機関との連携)				【総事業費】 1,306 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府全域					
事業の実施主体	大阪府 (大阪府社会福祉協議会へ委託)					
事業の目標	地域人材確保連絡会議の開催 : 24回 (6ブロック×4回)					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	大阪府、大阪府社会福祉協議会及び地域における様々な関係機関、団体で構成する地域人材確保連絡会議 (府内6ブロックごと) を設置し、地域ぐるみで人材確保に取り組む。会議の場において、各ブロックの現状、課題を共有し、地域の実情にあった介護人材の確保の取り組みを行うため、採用戦略など今後の方針を検討し、ブロックごとに開催するセミナーや就職説明会のテーマ設定など運営方針を企画。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	1,306 (千円)	基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	公	(千円)
	基金	国 (A)	870 (千円)		民	870 (千円)
		都道府県 (B)	436 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	870 (千円)
		計 (A+B)	1,306 (千円)			
	その他 (C)	(千円)				
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業								
	(大項目) 参入促進								
	(中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」								
	(小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業								
事業名	【No.3-1】 介護人材確保・職場定着支援事業 ・参入促進・魅力発信事業（教育関係機関との連携及び介護の日啓発事業）				【総事業費】 1,955 千円				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府全域								
事業の実施主体	大阪府（大阪府社会福祉協議会へ委託）								
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高校の福祉科教員との連絡会議の開催：4回</li> <li>○府内高校教員向け勉強会及び高校生向けセミナーの開催：2回</li> <li>○（仮称）介護の魅力発見セミナー及び個別相談会の開催：1回</li> </ul>								
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 ・（仮称）介護の魅力発見セミナー及び個別相談会 平成27年11月1日～平成27年11月30日								
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育関係機関との連携により、高校生等への福祉の魅力を発信する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校の福祉科教員を中心とした教育関係機関と連携し、連絡会議を開催するなど高校などの教育機関において積極的に福祉の魅力を発信する。また、福祉分野が進路の選択肢となるよう高校教員向け勉強会や高校生を対象にセミナーを開催</li> </ul> </li> <li>○「介護の日」のイベントとして、府民を対象に介護現場の魅力やそのやりがいなどを周知啓発するため、セミナーや個別相談会などを開催</li> </ul>								
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		1,955（千円）	基金充当額（国費）における公民の別（注1）	公 民	（千円）		
		基金	国（A）	1,303（千円）				うち受託事業等（再掲）（注2）	1,303（千円）
			都道府県（B）	652（千円）					1,303（千円）
			計（A+B）	1,955（千円）					
		その他（C）	（千円）						
備考（注3）									

- （注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。
- （注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。
- （注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

## 介護3



事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進					
	(中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」					
(小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業						
事業名	【No.3-2】 介護職員初任者研修受講支援事業			【総事業費】 326,824 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府全域					
事業の実施主体	大阪府（民間事業者へ委託）					
事業の目標	介護職員初任者研修受講者の受講を支援することにより、介護従事者のすそ野を広げる 受講者数（H25実績18,302人）を20%増加させる 22,000人					
事業の期間	平成27年9月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	基本的な介護に関する知識や現場での実践に関する知識を習得することにより、介護職に関するマイナスイメージの払しょく及び魅力の発信を行うことが可能であると考えられることから、介護職員初任者研修の受講を支援することにより、介護従事者のすそ野を広げる。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）	326,824（千円）	基金充当額（国費）における公民の別（注1）	公	（千円）
	基金	国（A）	217,882（千円）		民	217,882（千円）
		都道府県（B）	108,942（千円）		うち受託事業等（再掲）（注2）	
		計（A+B）	326,824（千円）		217,882（千円）	
		その他（C）	（千円）			
備考（注3）						

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進					
	(中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」					
(小項目) 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業						
事業名	【No.4】 介護人材確保・職場定着支援事業 ・参入促進・魅力発信事業（職場体験事業）				【総事業費】 18,011 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府全域					
事業の実施主体	大阪府（大阪府社会福祉協議会へ委託）					
事業の目標	○職場体験日数：2,800日 ○一般大学生、高校生向け職場体験バスツアー：6回					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	職場体験事業を活用することにより、介護現場の魅力を発信。 ・福祉・介護分野に関心のある方が職場体験を通じて実際の職場の雰囲気や介護職等の業務内容を直接知ることにより、求人側・求職側のギャップを埋め、円滑な人材確保の促進と定着率のアップを図る。また、一般大学生、高校生向けに職場体験バスツアーを実施し、職場教育、進路選択の参考となるよう、介護現場の魅力を発信など。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	18,011 (千円)	基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	公	(千円)
	基金	国 (A)	12,007 (千円)		民	12,007 (千円)
		都道府県 (B)	6,004 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	12,007 (千円)
		計 (A+B)	18,011 (千円)			
		その他 (C)	(千円)			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業							
	(大項目) 参入促進							
	(中項目) 地域のマッチング機能強化 (小項目) 多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業							
事業名	【No.8】 介護人材確保・職場定着支援事業 ・マッチング力の向上事業(地域関係機関との連携、就職フェアの開催、資格取得者への働きかけ及び一般学生へのアプローチ強化)				【総事業費】 90,941 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府全域							
事業の実施主体	大阪府(大阪府社会福祉協議会へ委託)							
事業の目標	<p>○地域関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとにセミナー及び就職説明会の開催:6回、・しごとフィールドとの連携による相談会やセミナーの開催:30回、・ハローワークとの連携による相談会やセミナーの開催:30回、・府内市町村主催の就職イベントへの参画:30回</li> </ul> <p>○就職フェアの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内の民間社会福祉施設の採用担当者と社会福祉施設等への就職希望者の個人面談の機会や求職者の相談等を受付けるなど、効果的に質の高い人材の確保を図る。(年2回開催)</li> </ul> <p>○資格取得者への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修養成施設等への就職ガイダンス:150事業所・合同面接会の開催:4回</li> </ul> <p>○一般学生へのアプローチ強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般大学での就職ガイダンスの実施:10校・一般大学生向け就職フェアへの参画:3回</li> </ul>							
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日							
事業の内容	<p>○地域関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府、大阪府社会福祉協議会及び地域における様々な関係機関、団体が構成する地域人材確保連絡会議(府内6ブロックごと)で企画立案された内容によりブロックごとにセミナーや就職説明会を開催</li> <li>・大阪府商工労働部において女性や中高年層等に対する就労支援を行う「しごとフィールド」やハローワークなどと連携し相談会やセミナーを開催</li> </ul> <p>○就職フェアの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府内全域の民間社会福祉施設による合同求人説明会(就職フェア)の開催</li> </ul> <p>○資格取得者への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア支援専門員による初任者研修養成施設等への就職ガイダンスや初任者研修修了者向けの合同面接会を開催することにより、初任者研修修了者等資格取得者に対する働きかけを行い、介護業界へのマッチングを図る。</li> </ul> <p>○一般学生へのアプローチ強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉について学んでいない学生の多様な人材を介護業界への就労を促すため、一般校での就職ガイダンスの開催や一般学生向けの就職フェアへ参画することにより一般校の学生に対し、介護の仕事の周知を行い、理解の場を提供する。</li> </ul>							
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)	90,941	(千円)	基金充当額(国費)における公民の別(注1)	公	(千円)	
	基金	国(A)	60,627	(千円)		民	60,627	(千円)
		都道府県(B)	30,314	(千円)		うち受託事業等(再掲)(注2)	60,627	(千円)
		計(A+B)	90,941	(千円)				
		その他(C)		(千円)				
備考(注3)								

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。  
(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。  
(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上					
	(中項目) キャリアアップ研修の支援					
(小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業						
事業名	【No.9-1】 介護人材確保・職場定着支援事業 ・職員の資質の向上・職場定着支援事業（介護人材キャリアパス支援事業）				【総事業費】 19,904 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府全域					
事業の実施主体	大阪府					
事業の目標	支援回数：200回					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	介護職員が自己の職業生活において将来の見通しを立てながら職務に従事し、職場に定着するために必要な研修を事業所において独自で実施できるよう、介護福祉士養成施設等の教員等が小規模な事業所（従業員数19人以下）において、事業所のニーズにあった研修計画の策定支援や研修主任の育成を行う。また、本事業により策定した研修計画の実施状況及び育成した研修主任について相談等のフォローアップを行い、併せてアンケート等により離職率を把握する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	19,904 (千円)	基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	公	13,269 (千円)
	基金	国 (A)	13,269 (千円)		民	(千円)
		都道府県 (B)	6,635 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	(千円)
		計 (A+B)	19,904 (千円)			
	その他 (C)	(千円)				
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上					
	(中項目) キャリアアップ研修の支援					
	(小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業					
事業名	【No.9-2】 介護情報・研修センター事業			【総事業費】		11,874 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府全域					
事業の実施主体	大阪府（大阪府介護情報・研修センター共同企業体へ委託）					
事業の目標	本事業は、介護・福祉等の専門職員等を対象とした福祉用具等を活用した研修や介護技術に関する専門相談及び住宅改修等に関する研修や専門相談について、効果的かつ効率的に実施することにより、府域における介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成することを目的とする。					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	①研修業務 ②相談業務 ③福祉用具等に関する情報提供業務					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	11,874 (千円)	基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	公	(千円)
	基金	国 (A)	7,916 (千円)		民	7,916 (千円)
		都道府県 (B)	3,958 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	7,916 (千円)
		計 (A+B)	11,874 (千円)			
		その他 (C)	(千円)			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業						
事業名	【No.9-3】 社会福祉施設機能強化推進事業			【総事業費】 56,823 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府全域						
事業の実施主体	大阪府（福祉と人権の研修ネットワークおおさか共同企業体へ委託他）						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講者 10,000人</li> <li>離職率（従事1～3年目） 19.4%（19.4%は、H25年次調査の大阪府の全従事者離職率）</li> </ul> <b>【参考値】</b> H25年次調査の大阪府の1～3年目従事者離職率 33.4%						
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	<p>民間社会福祉施設・事業所職員を対象とした研修を実施することにより、職員の資質や人権意識の向上等を図り、質の高い福祉サービスを楽しむことができるよう優れた人材の確保・育成を行い、事業所における福祉人材の職場定着につなげる。</p> <p>1. 民間社会福祉事業従事者等資質向上研修（委託研修）</p> <p>(1) 概要 府内の民間社会福祉事業従事者等の資質向上及び人権意識の向上を図る。 また、上記研修を通じて、事業所における福祉人材の職場定着支援を行う。</p> <p>(2) 委託先 福祉と人権の研修ネットワークおおさか共同企業体 ※共同企業体構成員；(福)大阪府社会福祉協議会 (一財)大阪府地域福祉推進財団</p> <p>2. 社会福祉施設職員等研修（補助研修）</p> <p>(1) 概要 施設種別・職種別・階層別等の区分に応じた、サービス提供職員等個々の分野別・専門別スキルアップを目的とした研修を実施する。 また、上記研修を通じて、事業所における福祉人材の職場定着支援を行う。</p> <p>(2) 補助先 (福)大阪府社会福祉協議会</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		56,823 (千円)	基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国 (A)	28,782 (千円)			民
	都道府県 (B)		14,392 (千円)	うち受託事業等 (再掲) (注2)			
	計 (A+B)		43,174 (千円)	28,782 (千円)			
	その他 (C)	13,649 (千円)					
備考 (注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質向上					
	(中項目) キャリアアップ研修の支援					
	(小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業					
事業名	【No.9-4】 法定研修に係る講師養成及び実習環境整備			【総事業費】 3,002 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府全域					
事業の実施主体	大阪府（大阪介護支援専門員協会へ委託）					
事業の目標	<p>①研修講師養成 研修時間が大幅に増加し、現状より多くの講師が必要となることから、研修講師を養成する。 （年4回、講師養成研修を実施し、研修講師を40名養成する。）</p> <p>②実習環境の整備 実務研修受講者が、実習受け入れ先を円滑に探せるよう、実習協力可能な居宅介護支援事業所等を募り、協力事業所一覧を作成する。 （年4回、事業所向け説明会の実施。実習受入先事業所を400か所を確保し、名簿を作成する。）</p>					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	平成28年4月より介護支援専門員の法定研修カリキュラムが大幅に改正され、①時間数が大幅に増え、人材育成に関しての指導体制を主任介護支援専門員が担うことや、②実践的専門職の育成強化の為に実習が新たに導入されることとなった。上記の2点から、より府内全域の介護支援専門員になろうとする実務研修受講者の研修環境を整え、今後の専門性の実践促進を担う事業を展開する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	3,002 (千円)	基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	公	(千円)
	基金	国 (A)	2,001 (千円)		民	2,001 (千円)
		都道府県 (B)	1,001 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	2,001 (千円)
		計 (A+B)	3,002 (千円)			
		その他 (C)	(千円)			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質向上					
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材育成					
	(小項目) 認知症ケアに携わる人材育成のための研修事業					
事業名	【No.12-1】 認知症ケア人材育成事業				【総事業費】 6,447 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府全域					
事業の実施主体	大阪府（大阪府社会福祉協議会等へ委託他）					
事業の目標	大阪府内における高齢者介護実務者やその指導者的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修等を実施し、介護サービスの充実を図る。 また、認知症の発症初期から状況に応じて医療と介護が一体となった認知症への支援体制の構築、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型サービス事業開設者研修（大阪府社会福祉協議会へ委託）</li> <li>・認知症対応型サービス事業管理者研修（同上）</li> <li>・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（同上）</li> <li>・認知症指導者フォローアップ研修（認知症介護研修研究大府センターへ委託）</li> <li>・認知症サポート医養成研修（国立長寿医療研究センターへ委託）</li> <li>・認知症サポート医フォローアップ研修（大阪府医師会へ委託）</li> <li>・かかりつけ医認知症対応力向上研修（同上）</li> <li>・一般病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修</li> </ul>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	6,447 (千円)	基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	公	2,472 (千円)
	基金	国 (A)	4,299 (千円)		民	1,827 (千円)
		都道府県 (B)	2,148 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	1,827 (千円)
		計 (A+B)	6,447 (千円)			
		その他 (C)	(千円)			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。



事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質向上						
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材育成						
	(小項目) 認知症ケアに携わる人材育成のための研修事業						
事業名	【No.12-2】 認知症初期集中支援チーム員研修事業				【総事業費】 550 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府全域						
事業の実施主体	大阪府（国立長寿医療研究センターへ委託）						
事業の目標	初期集中支援チームを平成30年4月までに府内全市町村に設置 平成27年度研修受講予定数:11名						
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	介護保険の複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問（アウトリーチ）し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う初期集中支援チームのチーム員に必要な研修を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		550 (千円)	基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国 (A)	367 (千円)		民	367 (千円)
			都道府県 (B)	183 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	
			計 (A+B)	550 (千円)		367 (千円)	
		その他 (C)		(千円)			
備考 (注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質向上					
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材育成					
	(小項目) 認知症ケアに携わる人材育成のための研修事業					
事業名	【No.12-3】 認知症地域支援推進員設置事業				【総事業費】 957 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府全域					
事業の実施主体	大阪府（認知症介護研究・研修東京センターが実施）					
事業の目標	認知症地域支援推進員を平成30年4月までに府内全市町村に設置 平成27年度研修受講予定数：13名					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	<p>①認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族へ支援を行う、認知症地域支援推進員の設置のために必要な研修を行う。</p> <p>②また、既に設置されている認知症地域支援推進員が最新の認知症ケア等に関する講義・症例検討・グループ討議などを通じて、地域における認知症の人等への支援体制の充実・強化を図るためフォローアップ研修を行う。</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	957 (千円)	基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	公	(千円)
	基金	国 (A)	639 (千円)		民	639 (千円)
		都道府県 (B)	318 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	639 (千円)
		計 (A+B)	957 (千円)			
		その他 (C)	(千円)			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質向上					
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材育成					
	(小項目) 認知症ケアに携わる人材育成のための研修事業					
事業名	【No.12-4】 認知症ケア人材育成事業			【総事業費】 3,329 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪市区域					
事業の実施主体	大阪市（大阪市社会福祉研修・情報センター等へ委託他）					
事業の目標	大阪市内における高齢者介護実務者やその指導者的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修等を実施し、介護サービスの充実を図る。 また、認知症の発症初期から状況に応じて医療と介護が一体となった認知症への支援体制の構築、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型サービス事業開設者研修（大阪市社会福祉研修・情報センターへ委託）</li> <li>・認知症対応型サービス事業管理者研修（同上）</li> <li>・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（同上）</li> <li>・認知症指導者フォローアップ研修（認知症介護研修研究大府センターへ委託）</li> <li>・認知症サポート医養成研修（国立長寿医療研究センターへ委託）</li> <li>・認知症サポート医フォローアップ研修（大阪府医師会へ委託）</li> <li>・かかりつけ医認知症対応力向上研修（同上）</li> <li>・一般病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修</li> </ul>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）	3,329（千円）	基金充当額（国費）における公民の別（注1）	公	536（千円）
	基金	国（A）	1,666（千円）		民	1,130（千円）
		都道府県（B）	834（千円）		うち受託事業等（再掲）（注2）	
		計（A+B）	2,500（千円）		1,130（千円）	
		その他（C）	829（千円）			
備考（注3）						

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質向上					
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材育成					
	(小項目) 認知症ケアに携わる人材育成のための研修事業					
事業名	【No.12-5】 認知症ケア人材育成事業			【総事業費】		1,871 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	堺市区域					
事業の実施主体	堺市（認知症介護研修研究大府センター等へ委託他）					
事業の目標	堺市内における高齢者介護実務者やその指導者的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修等を実施し、介護サービスの充実を図る。 また、認知症の発症初期から状況に応じて医療と介護が一体となった認知症への支援体制の構築、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型サービス事業開設者研修（民間事業者へ委託予定）</li> <li>・認知症対応型サービス事業管理者研修（同上）</li> <li>・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（同上）</li> <li>・認知症指導者フォローアップ研修（認知症介護研修研究大府センターへ委託）</li> <li>・認知症サポート医養成研修（国立長寿医療研究センターへ委託）</li> <li>・かかりつけ医認知症対応力向上研修</li> <li>・一般病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修</li> </ul>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）	1,871（千円）	基金充当額（国費）における公民の別（注1）	公	605（千円）
	基金	国（A）	937（千円）		民	332（千円）
		都道府県（B）	469（千円）			うち受託事業等（再掲）（注2）
		計（A+B）	1,406（千円）			332（千円）
		その他（C）	465（千円）			
備考（注3）						

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上					
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成					
	(小項目) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業					
事業名	【No.13-1】 生活支援コーディネーター養成研修事業			【総事業費】 2,442 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府全域					
事業の実施主体	大阪府					
事業の目標	第1層生活支援コーディネーター 74人 (大阪市(24区)・堺市(7区)は区単位) 第2層生活支援コーディネーター 254人 (地域包括支援センター数) ○ 平成27年度は第1層 ○ 平成28年度～平成29年度は第2層					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	介護保険制度の改正により介護予防訪問介護、介護予防通所介護が地域支援事業へ移行したため、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対して多様な事業主体による生活支援の担い手養成及び地域資源の開発、そのネットワーク化などを行う市町村に配置する生活支援サービスコーディネーターを養成する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	2,442 (千円)	基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	公	1,629 (千円)
	基金	国 (A)	1,629 (千円)		民	(千円)
		都道府県 (B)	813 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	(千円)
		計 (A+B)	2,442 (千円)			
		その他 (C)	(千円)			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上					
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成					
	(小項目) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業					
事業名	【No.13-2】 地域包括ケア等充実・強化支援事業			【総事業費】 1,357 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府全域					
事業の実施主体	大阪府					
事業の目標	<p>2025年に向けて府内市町村において地域包括ケアシステムが構築できるよう支援</p> <p>○ 平成27年度・・・自立型ケアプランの支援等実施 (20市町村/43) 第7期市町村介護保険計画へ施策反映させるための課題把握及びその対応策検討実施</p>					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	<p>団塊の世代が75歳に到達する2025年に向けて、高齢者が身近な地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築が急務の課題となっている。また、持続可能な介護保険制度を確立するためにも、高齢者の有する能力を最大限に活用した自立型ケアプランの支援や地域の課題を把握し、その方策検討を担う地域ケア会議は重要な役割を課されており、都道府県が全体的なビジョンを市町村に示し市町村格差が広がらないように支援する。</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	1,357 (千円)	基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	公	905 (千円)
	基金	国 (A)	905 (千円)		民	(千円)
		都道府県 (B)	452 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	(千円)
		計 (A+B)	1,357 (千円)			
		その他 (C)	(千円)			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上					
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成					
	(小項目) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業					
事業名	【No.13-3】 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業			【総事業費】 2,891 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府全域					
事業の実施主体	大阪府（民間事業者へ委託）					
事業の目標	<p>○地域包括支援センター全職員に対し研修実施（約800人）</p> <p>○3年後 全市町村で、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施。</p> <p>○長期目標 団塊の世代が全て75歳以上になる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、持続可能な社会保障制度を目指す。</p> <p>→適切な介護予防・生活支援サービスに繋げることによる元気高齢者の増加、要介護認定伸び率の抑制</p>					
事業の期間	平成27年7月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	<p>地域包括ケア体制構築のため地域包括支援センター職員を対象に、要支援者に対して生活支援も含めた新しいケアマネジメントについての研修を行い、質の向上を図る。</p> <p>また、地域包括支援センター職員に高いスキルを持たせることにより高齢者のニーズを把握し、的確な支援を行うことで、地域包括ケアシステム構築を推進する役割を果たす。</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	2,891 (千円)	基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	公	(千円)
	基金	国 (A)	1,928 (千円)		民	1,928 (千円)
		都道府県 (B)	963 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	
		計 (A+B)	2,891 (千円)		1,928 (千円)	
		その他 (C)	(千円)			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上					
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成					
	(小項目) 権利擁護人材育成事業					
事業名	【No.14】 権利擁護人材育成事業 (市民後見人の養成・活動支援等)			【総事業費】 69,758 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪市区域、堺市区域、泉州区域、豊能区域、三島区域、南河内区域、中河内区域					
事業の実施主体	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、高槻市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、田尻町、岬町（社会福祉協議会へ委託）					
事業の目標	平成27年5月～6月にオリエンテーション、8月～10月に基礎講習（4日間）、11月～3月に実務講習（9日間）・施設実習（4日間）を行う。バンク登録者の受任調整、活動支援は1年を通して行う。					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	①市民後見人養成のための研修の実施 ②市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ③市民後見人の適正な活動のための支援 ④その他、市民後見人の活動の推進に関する事業					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	69,758 (千円)	基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	公	(千円)
	基金	国 (A)	36,411 (千円)		民	36,411 (千円)
		都道府県 (B)	18,205 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注2)
		計 (A+B)	54,616 (千円)			36,411 (千円)
		その他 (C)	15,142 (千円)			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。



# 平成 26 年度大阪府計画に関する 事後評価

平成 27 年 8 月  
大阪府

# 1. 事後評価のプロセス

---

## (1) 事後評価の方法について

基金計画の目標指標については、都道府県で策定することとされている医療計画と整合性を図る必要があるため、平成 25 年策定の大阪府保健医療計画にある数値目標と同一のものとしている。

大阪府保健医療計画の指標値は、各指標の最新情報公表時期の関係で、平成 26 年度末の現状値を把握することが困難な状況であり、基金事業の成果を客観的かつ定量的に評価するためには平成 26 年度末の現状値の把握を待つ必要があるため、今後平成 26 年度末の現状値が出そろった時点で基金の事後評価を再検討するものとする。

## (2) 計画の事後評価に関する医療審議会報告内容について

平成 26 年度基金計画については、事業内容等について平成 27 年 3 月 20 日の大阪府医療審議会にて報告を行った。

## 2. 目標の達成状況

### (1) 大阪府の目標について

#### ■大阪府全体の目標

本計画は、府民一人ひとりに良質な医療サービスを提供し、府民のニーズを満たすために必要な医療の総合的なサービス体制の確立を目指すことを目標とする。

当該目標は、大阪府保健医療計画の基本理念に沿ったものであり、本計画と大阪府保健医療計画とは目指すべき方向性が同じであることから、目標達成に向けた課題と指標は、以下のとおり大阪府保健医療計画で設定した項目・数値と同一のものを基本とする。

大阪府保健医療計画の施策の目標等は以下のとおりである。本計画で定める機能分化推進・連携、居宅等における医療提供体制整備の推進、医療人材確保に向けた事業の実施により、さらなる課題解消、目標達成への取組みを推進する。

#### 【大阪府保健医療計画で設定した項目・数値について】

～大阪府保健医療計画（平成25年4月策定）より抜粋～

- 大阪府保健医療計画の基本理念は、健康な生活を享受することが府民の基本的な権利であることを示すとともに、府民一人ひとりについて切れ目なく、良質な医療サービスを提供し、府民のニーズを満たすために必要な保健・医療・福祉の総合的なサービス体制の確立をめざすことにある。
- 現在、急速な高齢化が進む中、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患（5疾病）については、生活の質の向上を実現するため、患者数の増加の状況も踏まえつつ、これらに対応した医療提供体制の構築や施設整備を目指す必要がある。
- さらには、今後、高齢化に伴い在宅医療のニーズが増加し、高齢化に伴う在宅における栄養管理や呼吸不全に伴う呼吸管理などを必要とする患者が増加すると予想されており、このため在宅医療に関わる一部の医師等だけで時間外の急病対応や不在時の対応など全てを担うには負担が大きいため、在宅医療を行う医療機関の増加や在宅に関わる医療従事者の確保や質の向上を進めていく必要がある。
- 在宅医療を進めるにあたり、人工呼吸器を装着した患者や様々な医療措置を必要とする患者への高度・専門的なケアを提供していくため、中核的な機能を担う訪問看護師等の養成と資質向上を図る必要がある。さらに、充実した在宅医療を目指すには、在宅に関わる医師同士の連携やそれ以外の医師の役割分担を図ること、訪問看護師等の医療従事者に加え、介護支援専門員や介護士なども含めた福祉職がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていく体制を構築してい

くことが重要である。

- 医療と介護の連携については、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議等の地域の関係機関、関係者会議において、在宅医療を担う病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護支援専門員、福祉関係者などが情報を共有し合いながらそれぞれの役割や機能を理解し、それぞれの役割を発揮して、患者の在宅生活を支えるためのネットワークの構築を目指していく。また、高齢者一人ひとりに対する支援については、サービス担当者会議等を通じた医療と介護、福祉サービスとの連携強化による包括的なサービス提供体制の構築を目指していく。
- さらには、少子化や高齢化の進展とそれに伴う疾病構造の変化、医療機能の分化・多様化、高度情報化社会の進展などに伴い、医療に関するニーズが拡大していくことが考えられるため、これを支える医療従事者の確保、資質向上は、医療連携体制の構築や施設・設備の整備等と並んで最も重要な目標である。
- 大阪府保健医療計画では、以上の基本的な考え方に基づき、目標達成に向けた代表的な項目について、現状及び目標値を5疾病4事業及び在宅医療毎に定めている。

#### ■医療介護総合確保区域毎の目標の設定について

##### ○ 各医療介護総合確保区域の現状

大阪府は8つの医療介護総合確保区域で構成されており、全ての区域において人口は60万人を超えており、へき地が存在しない。

地域毎の医療提供体制の特徴としては、大阪府では全域において高度医療・専門医療が進んでいるが、特に豊能地域を中心とする北部地域では高機能病院が集積している。また、泉州区域において医師不足及び減少の傾向が強く、精神科病院・精神病床の府全域に占める割合は南部地域で高い傾向にある。このように、大阪府はほぼ全域が都市部に当たるため、へき地、離島等を有する地方部と比べ、区域毎の明確な特徴は少ない。

##### ○ 医療介護総合確保区域毎の目標設定の考え方

府民一人ひとりに良質な医療サービスを提供し、府民のニーズを満たすために必要な医療の総合的なサービス体制を持続的に提供できる体制を構築するという本計画の目指すべき方向性からすれば、目指すべき目標は前述のとおり大きく各区域で異なるものではない。本計画と目指すべき方向性を同じくする大阪府保健医療計画においても、区域毎で目標指標は設定せず、府全域での目標達成を目指している。このため、本計画では、区域毎の目標指標は、大阪府の施策の目標等を基本とする。

【施策の目標等】

分野	目標値項目	現状値	(年度)	目標値(29年度)	
がん	がん検診受診率	胃がん	21.5%	22年	40%
		肺がん	14.9%		35%
		大腸がん	18.9%		30%
		子宮がん	28.3%		35%
		乳がん	26.8%		40%
	がんによる年齢調整死亡率(75歳未満)	90.3(10万対)	22年	68.1	
	喫煙率	男性	33.6%	22年	20%以下
		女性	12.3%		5%以下
	特定健康診査受診率		39.0%	22年	70%
		特定保健指導実施率	9.8%		45%
脳卒中	食塩摂取量(20歳以上)	男性	10.9g	21~23年平均	8g
		女性	9.1g		8g
急性心筋梗塞	日常生活における歩数(20歳以上)	男性	7,359歩	21~23年平均	10,000歩
		女性	6,432歩		9,000歩
糖尿病	メタボリックシンドローム該当者数	1,093千人	21~23年平均	平成20年度に比べて25%以上減少	
	メタボリックシンドローム予備群者数	350千人			
	脳血管疾患による年齢調整死亡率	男性	43.9(10万対)	22年	15%減少
		女性	21.5(10万対)		15%減少
	急性心筋梗塞による年齢調整死亡率	男性	15.9(10万対)	22年	15%減少
		女性	6.7(10万対)		15%減少
	糖尿病による新規人工透析導入者数	1,183人	22年	1,136人	
	地域連携クリティカルパス導入率	がん	77%	24年度	100%
脳卒中		74%	90%		
急性心筋梗塞		23%	35%		
糖尿病		22%	35%		
精神疾患	保健所等における精神科保健医療に係る連携・協議の場の数	0	24年度	18か所	
	精神科救急医療体制において、自院に継続して通院している患者が救急で受診し、病状等について診察医からの問い合わせがあった際に、夜間・休日でも対応可能な精神科標榜診療所数	100/360か所	24年度	216/360か所(60%)	
救急医療	救急告示医療機関数	276か所	24年度	現状維持	
	重症患者搬送件数における現場滞在時間が30分以上要した件数の割合	5.2%	22年	増加抑制	
	重症患者搬送件数における受入要請医療機関が4機関以上の件数の割合	8.8%	22年	増加抑制	
災害医療	大阪DMATを3チーム以上保有する災害拠点病院数	11/19か所	24年度	19/19か所	
	災害時に対応できるマニュアルを整備している医療機関数	346/537か所	23年度	537/537か所	
	災害拠点病院のうち施設耐震化した病院数	14/19か所	24年度	19/19か所	
	EMIS(大阪府広域災害救急医療情報システム)入力訓練において、二次救急告示病院の入力割合	96.9%	24年度	100%	
周産期医療	MFICUを整備している周産期母子医療センターにおける産科領域の複数当直体制を確立している医療機関数	8か所	24年度	12か所	
	周産期母子医療センターにおける周産期専用病床の病床利用率	MFICU	69.1%	23年度	増加
		NICU	86.6%		
		GCU	64.7%		
	周産期死亡率	4.1(千対)	23年	全国平均以下	
望まない妊娠相談窓口からの地域支援機関への連絡・紹介件数	必要な事例への連絡・紹介98%	23年度	必要な事例への連絡・紹介100%		
医療機関から連絡があった虐待発生リスクの高いケースに対する保健機関の支援割合*	95%	22年度	100%		
小児救急を含む小児医療	小児救急医療体制に参画している医療機関数	初期救急	休日:37か所 夜間:17か所	24年度	現状維持
		二次救急	固定通年制:11か所 輪番制:28か所		現状維持
	重篤小児患者拠点病院数	0	24年度	2か所	
	小児死亡率(1歳~14歳)	10.1(10万対)	22年	全国平均以下	
在宅医療	大阪版在宅医療モデルパターン数	0	24年度	2	

\*医療機関から連絡があったケースに対して、保健機関が初回の訪問等で支援できた割合

## (2) 大阪府（目標）の達成状況

専門病院のさらなる特化による医療機能の分化、地域におけるICTの活用とこれによる医療機関間、医療と介護の連携強化、地域包括ケアシステムを構築するための仕組みづくりや医療従事者の確保が一定程度進んだ。当該計画に定めた指標は大阪府保健医療計画と同じくするものである。これら指標の平成26年度末時点での現状値は平成27年7月時点では公表されていない。事業毎の目標の達成状況は、各個票に記載するものとする。

\* 参考～各個票記載の事業毎の目標及び達成状況の主なもの～

一部事業につき、参考例として事業目標と達成状況を下記のとおり示す。

### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

事業番号5: 地域医療機関ICT連携整備事業

事業の目標: 3か所、地域診療情報ネットワークの導入や拡充を支援する。

目標達成状況: 2か所に対して地域医療情報ネットワーク導入を支援し、ICTの利活用による病診連携・在宅への復帰促進のための体制を整備

### ② 居宅等における医療の提供に関する事業

事業番号12: 精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための  
看護職員等研修事業

事業の目標: 府内各5病院で精神科病院の看護師、カウンセラー等向けに身体合併症患者に対応するための研修を実施(救命医等による事業)

目標達成状況: 研修受け入れ病院として5病院、研修参加者は26医療機関、延べ65名が参加、身体合併症患者に対応する下地作りができた。

### ③ 医療従事者の確保に関する事業

事業番号30: 医療勤務環境改善センター運営事業

事業の目標: 医療勤務環境改善支援センターの設立・運営による医療従事者の勤務環境改善

目標達成状況: 「大阪府医療勤務環境改善支援センター」を平成27年1月に開設し、平成26年度は支援センターに関する広報活動、医療勤務環境に係る現状調査、医療機関からの相談対応、研修会の開催等を実施し、医療従事者の勤務環境改善を促進した。

## ■ 目標の継続状況

平成27年度計画も平成26年度計画と同様、大阪府保健医療計画の指標を目標として掲げている。

## ■ 計画の継続期間

平成26年度計画の期間は平成26年4月1日から平成30年3月31日までである。

### 3. 事業の実施状況

#### (1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.1】 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>・急性期の一般病棟7対1入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換に伴う施設改修への補助</p> <p>【事業効果】 病床の機能分化</p>	
事業の達成状況	平成26年度の事業期間が短期間であったこと等から、平成26年度において本事業の補助金の交付実績はなかった。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業の創設により、病床の機能分化に向け、急性期の一般病棟7対1入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換を行う病院に対する支援施策を創設することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 特に必要性の高い急性期の一般病棟7対1入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換を促す点で目標である病床機能分化実現に向けた効率性を図っている。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.2】 がん医療提供体制等充実強化事業	【総事業費】 1,327,413 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療拠点病院（国・府指定）が行うがんの医療機器（放射線治療機器等）及び臨床検査機器等の整備や外来化学療法室等の整備に伴う施設設備整備を 15 カ所実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん医療体制の充実強化</li> <li>・専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進</li> </ul>	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度においては、がん診療拠点病院（国・府指定）が行うがんの医療機器及び臨床検査機器等の整備や外来化学療法室の整備に伴う施設設備整備を 19 カ所実施</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>施設整備等を推進することにより、がん診療拠点病院の機能を充実し、国・府拠点病院に求められる機能に適合するとともに、質・量ともに府内のがん医療の水準向上のための整備を行った。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>がん診療拠点病院の機能を充実することにより、府内のがん医療水準の向上、がんの早期発見やがん治療等の効果向上を図り、がん死亡率の改善に向け府内全域において効率的に事業執行を行えたと考ええる。</p>	
その他	<p>設備整備については、実施病院側において計画的な病院経営を行う必要があることから、事業者決定を年度の早い段階で行い、より一層の効果を図る。</p> <p>短い事業期間であったものの、実施箇所数は目標を超えたことから、本事業へのニーズは高いと考える。継続実施が必要である。</p>	



事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	<b>【NO.3】</b> HIV感染者の多様な医療ニーズに対応できる地域医療体制構築事業	<b>【総事業費】</b> 1,049千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・平成26年度は透析医療機関等に対しエイズ治療拠点病院の協力を得て研修会を実施。 ・平成27年度以降、透析医療機関及び地域拠点診療所等とエイズ治療拠点病院とのネットワークを整備。 <b>【事業効果】</b> ・HIV感染者の多様な医療ニーズに対応できる地域医療体制の構築 ・専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進	
事業の達成状況	地域の透析医療機関、一般診療を行う医療機関を対象に、計2回研修会を開催。地域の医療機関でのHIV陽性者への対応と求められる役割等について講演を行った。	
事業の有効性・効率性	(事業の有効性) HIV陽性者への理解を促進し、地域の医療機関の役割を認識する機会となり、平成27年度から実施する地域医療機関向けアンケート調査、協力医療機関の登録への積極的な協力につながる事業となった。 (事業の効率性) (一社)大阪府医師会及び大阪透析医会を通じて、事業の案内を行ったことで、府全域の医療機関に効率的、効果的に周知が行えた。	
その他	事業実施にあたり、受諾機関である(一社)大阪府医師会を中心に、大阪透析医会等関係者によるワーキング会議を設置し、事業内容を協議しており、より地域の医療機関への理解促進につながっている。	

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.4】 在宅医療介護 I C T 連携事業	【総事業費】 93,834 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府下 57 か所で医療介護 I C T 連携のシステム導入を支援。</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における医療と介護の多職種の情報共有による効率化</li> <li>・ 患者満足度の向上</li> </ul>	
事業の達成状況	平成 26 年度においては ○国内示後、速やかに事業実施に向けた調整を行い、事業主体を公募したが、関係機関が多職種にわたることから、事業主体内部での調整に時間がかかり、応募がなかったため、事業実績はない。	
事業の有効性・効率性	<b>(1) 事業の有効性</b> 多職種間での情報共有が図られることで、在宅医療・介護サービスの効率化につながると見込まれる。  <b>(2) 事業の効率性</b> 医療介護 I C T 連携のシステムを独自に開発するのではなく、既存のクラウドサービスを活用することで、事業主体の初期投資を抑えることができると見込まれる。	
その他	○平成 27 年度以降は地区医師会など事業主体の状況を把握し、事業を活用することにより多職種の情報共有に向けて取組む。 ○複数年事業のため、総事業費は計画事業額総額を記載している。	

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.5】 地域医療機関 I C T連携整備事業	【総事業費】 67,905 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度は 3 箇所、地域診療情報ネットワークの導入や拡充を支援する。</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>病診連携の推進により在宅医療への復帰促進</li> </ul>	
事業の達成状況	<p>平成 26 年度においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2 か所に対して、地域医療情報ネットワークの導入を支援した</li> <li>○ I C Tを活用した病院と診療所の情報連携を図ることによって、病院から在宅医療への復帰促進のための体制を整備した</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>病院の医療情報を診療所等が共有し、地域全体で患者を診る・整えるための患者情報共有ネットワークが構築されはじめたことにより、患者が病院から在宅医療へ切れ目なく移行できるような体制の整備が整い始めた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>事業主体が地区医師会と調整をしながら事業を実施したことで、ネットワークに参画する診療所や多職種の広がりが確保され、効率的に病院と診療所の情報連携を図ることができたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.6】 ICTを活用した薬薬連携ネットワーク事業	【総事業費】 30,047千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	e-お薬手帳（アプリ）へのバックアップ機能等の追加 【事業効果】 医療機関及び薬局間の迅速・確実な服薬情報の共有化。	
事業の達成状況	○ e-お薬手帳（アプリ）へのバックアップの機能等を追加した。 ○ 追加機能について、モデル地区での機能の検証を行った。	
事業の有効性・効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b> 薬局、医療機関等が服薬情報を共有することで、重複投与や併用薬による副作用を防止でき、さらには、災害時のバックアップ機能としての対策を講じることができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 既存のアプリ（e-お薬手帳）等を利用することにより、最初から構築するよりも効率的な実行ができたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.7】 在宅医療推進事業	【総事業費】 19,816 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 30 地区医師会にコーディネータを配置し、在宅医療の拡充を図る。 【事業効果】 在宅医療提供体制の強化、在宅医療の供給拡充	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、 ○24 地区医師会にコーディネータを配置し、在宅医療の拡充を図る取組みを支援した。 ○地域の診療所等への働きかけなどにより、在宅医療に取り組む診療所等を増やす活動をコーディネータが行ったことで、在宅医療提供体制の強化を図った。	
有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>平成 26 年度は各地区医師会に配置されたコーディネータが、各地域の医療機関の状況の把握を中心に行うことにより、在宅医療に取り組む診療所等を増やす活動の基盤が整い始めた。平成 27 年度以降は、それぞれの地域特性に応じて在宅医療の拡充を図る取組みをコーディネータが行うことで、在宅医療提供体制の強化を図る。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>コーディネータの質の向上を図るため、グループワークを中心とした研修会を 3 回開催することで、コーディネータの効率的な活動を支援することができたと考える。</p>	
その他	本事業は府内の地区医師会に、在宅医療の充実を目的とした専門人材を配置するという全国でも先進的な取り組みである。	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.8】 在宅医療推進協議会運営事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・在宅医療推進協議会の設置・運営。平成26年度は1回開催。 【事業効果】 在宅医療提供体制の強化・充実	
事業の達成状況	平成26年度においては ○国内示後、協議会の開催に向け関係者間の事前調整を行ったところ、「平成27年度に策定予定の地域医療構想の動向を踏まえ、在宅医療の体制を検討すべき」との結論に至ったため、平成26年度は協議会を開催しなかった。	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 在宅医療にかかる多職種の関係者が一堂に会して協議をすることにより、在宅医療の確保及び連携体制の構築に関する課題の抽出や対応策の検討等を効果的に行うことができると見込まれる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 既存審議会の部会として設置することで、協議会の運営を効率的に行うことができると見込まれる。</p>	
その他	○平成27年度は地域医療構想の策定状況を踏まえ、在宅医療の推進についての議論等をしていただく予定（2回開催予定）	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.9】 訪問診療導入研修モデル事業	【総事業費】 390 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療現場での実地研修を含む研修プログラムを受講者 5 人に対しモデル実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> 在宅医療に従事する医師の参入促進	
事業の達成状況	○ 2 か所のモデル地区医師会で実施し、訪問診療に取り組む意向があるが取組めていない診療所の医師（受講生医師） 8 名に対して訪問診療現場での実地研修を行った	
事業の有効性・効率性	<b>（1）事業の有効性</b> 研修受講後に、受講生医師の一部が在宅療養支援診療所の届け出を行うなど、在宅医療へ取り組む意思の向上が図られたと考える。  <b>（2）事業の効率性</b> 今後、他の地区でも同様の研修を実施できるよう、本モデル研修の手順例を策定することで、事業の成果を広めることができると考える。また、地区医師会と協力しながら事業を実施することで、会場の確保などを効率的に行うことができたと考える。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.10】 病院研修プログラム作成事業	【総事業費】 141 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>・ 府内3～4病院をモデル病院に選定し、大阪府版在宅医療研修プログラムを作成、情報提供する。</p> <p>【事業効果】 在宅医療提供体制の強化・充実</p>	
事業の達成状況	○ 2か所のモデル病院で実施し、病院従事者151名に対して、在宅医療の推進について理解を深める研修を行った	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>研修受講後のアンケートでは、回答者の約9割が日々の業務の参考となると回答しており、病院従事者の在宅医療の理解が深まったと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>今後、他の地区でも同様の研修を実施できるよう、本モデル研修の手順例を策定することで、事業の成果を広めることができると考える。また、地区医師会や市町村と協力しながら事業を実施することで、会場の確保などを効率的に行うことができたと考える。</p>	
その他		



事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.11】 精神科病院における訪問看護ステーション整備事業	【総事業費】 8,275 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科病院が設置する訪問看護ステーションを 34 カ所整備</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神科長期療養患者の地域移行を進め医療機関の病床削減に資する。</li> </ul>	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府域で 6 カ所の訪問看護ステーションを整備・拡充</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>精神科病院における訪問看護ステーションを整備・拡充し、精神障がい者の在宅生活を医療・看護の面から支えることで、長期療養患者の地域移行を進めるとともに、再入院を予防する体制を整えることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業に関する説明会を実施し、訪問看護ステーションの立ち上げに関してアドバイス等を行うことで、効率よく手続きが進み、短期間の事業にもかかわらず年度内に 6 カ所の訪問看護ステーションを整備・拡充できた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.12】 精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための 看護職員等研修事業	【総事業費】 687 千円
事業の対象 となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、 堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内各 5 病院で精神科病院の看護師・カウンセラー等向けに身体合併症患者に対応するための研修を実施（救命医等による研修）</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神科救急医療における看護職員の身体合併症対応力の向上</li> <li>・ 在宅の精神障がい者が急性増悪時に適切かつスムーズに精神科医療に繋がる体制を整備することで予後の悪化を抑えて在宅生活の維持を図る。</li> </ul>	
事業の達成 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修受入病院 5 病院</li> <li>・ 参加者 26 医療機関 延べ 65 名</li> </ul>	
事業の有効 性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>精神科病院に勤務する看護師等のコメディカルスタッフに対し、一般救急病院における実地研修を中心とした、身体合併症対応力向上のための研修を実施することにより、身体合併症患者に対する看護等の不安感を和らげ、身体合併症患者の受入をスムーズに行うための下地づくりができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>精神科病院に勤務する看護師等のコメディカルスタッフが、身体合併症患者への対応力を向上することにより、精神科救急医療体制において大きな課題となっている身体合併症患者の受入を円滑に進めることができるようになる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.13】 精神科救急医療におけるトリアージ機能整備事業	【総事業費】 1,836 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>・「救急情報センター(救急医療窓口)」と「緊急措置窓口」を統合</p> <p>【事業効果】 在宅の精神障がい者が急性増悪時に適切かつスムーズに精神科医療に繋がる体制を整備することで予後の悪化を抑えて在宅生活の維持を図る。</p>	
事業の達成状況	○「救急情報センター」と「緊急措置診察窓口」を統合した窓口を設置するための施設整備を行うことができた。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 これまで緊急措置の窓口と精神科救急の窓口を別々に設置していたため、例えば、緊急措置の窓口で診察対象外として断られた場合、再度救急の窓口連絡し、状況説明をしないといけないなど、非常に非効率な部分があったが、窓口を統合することにより、効率的な精神科救急のトリアージ機能の整備を行うことができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 窓口を統合することについての意義を、事前に警察や消防に説明し、理解を得ることにより、新体制への移行が効率的に行えた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.14】 精神科病院における入院者退院支援委員会推進事業	【総事業費】 155 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>・平成 26 年度は実績や予定のある精神科病院 20 ヶ所に対する入院者退院支援委員会支援を実施</p> <p>【事業効果】 精神障がい者の早期退院・地域定着の推進</p>	
事業の達成状況	当該事業期間中、12 の精神科病院において、本事業の対象となる入院者退院支援委員会が 16 回行われた。	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 本事業の実施により、一部の精神科病院において、退院支援委員会が推進され始めた。今後、退院支援委員会が多くの精神科病院において開催されることにより、精神障がい者の早期退院・地域定着の促進を目指す。</p> <p>（2）事業の効率性 精神科病院が開催する退院支援委員会に入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等の招聘を行うことで、効率的に早期の退院支援を推進できる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.15】 在宅歯科医療機器整備事業	【総事業費】 392,540 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅訪問歯科診療用基本器材の整備として、在宅訪問歯科診療専用パッケージを 104 台、訪問歯科診療支援ポータブルシステムを 52 台整備</li> <li>・ ポータブルレントゲン機器の整備として、ポータブルレントゲン機器を 32 台整備</li> <li>・ 訪問歯科（居宅用）水流式歯ブラシとして、水流式歯ブラシを 656 台整備</li> </ul> <p>【事業効果】 在宅歯科診療体制整備の推進</p>	
事業の達成状況	<p>平成 26 年度は、下記機器を各地区の事情に応じて整備出来た。</p> <p>① 在宅訪問歯科診療用基本器材の整備 在宅訪問歯科診療専用パッケージ：55 台</p> <p>② 訪問歯科（居宅用）水流式歯ブラシ 水流式歯ブラシ：337 台</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業で整備した「在宅訪問歯科診療専用パッケージ」は、従来機器と比較して、質量、サイズともに大幅にコンパクト化した歯科治療基本機器と歯科治療に必要な歯科材料等から構成されており、容易に持ち運ぶことが可能である。これら在宅歯科診療機器を、計画的に配備したことにより、府内各地域の在宅歯科診療実施体制の充実が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業では、府内全域に画一的に機器を整備するのではなく、地域の実情を踏まえ地区歯科医師会を A、B、C に分類し、分類区分に応じて機器を地区の拠点に整備することにより、事業の効率的な執行が出来た</p>	

と考える。

① A地区：在宅歯科医療・多職種連携取組先進地区

在宅歯科医療において、多職種連携についての取組実績がある地区

【整備機器】 () 内はH26年度整備数

- ・訪問歯科診療用器材パッケージ 4台 (2台)
- ・訪問歯科診療支援ポータブルシステム 2台
- ・ポータブルレントゲン機器 2台
- ・訪問歯科 (居宅用) 水流式歯ブラシ 20台 (10台)

※上記は基本整備機器数であり、実際には、人口規模などを勘案した機器数を整備する。

② B地区：在宅歯科医療・多職種連携取組推進地区

多職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区

【整備機器】 () 内はH26年度整備数

- ・訪問歯科診療用器材パッケージ 2台 (1台)
- ・訪問歯科診療支援ポータブルシステム 1台
- ・ポータブルレントゲン機器 1台
- ・訪問歯科 (居宅用) 水流式歯ブラシ 10台 (5台)

※上記は基本整備機器数であり、実際には、人口規模などを勘案した機器数を整備する。

③ C地区：在宅歯科医療・多職種連携取組途上地区

多職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区

【整備機器】 () 内はH26年度整備数

- ・訪問歯科 (居宅用) 水流式歯ブラシ 4台 (2台)

※上記は基本整備機器数であり、実際には、人口規模などを勘案した機器数を整備する。

その他

複数年事業のため、総事業費は計画事業額総額を記載している。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.16】 在宅歯科医療連携体制推進事業	【総事業費】 15,209 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅歯科医療連携室の設置</li> <li>・ 在宅歯科ケアステーションの設置</li> <li>・ 歯科との連携に向けた研修の実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> 在宅歯科医療体制の充実	
事業の達成状況	<p>① 在宅歯科医療連携室の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅医療に携わる歯科医師のための資質向上研修会実施（6回）</li> <li>・ 各地域からの情報管理</li> </ul> <p>② 地域における在宅歯科医療の推進</p> <p>地域の実情を踏まえ各地区歯科医師会をA、B、Cに分類し、A、B、C地区それぞれの事業に応じた事業を実施した。</p> <p>A地区：在宅歯科医療・多職種連携取組先進地区（16地区） 在宅歯科医療において、多職種連携についての取組実績がある地区 <b>【実施事業】</b> 在宅歯科ケアステーション（相談窓口）の設置</p> <p>B地区：在宅歯科医療・多職種連携取組推進地区（13地区） 多職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区 <b>【実施事業】</b> 歯科との連携に向けた研修会（アドバンスコース）実施</p> <p>C地区：在宅歯科医療・多職種連携取組途上地区（27地区） 多職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区 <b>【実施事業】</b> 歯科との連携に向けた研修会（ベーシックコース）実施</p>	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅歯科医療連携室では、在宅歯科医療に携わる歯科医師の人材育成を図ることが出来た。</p> <p>また、在宅歯科医療に関し多職種連携についての取組実績がある地区においては、在宅歯科ケアステーションを設置したことにより、地域包括ケアシステム構築に向けた下地作りを進めることが出来た。</p> <p>そして、在宅歯科ケアステーションの設置に至らない地区については、地域の実情に応じ、歯科との連携に向けた多職種連携研修会を実施したことにより、地域の在宅歯科医療の推進を図れたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業では、府内全域で画一的に同一事業を実施するのではなく、地域の実情を踏まえ地区歯科医師会をA、B、Cに分類し、分類区分に応じた事業を実施し、事業の効率性を図った。</p>
<p>その他</p>	



事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.17】 CAD/CAMシステムを用いた歯科技工士の人材育成 事業	【総事業費】 1,601 千円
事業の対象 となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、 堺市圏域、泉州圏域、大阪圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・平成 27 年度から実施予定の研修で使用する教材の作成 【事業効果】 CAD/CAMシステムを使用した歯科技工士の知識及び技術を取得した 歯科技工士の人材育成・確保	
事業の達成 状況	CAD/CAMシステムを使用した研修用テキストを初心者（ベーシック 編）と上級者（アドバンス編）の作成及び研修会の参加を促すための周 知広報を行った。	
事業の有効 性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>周知・広報を実施することにより多くの歯科技工士が研修に参加し やすい環境を整えるとともに作成したテキストを活用した習得度に 応じた技工技術研修会が計画的に実施できる環境が整った。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>CAD/CAMシステムを使用した歯科技工士の知識及び技術を取得した 歯科技工士の人材育成・確保するため歯科技工関係者からなる「歯科技 工士人材育成事業委員会」（以下「委員会」という。）を組織し研修内容 の検討や研修用テキストの内容の検討及び周知広報の方法などを議論 し決定した。また研修用テキストの作成に関しては、委員会で検討した 内容を忠実に反映させるため別途、テキスト編成委員を設置し委員会と の綿密な連携のもと短期間の間に効率的かつ計画的に仕上げた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.18】 無菌調剤対応薬剤師の育成事業	【総事業費】 3,260 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>無菌調剤に関する研修を実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> 在宅医療（薬剤）受入体制の整備を推進	
事業の達成状況	薬局薬剤師が無菌調剤を行うための研修会を実施した（導入研修 1 回、大学 3 回、無菌調剤薬局 1 回）。	
事業の有効性・効率性	<b>（1）事業の有効性</b> 本事業の実施により、無菌調剤に対応できる薬剤師が育成され、在宅医療の受入体制の推進が図られてきたと考える。 <b>（2）事業の効率性</b> 座学による導入研修を事前に行うことにより、大学等では実務研修を重点的に行うことができ、より実践的な研修を効率的に行うことができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.19】 訪問看護推進協議会事業	【総事業費】 3,450 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 訪問看護推進協議会の設置 【事業効果】 訪問看護師の育成・確保	
事業の達成状況	当該事業期間中、大阪府医師会、病院看護部長、訪問看護ステーション管理者、大学教授、看護協会、大阪府の委員構成とし、訪問看護推進協議会を 6 回開催した。 平成 27 年 4 月からは、訪問看護推進協議会は大阪府の医療審議会の在宅医療部会で実施とし、実態調査は大阪府が継続して実施とする。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、大阪府訪問看護ステーションに関する実態調査及び、訪問看護推進事業の企画調整を行ったことにより、利用者のニーズに合わせたケアが提供できるよう、医療機関や訪問看護ステーション間の連携、並びに看護レベルの向上を図るなど訪問看護の推進に寄与できたものとする。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>大阪府下の訪問看護ステーションの体制やサービス提供の状況、関係機関との連携等の府の訪問看護事業の実態並びに地域別の整備状況や経年的な動向を把握したことにより、効率的に訪問看護の現状と推進に向けた課題を明らかにすることができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.20】 訪問看護ネットワーク事業	【総事業費】 22,900 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護支援センターの設置</li> <li>・訪問看護教育ステーションを 3 か所設置</li> <li>・訪問看護事業所における関係機関との連携強化について 250 か所を支援</li> </ul> <b>【事業効果】</b> 在宅医療に不可欠な訪問看護の供給体制の充実	
事業の達成状況	<b>【訪問看護ステーションが連携して機能強化する取り組みを実施】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問看護相互連携事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護ステーションにおける相互連携数 83 ステーション</li> </ul> </li> </ul> 訪問看護支援センター及び訪問看護教育ステーション（3 か所）の設置については、【NO.21】訪問看護師確保定着支援事業にて実施。	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 本事業の実施により、府内に多い小規模訪問看護ステーション等が、地域での共同広報事業の実施や関係機関との連携、ICTを活用した情報共有等、訪問看護の相互ネットワークが構築され始めたことにより、訪問看護利用者の増加や訪問看護ステーションの機能強化が行え、在宅看護の安定的な供給体制の整備に着手できた。 （2）事業の効率性 訪問看護相互連携事業では、全体事業説明会に加え府内の地域別に説明会を実施し、事業の周知徹底及び本事業の活用（取組）事例を紹介したことにより、事業期間が短い中で効率的な募集ができたと考える。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.21】 訪問看護師確保定着支援事業	【総事業費】 17,484 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護学生インターンシップの実施 (30 名)</li> <li>2 職場を体験する訪問看護実地研修を 20 か所で実施</li> <li>3 訪問看護ステーション・医療機関勤務の看護師等の相互研修を実施</li> <li>4 地域の実情に応じた訪問看護の実践研修を実施</li> <li>5 勤務年数にあった訪問看護師階層別研修を実施</li> <li>6 訪問看護師産休等代替職員の確保支援を実施</li> </ol> <p>【事業効果】 訪問看護師の質の向上と確保・定着による在宅看護体制の充実。</p>	
事業の達成状況	<p>【訪問看護師の確保・定着のための取り組みを実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●看護学生インターンシップ事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等養成所教員対象向け研修会 2 回開催</li> <li>・訪問看護ステーション対象向け研修会 2 回開催</li> <li>・インターンシップ実施者数 7 名 (受入れステーション 6 事業所)</li> </ul> </li> <li>●訪問看護実地研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者数 8 名</li> </ul> </li> <li>●訪問看護師産休等代替職員確保支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産休等代替職員数 8 名 (産休: 3 名、育休: 5 名)</li> </ul> </li> </ul> <p>【訪問看護の質の向上のための研修を実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問看護階層別研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者数 41 名</li> </ul> </li> <li>●訪問看護ステーションと医療機関の看護師の相互研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者数 97 名</li> </ul> </li> <li>●訪問看護ステーションの管理者間の相互研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者数 78 名</li> </ul> </li> </ul>	

	<p>●訪問看護実践研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護支援センターを設置し、小児訪問看護・難病・精神科疾患など医療依存度の高い利用者への訪問看護の実践をふまえた研修会や、災害対策に備えた研修会、精神訪問看護交流会、小規模多機能事業見学会を実施。また、コンサルテーション等による実務相談を実施。</li> </ul> <p>研修受講者数 289名（研修回数5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育ステーションを府内3か所に設置し、身近な地域において、地域の実情に応じた研修、個々に有する知識・経験等に応じて実践的な体験研修を実施。また、地域で行った研修会は、在宅皮膚排泄ケア研修会・病院の緩和ケアチームと訪問看護の研修会・ターミナルケア研修会・多機能事業交流研修会を実施。</li> </ul> <p>研修受講者数 161名</p>
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>訪問看護師の確保、資質の向上を図るための各種事業・研修を拡充したことで、訪問看護の安定的な供給体制の整備に着手できた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>訪問看護実践研修では、府内の地域を11ブロックに分け、身近な地域において訪問看護の実践的研修や医療介護の連携事業等を行う教育ステーションを設置することとし、平成26年は3地域・3事業所で実施したことにより、地域の実情に応じた研修会等を効率的に実施できた。</p>
その他	<p>在宅医療の推進、訪問看護の安定的な供給に向けて、地域医療総合確保基金を活用し、訪問看護師の確保、資質の向上とともに訪問看護ステーションの機能強化を図る等、新たに大阪府看護協会、大阪府訪問看護ステーション協会に委託・補助を行い、訪問看護を総合的に推進した。</p> <p>特に、インターンシップ事業は、養成所の看護学生にとって学習意欲を喚起する契機及び職業意識の育成につながり、訪問看護ステーションにとって訪問看護の理解促進及び魅力発信が可能となった。（平成27年度は養成所の看護学生約250名が申込予定。）</p> <p>また、地域で訪問看護人材・訪問看護ステーションを育てる教育ステーションは、平成27年度は府内の11ブロック全域に拡充するとともに、教育ステーションの標準的な事業計画モデルを提示することにより、ステーションが参画しやすい仕組みを提供する等、効果的に取組みを充実化する。</p>

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.22】 一般科・精神科等地域医療機関連携モデル事業	【総事業費】 1,196 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	認知症医療における医療連携パス等の作成 (モデル想定：大阪狭山市・吹田市)	
事業の達成状況	<p>(大阪狭山市医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク会議 2 回開催 参加者 (延べ) 12 名</li> <li>・事例検討会 2 回開催 参加者 (延べ) 21 名</li> <li>・普及啓発ツールの作成 「 」 800 部作成</li> </ul> <p>(吹田市医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク会議 1 回開催 参加者 (延べ) 12 名</li> <li>・事例検討会 1 回開催 参加者 (延べ) 12 名</li> <li>・研修会 1 回開催 参加者 (延べ) 12 名</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>認知症に係る在宅医療を推進するため、地域において一般科・精神科の医療機関等がネットワークを構築し、それぞれの強みに応じた医療を提供する体制を整えることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>ネットワークを構築し、顔の見える関係になることで、認知症だけではなく、様々な精神科領域に係る在宅医療の推進が期待できる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.23】 認知症早期医療支援モデル事業	【総事業費】 487 千円
事業の対象となる区域	泉州圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポート医による訪問支援を 3 回実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症医療におけるネットワーク構築</li> <li>・在宅医療における認知症患者の支援体制構築</li> </ul>	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症サポート医等における訪問支援数：2 例</li> <li>○対応困難事例についての事例検討会の開催：4 回、参加者（延べ） 36 名</li> <li>○事業啓発のための冊子作成：「我ら認知症お助け隊」3,300 部作成</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>泉州圏域において、サポート医による訪問支援や対応困難事例についての事例検討会を行うことにより、認知症医療におけるネットワーク構築の基礎ができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>冊子による事業の啓発やサポート医による実践的な支援により、効率的に認知症早期医療支援体制が構築できる。</p>	
その他		



事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.24】 小児のかかりつけ医育成事業	【総事業費】 2,676 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 26 年度は物品購入（参考：27 年度に研修会開催 4 回（予定））</li> </ul> <b>【事業効果】</b> 医療的ケアの必要な児への在宅医療提供体制の構築促進	
事業の達成状況	平成 26 年度において、患者シミュレータ（研修用ナーシングベビー）を二式購入した。 研修用消耗品の購入も行った。	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 地域の小児科医や内科医等訪問診療医及び医療スタッフを対象に、医療的ケアに必要な医療技術の習得、小児の特性理解、在宅療養支援のためのネットワークの必要性の理解を目的とした研修を実施する。 研修に際し、患児の心音・呼吸・脈拍等の表示を作業の手際に合わせて変動させることができる高度な患者シミュレータを用いることにより、実態に近い逼真的な訓練を行えることから学習効果を高めることが可能である。 （2）事業の効率性 上記取り組みにより効率的なかかりつけ医の育成体制を構築することができる。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業在宅医療体制の強化	
事業名	【NO.25】 糖尿病医療連携推進事業	【総事業費】 846 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）の作成</li> <li>・糖尿病医療連携に関する研修カリキュラム、リーフレットの策定及び研修会の開催、周知、広報等の実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> 在宅医療における糖尿病患者医療連携体制強化	
事業の達成状況	「糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）」の策定等に向け、専門医とかかりつけ医の連携などに関して、府の現状や課題を把握するために、調査票を作成した。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 調査票については、糖尿病患者に対する医療機関の連携状況などを詳細に把握できる内容となっていることから、府内の現状や課題を把握することが期待でき、「糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）」の策定や研修会の実施に有効に活用できると考える。</p> <p>(2) 事業の効率性 調査票については、糖尿病患者の通院の有無と通院している場合の診療内容を把握するための「予備調査票」、通院している場合の医療機関用調査票（専門医療機関用、専門外医療機関用）の 2 段階にわけて作成したことで、医療機関に効率的な調査が実施できると考える。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.26】 難病患者在宅医療支援事業	【総事業費】 2,792 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、 大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の難病専門病院が、地元医師会等と連携して医師・看護師・ヘルパー等を育成・指導する。</li> <li>・豊能圏域：研修会開催 2 地域</li> <li>・三島圏域：研修会開催 2 地域</li> <li>・大阪市南部・堺市圏域：研修会開催 2 地域</li> <li>・南河内圏域：研修会 2 地域</li> <li>・泉州圏域：研修会開催 2 地域</li> </ul>	
事業の達成状況	<p>○5 圏域で研修会 2 回を開催。</p> <p>○難病専門病院、医師会会員を含めた地域医療機関の医師、看護師、リハビリ職、MSW や介護職、保健師等、幅広い職種の出席が得られた。</p> <p>○研修テーマとして、難病法、入院から在宅への移行、人工呼吸器装着患者のケア、難病患者のリハビリテーション等が取り上げられ、参加者から連携や具体的な在宅療養の内容を知りたいとの希望があった。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>地域の難病専門病院が主催する研修で難病患者の実態を発信することで、地域関係機関のスタッフは、実際に診断や治療、ケアや患者の状態について知る専門スタッフから聞くことができる。リアリティのある研修内容によって、専門スタッフの知識をより向上させるものとなる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>地域関係機関だけでなく、専門病院が研修主催することで専門病院所属の医師・看護師等のスタッフが出席することにより、知識の共有が可能となるとともに、専門医療機関と地域関係機関の顔の見える関係づくりの一助となる。</p>	
その他	研修の結果、地域関係機関は連携やより具体的な内容について知ることを望んでいることがわかった。	

	<p>次年度に予定している実際の患者へ専門医療機関スタッフとの同行訪問やその訪問の経験を含めた研修を実施することは、より具体的な内容を地域関係機関スタッフに伝えることが可能となるため、難病患者を支える地域関係機関の拡大とスキルアップには、有効であると考えられる。</p>
--	---

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.27】 在宅療養における栄養ケア事業	【総事業費】 297 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・連絡会議の開催 8 圏域×1 回 【事業効果】 在宅医療体制の充実	
事業の達成状況	地域で活動する地域活動栄養士、食生活改善推進員、ケアマネジャー等の多職種が連携するための研修会を全地域 7 会場で開催した (大阪市と堺市合同実施)	
事業の有効性・効率性	<b>1) 事業の有効性</b> 府内地域で活動する地域活動栄養士、食生活改善推進員、ケアマネジャー等の多職種が連携するための研修会により栄養ケアの重要性を周知する場となった。 (7 会場 667 人参加) <b>(2) 事業の効率性</b> 府内全域において、地域の在宅療養者の課題を共有し、多職種が共同で、栄養ケアの効果的な推進が実践できるよう、先行事例によって、効率的な研修が行われた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.28】 緩和医療の普及促進等事業	【総事業費】 6,249 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和医療の正しい知識の普及事業を平成 26 年度 16 カ所で支援</li> <li>・緩和医療人材養成等事業の内、初任者研修等を平成 26 年度 15 カ所で支援</li> </ul> <b>【事業効果】</b> 緩和医療提供体制の充実と入院や外来、在宅と切れ目のない緩和医療提供体制整備の実現	
事業の達成状況	平成 26 年度においては <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和医療の正しい普及啓発事業を 5 カ所で支援</li> <li>・緩和医療人材養成事業の内、在宅における緩和医療のあり方に関する研修等を 9 カ所で支援(研修参加者約 900 名)</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	(1)事業の有効性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発資料の作成支援等により緩和医療の正しい理解の普及を促進した。</li> <li>・緩和ケアに携わる人材養成を行い、緩和医療提供体制の充実と入院や外来、在宅と切れ目のない緩和医療提供体制の整備を図った。</li> </ul> (2)事業の効率性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療拠点病院を中心に行うことで、患者に対し効率的な普及啓発を行った。</li> <li>・医師会、がん診療拠点病院を中心に行うことで、病院や診療所、訪問看護ステーションなどの関係者に対して効率的に事業推進を行った。</li> </ul>	
その他	緩和医療提供体制の整備の一層の推進には、より多くの事業者へ支援を行い、緩和ケアの普及啓発を行っていく必要がある。 医師会が主催する緩和医療人材養成事業では、在宅における病状緩和や地域の医療資源との連携、多業種連携・在宅医療との連携など、緩和医療に関する幅広い内容の研修を効果的に開催することができた。	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.29】 在宅医療充実のための死因究明の技術向上事業	【総事業費】 170,000 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・画像診断（A i）のためのCT車を整備 【事業効果】 在宅での看取り技術向上による在宅医の負担軽減	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、 ○ 死因究明のあり方を検討する中で、CT搭載車両の活用及び運用のあり方について検討中。	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 死因判定にかかる在宅医の負担を軽減することで、在宅医療の拡大を図るとともに、より正確な死因究明によるデータを活かして、在宅医療の充実、より適切な医療・介護サービスの提供が見込まれる。 （2）事業の効率性 大阪大学と連携して事業を執行することにより、事業の効率化を見込んでいる。	
その他	○複数年事業のため、総事業費は計画事業額総額を記載している。	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.30】 医療勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費】 8,017 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日  <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 医療勤務環境改善支援センターの設立・運営 【事業効果】 医療従事者の勤務環境改善	
事業の達成状況	「大阪府医療勤務環境改善支援センター」を平成 27 年 1 月に開設し、平成 26 年度は下記の事業を実施した。 ・ 支援センターに関する広報活動 ・ 医療勤務環境に係る現状調査 ・ 医療機関からの相談対応 ・ 研修会の開催 など	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 本事業の実施により、医療勤務環境の改善に取り組む医療機関からの相談体制を整備することができた。 (2) 事業の効率性 本事業の効率性 広報・調査・相談窓口と多角的に事業を展開することで勤務環境改善に向けた取り組みの効率性を図った。	
その他		



事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	<b>【NO.31】</b> 医師等の勤務環境改善のための医師事務作業補助者（医療クラーク）の整備	<b>【総事業費】</b> 67,854 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置を支援 <b>【事業効果】</b> 医療従事者の勤務環境向上	
事業の達成状況	府内の特定機能病院を対象とした、医師事務作業補助者の配置に要する経費の一部に対する支援を行った。	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 本事業の実施により、特定機能病院における医師事務作業補助者の配置に対する支援を行うことができた。 （2）事業の効率性 前年度の逆紹介率に応じて補助率を決定することにより地域の医療機関との連携を推進するという副次効果を狙い事業の効率性を図った。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.32】 病院内保育所施設整備費補助事業	【総事業費】 21,041 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・病院内保育所施設整備・看護師勤務環境改善施設整備を補助する。 【事業効果】 看護職員の定着	
事業の達成状況	・看護師を含む医療従事者の定着対策並びに再就業を促進するため、病院内保育所を新設する病院 3 施設に対して補助を行った。 ・看護職員の勤務環境の改善を行い離職防止を図るため、カンファレンスルームを新設する病院 1 施設に対して補助を行った。	
事業の有効性・効率性	有効性 従来より医療従事者の乳幼児を預かる府内病院内保育所の新築、増改築または改修に要する費用の一部を補助してきたが、基金事業に移行したことで補助率を上げることにより（1/3→1/2）院内保育所の施設整備を推進した。  効率性 申請書を紙及び電子データの両方を提出させることにより申請の修正箇所を申請者に的確に伝えることができたため効率的に事務を行うことができた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.33】 病院内保育所運営費補助事業	【総事業費】 337,632 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (公立病院は、平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日) <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・病院内保育所設置者に対し、保育士等の人件費を補助 【事業効果】 看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就職の推進	
事業の達成状況	○98施設に対して補助金を交付した。 ○近隣医療機関の医療従事者の児童を受入れる施設（公立病院の院内保育所にも同条件で加算部分のみ補助を行えるように補助対象を拡大）に加算を行った。	
事業の有効性・効率性	（1）有効性 民間事業者だけでなく国立、公立に補助対象を広げたこと、近隣医療機関の医療従事者の児童を受入れる施設にのみ加算を行ったことにより国公立の医療従事者及び院内保育所を持たない病院に勤務する医療従事者の離職防止及び再就職の推進に寄与した。 （2）効率性 申請書を紙及び電子データの両方を提出させることにより申請の修正箇所を申請者に的確に伝えることができたため効率的に事務を行うことができた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.34】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 44,526 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療支援センターの運営</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師の診療科目・地域偏在を軽減</li> </ul>	
事業の達成状況	府域全体で医療提供体制を支える医師を確保するため、地域医療支援センター運営事業を実施し、地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながらバランスのとれた医師配置を推進した	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>府内の医学部設置大学及び病院の協力の下、救急医療・周産期医療をはじめとした分野の研修を受け入れるネットワーク体制を構築し、医師の意向も踏まえながら効率的にキャリアアップが図れるように情報提供と調整を行う中で、地域におけるバランスのとれた医師配置を推進したと考える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>大阪府全体において、まとまった研修ネットワーク体制を構築したことにより、効率的な事業運営ができたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.35】 新人看護職員等研修事業	【総事業費】 47,522 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人看護職員等研修事業（新人看護職員研修、医療機関受入研修、多施設合同研修）</li> <li>・専任教員養成講習会</li> <li>・実習指導者講習会の実施</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【事業効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止</li> <li>・看護職員の教育または実習施設での指導の任にあたるものに対して、必要な知識・技術を修得させ、看護教育の内容の充実等を図る。</li> </ul>	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人看護職員等研修事業 新人看護職員研修実施数：97 病院（対象は 300 床未満の病院） 医療機関受入研修実施数：12 病院 多施設合同研修受講者数：302 名</li> <li>・専任教員養成講習会受講者数：49 名</li> <li>・実習指導者講習会受講者数：240 名</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>新人看護職員の基本的臨床実践能力の獲得及び早期離職防止の推進に寄与した。また専任教員養成、実習指導者講習会については、看護師等養成所の看護教員及び実習指導者の資格取得質の向上に寄与した。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>研修の機会を広く周知し、申請書の提出と併せて電子データの提出を求めたことにより、内容を効率的に審査し財源を有効に執行できたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.36】 看護師等養成所施設整備事業	【総事業費】 1,914,664 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等学校養成所における新築、増築、改築などの施設整備に係る経費の一部を補助</li> <li>・妊娠・出産・育児に関する多様な支援活動及び助産師養成のための研修を行う拠点となる施設の改修等施設整備に係る経費の一部を補助</li> <li>・高齢化社会に対応できる質の高い看護職員を養成するため、「在宅看護実習室」を整備する看護師等学校養成所に対して設備整備（備品）費の一部を補助</li> </ul> <p>【事業効果】 看護サービスの向上と看護職員の定着</p>	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関等における看護職員の確保を図るため、新築、改築等の施設整備を実施した看護師等養成所 3 カ所に補助を行った。</li> <li>・助産師研修施設の改修等施設整備を行う事業者 1 カ所に補助を行った。</li> <li>・高齢化社会に対応できる質の高い看護職員を養成するため、「在宅看護実習室」を整備する看護師等学校養成所 1 カ所に対して設備整備費の補助を行った。</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 施設設備の整備を行い、看護職員の教育環境を改善することにより、質の高い看護職員の養成ができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 事前に各養成所に意向調査を実施、状況を把握することにより適切な補助執行を実施できた。</p>	
その他	○複数年事業のため、総事業費は計画事業額総額を記載している。	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.37】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 877,892 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・保健師、助産師、看護師養成所における養成諸運営費に係る経費の一部を補助 【事業効果】 看護サービスの向上と看護職員の定着	
事業の達成状況	医療機関等における看護職員の確保を図るため、保健師、助産師、看護師等養成所の 38 カ所 54 課程に対し、運営費に係る経費の一部を補助した。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>保健師、助産師、看護師養成所における養成所運営費に係る経費の一部を補助することにより、看護師等養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策を推進した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>大阪府訪問看護ステーションインターンシップ事業に学年定員の 5～10%程度の学生を参加させる養成所に対しては原則として基準額どおり補助金を交付し、参加させない場合は減額することとしたことにより、養成所における学生の在宅看護への関心を高めることができた。</p>	
その他	養成所が学生に対して訪問看護ステーションインターンシップ事業への参加を促すことにより、同基金事業である大阪府訪問看護ステーションインターンシップ事業の計画的、効率的な実施が可能となっている。	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.38】 産科小児科担当医等手当導入促進事業	【総事業費】 409,896 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助</li> <li>・産科専攻医に研修医手当を支給する医療機関に対して補助</li> <li>・NICU に入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して補助</li> </ul> <b>【事業効果】</b> 産科小児科担当医の確保	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、 ○産科医分娩手当については、80 機関（40 病院、36 診療所、4 助産院）に対し補助 ○産科研修医手当については、9 病院に対し補助 ○新生児担当医手当については、7 病院に対し補助	
事業の有効性・効率性	<b>（1）事業の有効性</b> 産科や小児科（新生児）科の医師などの処遇改善を行うことによって、将来の産科等医療を担う医療機関や医師確保につながったと考える。 <b>（2）事業の効率性</b> 本事業の実施にあたり、医療機関が制度の趣旨を十分理解し適切な運用ができるよう説明会を開催するとともに、効果的な事例や申請書等における「よくある記入誤り」について注意喚起し、申請等の適正化を図る。	
その他		



事業の区分	3. 医療従事者の確保と資質向上に関する事業	
事業名	【NO.39】 精神科救急医育成事業	【総事業費】 1,564 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	精神科救急医の確保を図るため、精神科救急に携わる動機付けを高めることを目的に研修医等に対して実地研修も含む研修を実施し（平成 26 年度 1 クール）、精神科病院における精神科救急医の不足解消を図る。 【事業効果】 精神科救急医の確保	
事業の達成状況	○精神科救急医育成事業講習会は、24 医療機関から 92 名の参加者があり、そのうち精神科医および精神科研修医等は 30 名であった。 ○精神科病院における実施研修は、16 医療機関で 47 回実施され、参加者は延べ 94 名であった。	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 精神科医、精神科研修医等を対象に、講習会や病院での実地研修を行うことで、精神科救急に携わる動機づけを高めることができ、今後の精神科病院における精神科救命医の確保につなげることができた。 （2）事業の効率性 本事業の実施で、府内の精神科病床をもつ医療機関 60 か所のうち、24 機関から講習会の参加があり、また 16 機関で実地研修が実施されたことから、効率的に精神科救命医の育成ができた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.40】 小児救急電話相談事業	【総事業費】 43,434 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>・小児科医の支援体制のもと、看護師が保護者等からの夜間における小児の急病等の電話相談に応じる。</p> <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の安心確保</li> <li>・適切な受診行動を促進</li> <li>・夜間における小児科医の負担軽減</li> </ul>	
事業の達成状況	<p>○365 日、夜 8 時から翌朝 8 時まで、電話相談対応を実施 (26 年度相談対応件数：45,167 件)</p> <p>○相談業務の質の向上を図るため、相談員に対し研修会を実施 (26 年度研修回数：6 回)</p> <p>○事業運営にかかる課題把握や情報共有のため、関係者による運営会議を開催 (26 年度実施回数：12 回)</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>テレビ取材を受けるなど、注目を浴び、相談件数は前年度比で、約 5,000 件増加した。このことから、保護者からの高い需要があることがわかる。また、相談件数全体のうち、救急車を呼ぶようにとの助言は約 400 件あり、適切な受診行動の促進に役立っている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>大阪府として事業を実施することで、府内全域に対応することが可能となっている。また、医療機関受診先の紹介にあたっては、初期救急医療機関の案内のほか、救急医療情報センターの紹介など、他の機関への橋渡しも行っており、救急医療資源の効率的な利用が図られている。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.41】 小児救急医療支援事業	【総事業費】 118,979 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ブロック単位での輪番制等により休日・夜間に小児救急患者を受け入れる医療機関を支援</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児救急患者を受け入れる医療機関を確保</li> <li>・小児救急医療機関を支援することによる小児救急従事者の確保</li> </ul>	
事業の達成状況	<p>本事業により休日・夜間における入院治療等が必要な小児救急患者を受け入れる救急医療体制を確保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○参画医療機関：36</li> <li>○受入人数：113,363 人（入院：15,629 人、外来：97,734 人）</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>本事業により輪番等で受入医療機関を確保することで、医師をはじめとする医療従事者確保の観点から受入体制の確保が容易ではない休日・夜間の小児救急医療体制について、小児救急患者の円滑な搬送受け入れが促進されるとともに、小児救急医療に従事する医師等の負担軽減につながった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>市町村が行う地域ブロック単位での小児救急医療体制運営事業に対して助成をすることによって効率的に小児救急医療体制を確保することができた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.42】 救急搬送患者受入促進事業	【総事業費】 8,302,736 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 二次救急医療機関の受入困難な事案の受入実績に応じた補助 【事業効果】 救急搬送体制強化による救急の医師の負担軽減	
事業の達成状況	救急隊が搬送先選定に難渋する救急事案について、医療機関での積極的な受入れを促進した。 ○26 年度補助機関：187 機関 ○本事業による受入件数：27,599 件 【内訳】 ・ 要介護状態の高齢者（65 歳以上）：22,952 件 ・ 精神疾患患者における 119 番の要請原因が身体症状による事案：3,208 件 ・ 整形外科、脳神経外科の協力が必要な小児傷病者（15 歳未満）：1,296 件 ・ まもって NET 事案※：143 件 ※緊急度が高い傷病者について、5 件以上の搬送連絡を行う、あるいは、30 分以上現場に滞在して搬送連絡を行っても、受入医療機関が確保できない事案	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 医療機関が受入を難渋すると思われる 4 条件のいずれかに適合する患者の受入について、補助を実施した結果、当初予測よりも多くの受入があった。 （2）事業の効率性 受入実績に応じた補助を実施することで、受入医療機関へのインセンティブにつながり、効率的な事業執行となった。	
その他	本事業では補助対象となる患者情報を ORION（Osaka emergency information Research Intelligent Operation Network system：救急搬送支援・情報収集・集計分析システム）へ入力することを補助要件とし	

	<p>ており、これにより先に救急隊が ORION に入力した病院前情報との突合が可能となり、救急搬送・受入れの実態のデータによる検証にもつながる。</p>
--	---

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.43】 女性医師等就労環境改善事業	【総事業費】 272,068 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>・「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する際に必要となる、代替医師の件費や研修経費等の一部を補助</p> <p>【事業効果】 女性医師の就労環境改善による人材確保・定着</p>	
事業の達成状況	<p>平成 26 年度においては、</p> <p>○「就労環境改善」を行った 36 医療機関に対し補助</p> <p>○女性医師等の就労環境の改善を行うことによって、医師の確保・定着を図った</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業を実施することによって、補充困難な診療科の医師や離職を検討していた医師が引き続き勤務が可能となるなど、医師確保・定着の取組に有効であったと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業の実施にあたり、医療機関が制度の趣旨を十分理解し適切な運用ができるよう説明会を開催するとともに、効果的な事例や申請書等における「よくある記入誤り」について注意喚起し、申請等の適正化を図る。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.44】 ナースセンター事業・総合ICT化事業	【総事業費】 67,146 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ナースセンター事業の運営支援</li> <li>・ 看護師等修学資金貸付金の債権管理業務委託を開始</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潜在看護職員の就業促進</li> <li>・ 看護師等修学資金貸付金の ICT 化推進による省力化・効率化による貸付金維持とこれによる看護職員の人材確保・定着</li> </ul>	
事業の達成状況	<p>●ナースセンター事業</p> <p>①就業協力員の配置 啓発・広報や府内医療機関やハローワーク等関係機関との連携を行う就業協力員を増員し潜在看護職員の支援を行った。</p> <p>②ナースバンクの実施（無料職業紹介） 新規求職登録者数 3 7 1 2 名 就職者数 1 5 7 5 名</p> <p>③再就業支援講習会の実施（10回） 全受講者 1 2 1 名うち 1 0 5 名が就業（86.8%）</p> <p>④ナースセンター・ハローワークとの連携モデル事業を実施 ナースセンター相談員がハローワーク 4 か所にそれぞれ月 1 回づつ巡回を行った。</p> <p>⑤リフレッシュ研修の実施（2回） 受講者数 1 0 5 名</p> <p>⑥離職看護師の届出制の周知のためのチラシ、パンフレットを作成して配布した。</p>	

	<p>●看護師等修学資金貸付金の債権管理・回収業務委託事業 平成 26 年度においては、民間事業者との委託契約締結。 (平成 30 年 3 月 31 日までの債務負担契約) また、債権管理データベースの構築 (紙ベース情報のデータ移行)、 大阪府向けシステム改修を実施し、ICT化を推進した。</p>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>●ナースセンター事業 (1) 事業の有効性 積極的な広報活動によりナースセンターの認知度が向上し、新規求職登録者数、就職者数を増加させることができた。 (2) 事業の効率性 ハローワークと連携したことによりナースセンターと別々に行っていた看護師の就業支援を効率的に行うことができた。</p> <p>●看護師等修学資金貸付金の債権管理・回収業務委託事業 (1) 事業の有効性 貸付金の管理及び未収金の回収業務は、専門的な知識と経験等を有する民間事業者に委託することにより、債権管理回収業務の適正化及び未収金の効果的な収納を図る体制が整備された。  (2) 事業の効率性 貸付後から免除又は返還までの管理、及び正常債権と滞納債権を一括で管理するデータベースを構築し、包括的に業務を委託したことにより、正確・迅速に貸与者の状況把握が可能となり、効率的に確認・アプローチできる仕組みが整備された。 また、費用対効果の観点から、大阪府でシステムを新規構築・所有・運用するコストと比較し、委託業者のシステムを利用する手法を選択し、費用を抑制できた。</p>
<p>その他</p>	<p>○複数年事業のため、総事業費は計画事業額総額を記載している。</p>



事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業									
事業名	<b>【NO.45】</b> 在宅歯科診療のための歯科衛生士養成支援事業 (歯科衛生士養成所への施設・設備整備事業)	<b>【総事業費】</b> 18,234 千円								
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域									
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了									
事業の目標	・ 歯科衛生士養成所への施設・設備整備 <b>【事業効果】</b> 歯科衛生士の人材育成・確保									
事業の達成状況	平成 26 年度は、府内 4 校に在宅歯科医療を提供できる歯科衛生士を育成するための実技実習等に必要な下記の教育用設備、器材を整備した。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>口腔ケアモデル</td> <td>15 台</td> </tr> <tr> <td>ポータブル吸引器</td> <td>9 台</td> </tr> <tr> <td>聴診器</td> <td>35 台</td> </tr> <tr> <td>パルスオキシメーター</td> <td>21 台</td> </tr> </table>		口腔ケアモデル	15 台	ポータブル吸引器	9 台	聴診器	35 台	パルスオキシメーター	21 台
口腔ケアモデル	15 台									
ポータブル吸引器	9 台									
聴診器	35 台									
パルスオキシメーター	21 台									
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 整備した教育用設備、器材を活用した実技実習が新年度、当初から開始できる環境が整った。 (2) 事業の効率性 本事業では、画一的に機器を整備するのではなく、定員やカリキュラムなど養成所の実情を踏まえて、府が指定した教育用機器等から養成所側が整備台数、必要な設備・機器を選択し設置することにより、教育用機器等を効率的に整備した。									
その他	○複数年事業のため、総事業費は計画事業額総額を記載している。									

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業									
事業名	【NO.46】 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	【総事業費】 22,000 千円								
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域									
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了									
事業の目標	・ 歯科衛生士の学校・養成所の初度設備整備を 2 校で実施 【事業効果】 歯科衛生士の育成・確保									
事業の達成状況	府内で新規開校した 2 校に初度設備整備に必要な以下の教育用機器等を整備した。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">歯科用ユニット</td> <td style="padding-left: 10px;">11 台</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">歯科用吸引器</td> <td style="padding-left: 10px;">2 台</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">超音波洗浄器</td> <td style="padding-left: 10px;">1 台</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">モニター装置</td> <td style="padding-left: 10px;">1 式</td> </tr> </table>		歯科用ユニット	11 台	歯科用吸引器	2 台	超音波洗浄器	1 台	モニター装置	1 式
歯科用ユニット	11 台									
歯科用吸引器	2 台									
超音波洗浄器	1 台									
モニター装置	1 式									
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>27 年 4 月に 2 校が新規開校し、府内の歯科衛生士養成所 (校) は、13 校となり、より多くの歯科衛生士を志望する学生に対し門戸を広げ、優秀な歯科衛生士を育成するための環境が整った。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業では、画一的に機器を整備するのではなく、府から指定した教育用機器の中から養成所の規模や定員に応じて学校側が選択し設置することにより、教育用機器等を効率的に整備した。</p>									
その他										

